

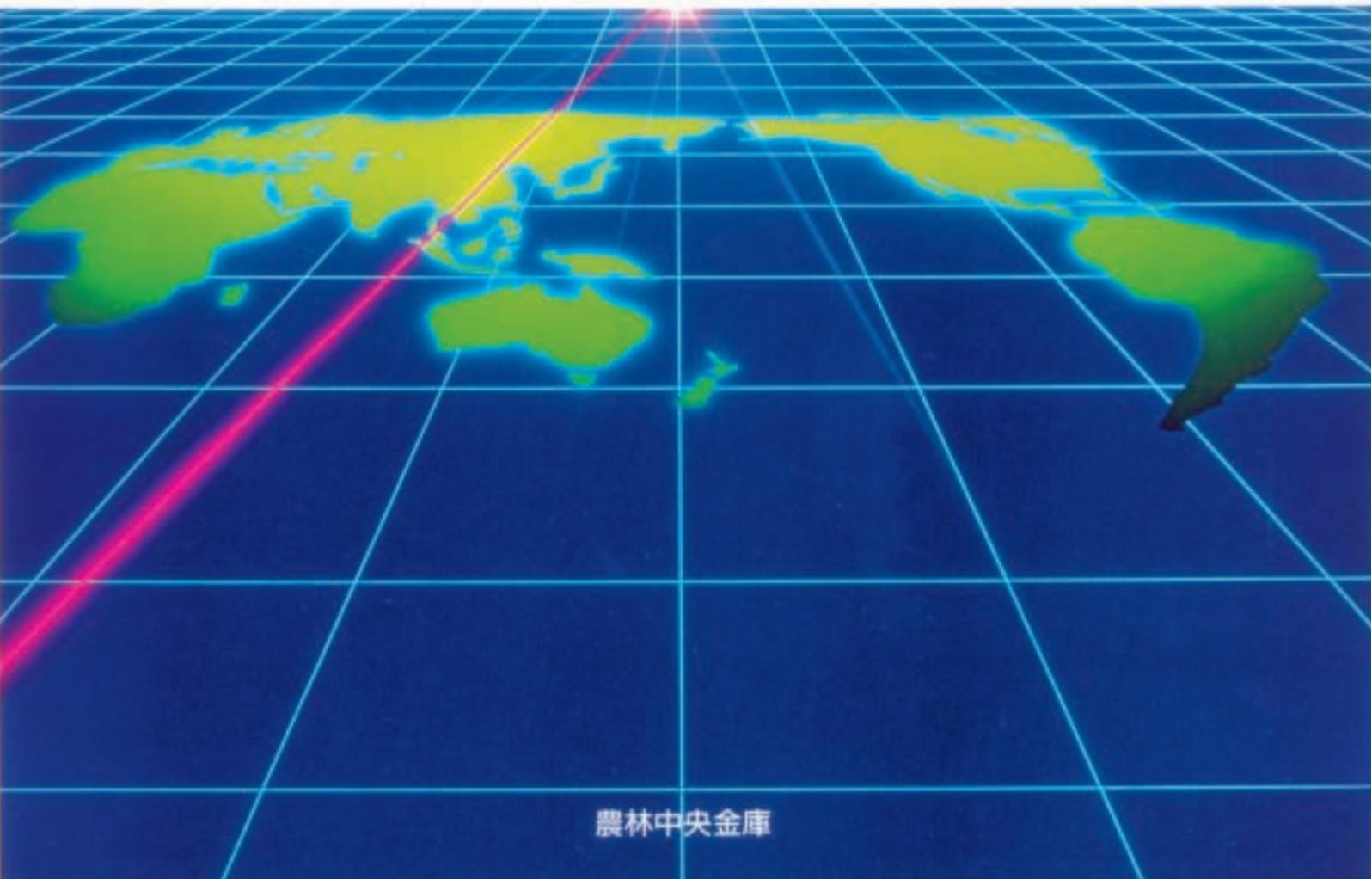
農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2010 **12** DECEMBER

農業政策と貿易

- 欧米と対比した戸別所得補償の特徴と課題
- TPPと戦略的経済連携
- 米輸出の動向と展望



今月の窓

農協をめぐる3つの乖離

農家および農協の正組合員の高齢化と減少や農業生産の長期的な減少、農業生産に占める法人のウェイトの増加など、農協をめぐる状況は近年大きく変化している。このような、①農業や組合員の実態、と②農協の事業運営、そして③農協制度には大きく3つの乖離が生じていると思われる。

第1は、組合員の実態と農協の事業運営体制の乖離である。

正組合員が高齢化し、その数も減少が続く一方、准組合員が増加しているため、正組合員数と准組合員数はほぼ同水準となっている。一方、農協の組織への参加や事業利用の中心は正組合員である。すなわち、農家組合などの集落組織は正組合員が中心に参加、女性部や青年部も正組合員またはその家族が会員の大多数を占めている。農業関連事業はもとより、信用、共済事業でも正組合員の利用率は准組合員や組合員以外の利用率を上回るとみられる。農協の事業推進体制も正組合員向けが中心となっている。

また、近年、農業に関する新規の資金需要は大規模経営、農業法人中心と思われるが、農協の農業融資は農家を主な対象としている。

第2は、組合員の実態と農協制度との乖離である。

上記のように正組合員数と准組合員数はほぼ同水準となっているが、農協の組合員制度では、正組合員のみ総会の議決権と総代の選挙権、被選挙権があり、理事会の理事の3分の2以上は正組合員であるなど農協のガバナンスは正組合員中心である。

また、2008年10月に当研究所が全中と共同で実施したアンケートでは、正組合員、准組合員、および農協利用者の農協に対する期待には、農業生産や農業所得向上など農業に関することとともに、地域住民のくらしの向上や地域の自然環境の保護など地域に関するものも強かった。一方、農協法は「農業生産力の増進及び農業者の経済的社会的地位の向上」を直接の目的としている。

第3は、農業の実態と農協の事業運営の乖離である。

農家が減少する一方で農業生産法人数は年々増加しており、2010年には1万2千法人となった。販売農家数163万戸と比較すると経営体の数では少ないが、畜産や花きでは農業生産全体に占める農業法人のウェイトはかなり高い。また、集落営農組織に加入している農家数は全農家の約2割を占めるに至っており、農業構造における組織化は急速に進展している。一方、農業法人協会会員に対するアンケートによれば、会員の9割は農協の正組合員であるものの農協の販売事業の利用は約4割にとどまっており、法人のニーズに農協が対応できていない部分があることが読み取れる。

以上のような農業、組合員の変化に対応して、すでに、准組合員に対する事業推進や意思反映の機会を設ける、農業法人との結びつきを強めるといった取組みを行っている農協もある。今後も実態の変化を踏まえた制度や事業の検討が必要であろう。

((株)農林中金総合研究所 調査第一部長 斉藤由理子・さいとうゆりこ)

今月のテーマ

農業政策と貿易

今月の窓

農協をめぐる3つの乖離

(株) 農林中金総合研究所 調査第一部長 齊藤由理子

直接支払い制度と競争力, 土地資源

欧米と対比した戸別所得補償の特徴と課題

平澤明彦 — 2

「開国」幻想と決別し整合性ある貿易政策へ

TPPと戦略的経済連携

石田信隆 — 23

米輸出の動向と展望

藤野信之 — 44

談話室

今、なぜ二宮尊徳か

— 四つの貧困化, その克服を報徳思想で —

鹿児島大学稲盛アカデミー講師
・元鹿児島県信用農業協同組合連合会常務理事

八幡正則 — 42

情勢

2008年度の農協経営の動向

福田竜一 — 59

統計資料 — 66

<第63巻総目次> 巻末添付

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

欧米と対比した戸別所得補償の特徴と課題

—直接支払い制度と競争力，土地資源—

主任研究員 平澤明彦

〔要 旨〕

- 1 米国の直接支払いは3層からなり，その基本的な性格は不足払い，つまり農産物価格が一定の水準を下回った場合の補てんである。一方，EUの直接支払いは単価が固定されている。いずれも過去の一定期間における単収と面積に固定されている点で，当年値に基づく補てんを行う戸別所得補償（および米国の新しいACRE支払い）とは異なる。
- 2 米国・EUともに主要な直接支払いは，輸出競争力を高める支持価格引下げの補てんとして導入された（その結果単収の地域差を反映）。他方，スイスの直接支払いは多面的機能への対価であり，国民投票により高水準の支払いが実現した。どの例も農業収入を維持する方針が明確であった。
- 3 それに対して日本の米の場合は，内外価格差が大きく，WTO対応で価格支持を廃止したうえ，傾向的な値下がり補てんをしなかった。戸別所得補償によって欧米に近い安定的な補てんが実現したものの，値下がりが続いた場合の十分な補てんは保証されておらず，財源の不安もある。
- 4 支持価格がないことは価格のコントロールがあまり精確にできないことを意味しており，内外価格差と，国内の供給過剰および需要減退を考慮すれば，今後の値下がりが懸念される。
- 5 また，米国・EUのような輸出国では，価格が低下すれば輸出向けや国内飼料向けの需要が大きく拡大し，価格が下支えされる。さらにはバイオ燃料向けの需要創出も可能である。それに対して輸出競争力を欠く日本の米は，そうした効果や選択肢が限られている。
- 6 こうした現状では，戸別所得補償の導入が値下がり促進する可能性もある。また，自由貿易協定等により輸入関税を引き下げた場合，戸別所得補償の拡大により米価を補てんしても，輸出競争力が無い限り国内生産は縮小するであろう。
- 7 米国・EUが用いた支持価格の引下げと直接支払いによる補てんという方法は，以前の価格水準があまり高くないことと，価格引下げにより内外需要を拡大できる競争力を前提とした上で適切な需給調整機能を発揮するようである。米国とEUはともに日本に比べて土地資源の豊富な輸出国・地域であり，その条件に合わせた形で国際ルールが設定された。土地資源の乏しい日本が適応していくことは困難を伴うのである。
- 8 残された需給の調整手段として，また米価下支え（および補てんにかかる財政支出の抑制）の間接的な手段として，生産調整の役割は大きい。日本における生産調整は水田農業や土地資源賦存を背景とする集団的取組みによっており，個々の経営を対象とする戸別所得補償との政策上のすり合わせが必要である。

目次

- 1 欧米の直接支払い制度
 - (1) 米国
 - (2) EU
 - (3) スイス
- 2 米の価格支持廃止以降における日本の直接支払い制度
 - (1) 米価・収入変動補てん
 - (2) 米戸別所得補償
- 3 日本と欧米の比較
 - (1) 所得支持機能と導入目的
 - (2) 価格支持と輸出競争力
 - (3) 生産調整の重要性と特徴
 - (4) 土地資源賦存の国際格差と直接支払い
 - (5) 値下がり促進の可能性
 - (6) 輸入障壁引下げの代替にはならない
 - (7) その他の制度上の特色
- 4 まとめ
——競争力の観点から——

本稿は2010年度にモデル対策として実施されている米の戸別所得補償について、欧米の直接支払いとの国際比較により、その特徴を調べる。^(注1)戸別所得補償制度は、米国やEUの直接支払いを参考にして設計されている。したがって欧米の制度の概要を紹介し、戸別所得補償と対比することには意味があると思われる。

また、現行制度の違いだけでなく、制度導入時の経緯や、土地資源賦存も参照することにより、日本における米の直接支払いのもつ性格の一端を明らかにしたい。特に、農地資源の豊富な米国・EUで作られ出した直接支払い制度を、農地資源の乏しい日本に導入すれば、競争力の違いから米欧とは異なる課題が出てくることを示したい。

(注1) 日本の戸別所得補償に対応する直接支払いに範囲を絞り、減反ないしそこの作付けに対する補助金や、農業環境政策等に関するものは扱わない。

1 欧米の直接支払い制度

まず本稿の前半では、米国とEU、スイスの直接支払いについて、とくに穀物を対象とする現行の制度を中心に、その導入以来の推移を整理する。^(注2)

(注2) 平澤(2010)を元に加筆した。

(1) 米国

a 現行制度

米国の主要な直接支払いは、所得・価格支持政策である農産物プログラムによって行われている。その基本的な性格は不足払い、つまり農産物価格が一定の水準を下回った際の補てんである。農産物の価格を低水準に抑制して競争力を持たせながら、農家の収入は直接支払いで確保する仕組みである。対象品目は、主要な土地利用型作物である各種穀物・油糧種子・豆類、綿花、落花生である。^(注3)

農産物プログラムにおける主要作目の農業支持は3層から成る(第1図)。このようなやや複雑な構成は歴史的経緯による。各層の名称は、①「販売支援融資」(あるいは「融資不足払い」)、②「直接固定支払い」、③「価格変動対応型支払い」である。

まず①販売支援融資は、作物を担保とするつなぎ融資である。このつなぎ融資により、農家は収穫直後の安価な農産物販売を避け、価格上昇を待って販売することが可能となる。この融資は元々は価格支持機能を有していたが、現在ではその機能は弱い^(注4)。

また、近年はこの融資に代えて融資不足払いの利用が多くなっている。これは作物の価格が融資単価を下回った場合、融資の代わりに、融資単価から作物価格を引いた差額を補助金として支給する直接支払いで

ある。販売支援融資と同水準の所得支持をしながら、政府の在庫と市場価格を低水準に保つ効果がある。

②直接固定支払いは、作目ごとに単位重量当たり一定額の補助金であり、価格水準によらない。1996年農業法で不足払い廃止後の経過措置として導入され^(注5)、その後2002年農業法により現在の形となって継続された。

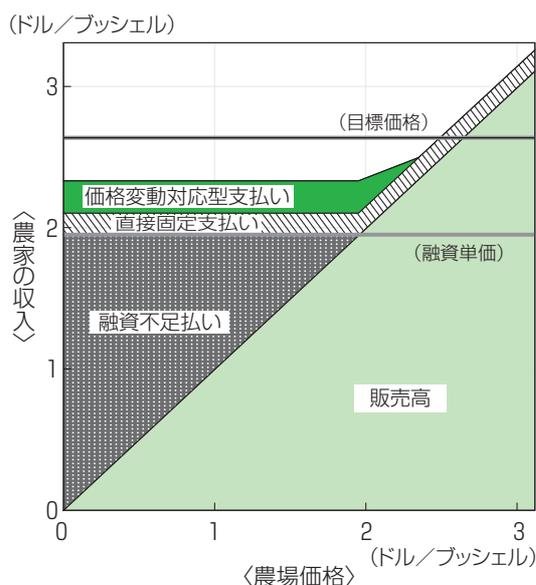
③価格変動対応型支払いは、作物の価格に上記二つの補助金(①と②)を加算しても所定の「目標価格」に届かない場合に、その差額を補てんする不足払い型の直接支払いである。2002年農業法で導入されたが、その基本的な機能は1996年農業法で廃止されたかつての不足払いと同様である。

このように①は融資不足払いの利用が多く、③も不足払い型の直接支払いであるから、全体として農産物プログラムは不足払いの性格が強いことがわかる^(注6)。

①～③の各支持の水準は、2008年農業法において品目ごとに単位重量当たりの価格ないし金額が具体的に定められている。なかでも全体の保証水準となる目標価格は90年代以降、ほぼ据え置かれている。また、②と③の対象となる「支払面積」は、過去の作付実績に基づく作目別「基準面積」の83.3%に抑えられている。さらに、②と③の算出に用いられる「支払単収」は各農場の実績に基づき、81～85年(③については更新した農場の場合98～01年の93.5%)の水準に据え置かれている。

09年からは、従来型の③に代えて、新し

第1図 米国トウモロコシ補助金の重量単価



資料 平澤(2009a)を元に改訂
 (注) 1 補助金の水準は2008年農業法による。
 2 融資不足払いを利用する場合。
 3 支払面積の制限比率および支払単収を反映して全基準面積平均の実質的な補助金単価を算出した。

い「平均作物収入選択（ACRE）支払い」を選択できるようになった。これは収入（価格×単収）の変動を補てんするものであり、保証水準は直前数年間における価格（全国2年間平均）と単収（州別5年間平均、ただし最高年と最低年を除く）の積の9割である。加えて農場段階における収入の減少も支払要件である。

b 不足払い型直接支払いの推移

小麦について農場価格（販売価格のこと）と直接支払い単価の推移をみると（第2図）、③不足払い型の直接支払いと目標価格が価格下落を補てんするおもな手段であったことがわかる。^(注7)まず1961年に価格支持支払いが導入され、63～65年における価格支持水準（融資単価）の引下げを補てんした後、73

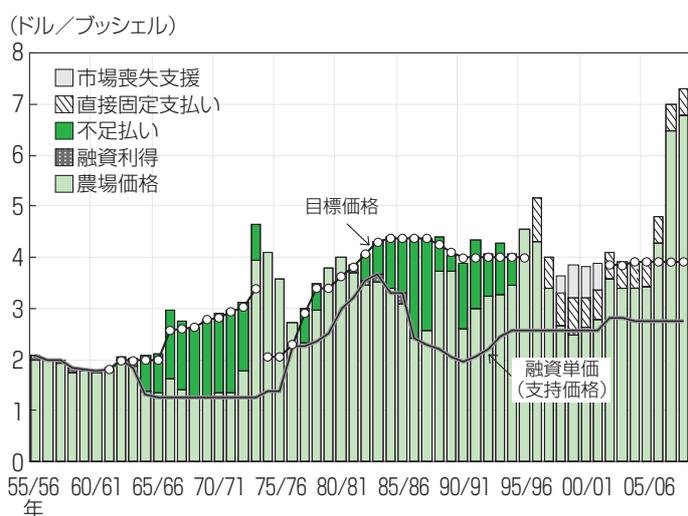
年にかけてさらに保証水準（「支持価格」、後の目標価格と同様）を引き上げて補てん割合が高まった。

74年には不足払いに移行し、70年代後半から80年代初めにかけては生産費の上昇に対応して目標価格が引き上げられた。この目標価格の下で、80年代から90年代前半にかけて低価格時の補てんが実現した。この間、86年には融資単価を大幅に引き下げたため不足払い（財政負担）が拡大した（手塚^(注8)（2004））。84年以降の目標価格は抑制傾向となり、88～90年にかけて引き下げられたあとは現在にいたるまでおおむね横ばいとなっている。

不足払い型の直接支払いは96～01年の間一時的に廃止されたものの、実質的には同水準のセーフティーネットが維持された。

96年に不足払いと目標価格が廃止された際は、7年間の移行措置として金額固定の生産弾力契約支払いが導入された。低価格が問題となった98～01年は臨時の法律によって不足払いに近い水準の補てん（市場損失支援支払い）がなされた。02年には不足払い型の直接支払いである価格変動対応型支払いが導入された。一方、不足払い廃止の移行措置であったはずの金額固定の直接支払いが直接固定支払いとして継続された結果、価格変動対応型支払いによる補てんは少なくなった。^(注9)さらに06年以降は農産物の農場価格が高まり、不足払い型の補てんは行われていない。

第2図 米国小麦価格と補てんの推移



資料 米国農務省の各種資料により筆者作成

- (注) 1 「目標価格」は、1961～73年は支持価格、74～95年および2002年以降は目標価格、60年以前および96～01年は該当なし。
 2 「融資利得」は、販売支援融資にかかる各種の補てん相当額。
 3 「不足払い」は、61～73年は価格支持支払い、74～95年は不足払い、96～01年は該当なし、02年以降は価格変動対応型支払い。
 4 「直接固定支払い」は、96～01年は生産弾力契約、02年以降は直接固定支払い、95年以前は該当なし。
 5 「市場喪失支援」は、98～01年のみ。

なお、米国では60年代に直接支払いを導入したうえ、経営規模も大きいため、早くから直接支払いの高額給付が問題となり、70年から受給者に対して給付額制限が課され、02年からは所得制限が導入された。

(注3) 生乳の不足払い(牛乳所得損失契約)もある。砂糖は農産物プログラムに含まれるが不足払いの対象外。

(注4) この融資には償還請求権がないため、作物が値下がりした場合は、農業者は(ア)担保作物を質流れにして返済を免れるか、あるいは(イ)融資額を下回る作物の時価相当分のみを返済する(差額を販売融資利得と呼ぶ)。前者の質流れ(ア)を選んだ場合は融資額で販売したのと同様の結果となることから、作物の価格は融資額(「融資単価」)の水準で下支えされる。後者の返済減額(イ)は政府の在庫保有を避ける措置である。当初の制度は(ア)のみであったがその後値下がりやを許容する(イ)、さらには次に述べる融資不足払いが導入されてその利用割合が高くなったため、価格支持機能は弱まった。手塚(2004)を参照。

(注5) 当時の名称は生産弾力契約支払い。

(注6) ただし近年は農産物価格の上昇により②の直接固定支払いの割合が高くなっている。

(注7) 小麦はかつての主要な生産・輸出品目であり、データが整備されている。以下、米国の3大作物(トウモロコシ、大豆、小麦)のうち、トウモロコシについてもおおむね同様。なお、大豆の不足払い型直接支払いは比較的新しく(2002年)、それまで融資単価が高めに設定されていた(服部(2005:66頁))。

(注8) 不足払いは農場価格(販売価格)が目標価格を下回った場合の補てんであるが、需給が緩く農場価格がその最低水準である融資単価(支持価格)まで下がっている場合、補てん額は融資単価と目標価格の差額である。その状況で融資単価が引き下げられると不足払いが拡大する。

(注9) 低価格時の補てんは直接固定支払いが優先されるため。

(2) EU

EUの所得支持(主要な直接支払い)は品目別の直接支払いとして導

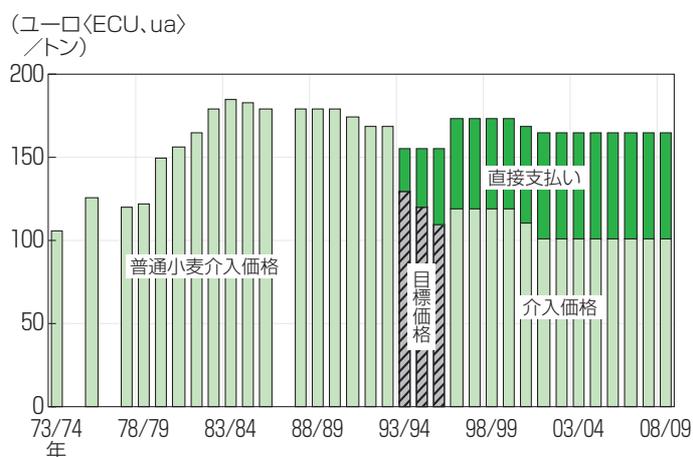
入され、現在は品目横断的な「単一支払い」^(注10)に移行中である。

品目別の直接支払いは、92年の共通農業政策(CAP)改革により導入された。支持価格を段階的に引き下げ、その引下げ分を直接支払い(直接補償)により補てんしたのである(第3図)。従って直接支払いの重量単価は定額である。対象品目は主要畑作物(穀物、油糧種子、タンパク作物)であった。^(注12)

各品目の支払額は、品目別の重量単価(全加盟国一律)に各地域の平均単収と各農家(ないし地域)の品目別作付面積を乗じたものである。従って、面積単価は単収差を反映して地域ごとに異なる。また、この単収と面積は86/87年~90/91年の平均値に固定された。そのため、直接支払いの面積単価と農場ごとの受給額も固定された。

続く99年のCAP改革では、価格引下げと直接支払いの上積みが進み、また対

第3図 EUにおける小麦の政策価格と補てんの推移



資料 EUの各種資料により筆者作成

(注) 直接支払いは原則として05~07年に品目横断的な単一支払いに移行した。08年時点ではフランスで部分的に従来型(小麦)の直接支払いが残存。

象品目も拡大した（酪農など）。この時、支払い対象面積は更新された（89～91年平均となった）が、単収の基準年は更新されなかった。

単一支払いは、2003年のCAP改革により導入された。それまでの品目別直接支払いの支払額を農場ごとに合算し、以後は生産品目によらず毎年同じ金額を支払う仕組みである。補助金額を品目から切り離すこと（デカップリング）により、何をどれだけ作るか（あるいは作らないか）の決定を市場と農業者にゆだねたのである。これによってWTO上の緑の政策とすることや、需給の改善、および生産効率の向上が意図されていた。

単一支払いの対象品目は順次拡大しており、2008年のCAP改革（ヘルスチェック）を経て2012年までにはほぼ全品目（土地利用型作物、畜産、酪農、野菜・果実など）が統合される予定である。また、単一支払いの導入に際しては加盟国の裁量を大幅に認めため、各国の制度は相違がある。

EUの直接支払いの長期的な存続に対しては批判がある。当初、農産物価格引下げの補償（直接所得補償）として導入した結果である。そこで、妥協を図るため直接支払いに二つの条件が課され、拡充されてきた。一つは「クロスコンプライアンス」であり、既存の法令順守（環境、公衆・動物・植物衛生、動物福祉）および農地の良好な農業的・環境的状况の維持（GAEC）である。いま一つは「モジュレーション」であり、直接支払いの財源の一定割合（2010

年8%、2012年12%）を農村振興政策へ移転するものである。各受給者について30万ユーロを上回る部分は4%の移転が上乗せされる。

（注10）以下、おもに平澤（2009b）による。単収と面積の基準年は理事会規則1765/92および1251/1999を参照。

（注11）牛肉の支持価格も、飼料穀物の値下げと同時に引き下げられ、直接支払いが導入された。

（注12）その後拡大され、現在はほぼすべての作物および酪農、肉牛、羊・山羊などを網羅している。

（注13）一部品目での品目別直接支払い存続（所定の割合以内、大部分は2012年までに終了）、および支払い枠を農場単位とするか地域単位（各農場への支払いは面積比例）とするかの選択など。

（3） スイス

スイスの直接支払いは^{（注14）}、多面的機能への対価としての位置付けが明確である。また、所得支持に相当する面積支払いに加えて、条件不利地への加算、環境保全や動物福祉に関する支払いが^{（注15）}統一的に整理されている。

1 農家平均の給付額は4.1万スイスフラン（約340万円）と、高水準である^{（注16）}。その一方で、給付限度額は7万スイスフランと厳しく、経営規模・所得・資産額が大きくなると減額ないし適用除外となる。また、国民老齢年金（日本よりはるかに給付水準が高い）との重複給付を避けるため、年齢が65歳以上になると給付されない。

直接支払いは93年以降の一連の農政改革によって本格的に導入された^{（注17）}。UR農業協定、ECへの加盟（当時予定されていたが実現はしなかった）、生産過剰、環境問題といった課題に対処するため、国境保護措置の削減、買取保証・価格保証・生産割当の撤

廃がなされるとともに、(多面的機能に対する)直接支払いによって農業所得を補てんしたのである。

96年の憲法改正により、農業の多面的機能を農業政策の目的とし、環境への配慮を要件とする直接支払いを主な施策として農業経営を支援することが定められた。この改正は自然保護団体の発議によるものであり、国民投票で77.6%と多数の賛成を得た。他方、それに先立つ農業団体の提案は、おおむね政府案に沿った従来色の強いものであり、国民投票で否決された。

スイスやEUの例では、市場支持から直接支払いへの移行によって当初は財政規模が拡大した。農家の収入源の一部が消費者から財政へと移ったためである。しかし、その後は安定し、生産過剰などによる無秩序な膨張がなくなった。

(注14) 直接支払いの現行制度についてはおもにスイス連邦経済省農業局のWebサイト (<http://www.blw.admin.ch>) および直接支払いに関する法令(オールドナンス)による。

(注15) 一般的な所得支持以外の直接支払い(環境支払いなど)は米国およびEUでは別の制度となっており、本稿では扱わない。

(注16) 専業農家が多いことも影響している。

(注17) 以下、平澤(2007)による。

2 米の価格支持廃止以降における日本の直接支払い制度

(1) 米価・収入変動補てん

1998年に米の価格支持(政府米の買入れ)が廃止されて米価の長期下落が続くなか、これまで各種の直接支払いによる価格

ないし収入の変動の補てん(以下「米価・収入変動補てん」という。いわゆるナラシのこと。)がなされてきた(第4図^(注18))。いずれも短期的・循環的な変動による価格ないし収入の低下を、過去数年間の実績を基準に補てんするものであり、生産者による拠出を伴うものが多い。その基本的な性格は過去2~3年間に発生した下落の補てんであり、中長期にわたる米価の累積的な下落を補てんすることはできない。

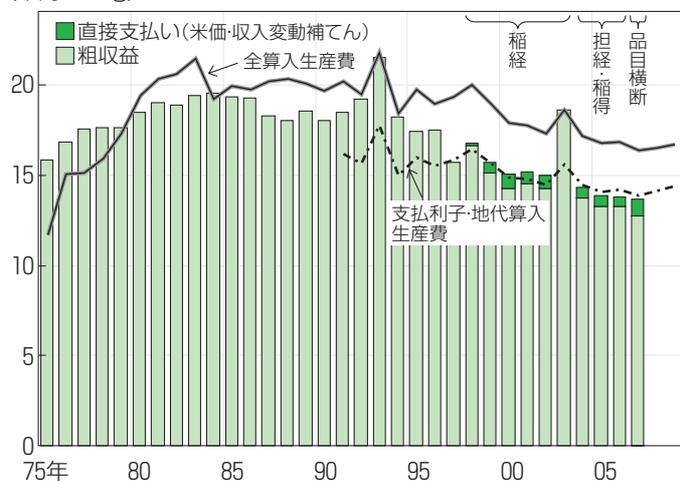
まず稲作経営安定対策(98~03年)では、各銘柄の価格が標準価格(市場価格の過去3年平均)を下回った場合、差額の8割を補てんする。財源は積み立て(基準価格の8%)による基金であり、その4分の1は生産者の拠出による。生産調整への参加が受給要件である。導入後、米価の下落が続いて補てんが不十分となったため、01年の補てん基準価格は2000年と同じにする、02年には基準価格を過去7年のうち最大値と最小値を除いた5年間の平均値するといった修正が加えられた。

04年以降の制度は、米政策改革の下で、生産調整実施者を対象とするものと、一定の経営規模要件を満たす担い手に対象を限定したものに分かれた。

一方の稲作所得基盤確保対策(04~06年)は、地域農業ビジョンを策定した地域で生産調整に参加した全農家が対象である。都道府県別に米の価格が基準価格(過去3年間平均)を下回った場合、差額の5割を補てんする^(注19)。積み立ては基準価格の5%、その2分の1は生産者の拠出による。05年産

第4図 米の販売価格と補てん(試算値)の推移

(千円/60kg)



資料 「米及び麦類の生産費」「米及び小麦の生産費」のデータ(全農家)により筆者算出・作成

- (注) 1 直接支払い(米価・収入変動補てん)は、98～03年は稲作経営安定対策、04～06年は担い手経営安定対策(過去3年平均基準)と稲作所得基盤確保対策の05年補てん実績による加重平均、07年は収入減少影響緩和対策(品目横断)。生産者の抛出率は差し引いた。稲作経営安定対策による補てんは生産費調査による。04年以降の基準価格・収入、補てん率、生産者の抛出率は各制度に従って計算。ただし全体の傾向をみるため、いずれも生産費調査の粗収益(全国合計値)により計算。また単純化のため生産面積の変化、基金額による支払い制限および他作目との収益相殺(2007年)は捨象した。
- 2 93年および03年は不作により高値。

の補てん実績は686億円(うち国の交付金433億円)であった。

他方の担い手経営安定対策(04～06年度)は、稲作所得基盤確保対策への上乗せ措置であり、都道府県別に稲作収入が基準収入(過去3年間平均)を下回った場合、差額の9割を補てんする(稲作所得基盤確保対策による補てん額は控除される)。価格ではなく、単収を含めた収入を補てんするようになったのである。生産者の抛出は4分の1であり、05年産の補てん実績は41億円(うち国の交付金31億円)であった。

07年以降の米価・収入変動補てんは、他の品目や施策と統合されて捕捉が難しくなった。

担い手を対象とする品目横断的経営安定

対策(07年度)は、都道府県別の単位面積当たり収入額が基準年(過去5年のうち最大値と最小値を除いた3年間の平均)を下回った場合、差額の9割を補てんする。それまでと大きく異なるのは、米と他の対象品目(麦、大豆、甜菜、原料用馬鈴薯)の基準年対比収入増減を各経営ごとに作付面積を乗じて合算・相殺した後の減収が補てんの対象となることである。つまり他の品目に増収があれば、米の減収に対する補てんはその分縮小する。積み立ては基準収入の10%であり、うち4分の1を生産者が抛出する。^(注20)また、担い手経営安定対策に比べて経営規模要件が緩和された。さらに、この制度は08年度に

は水田経営所得安定対策(北海道のみ水田・畑作経営所得安定対策)の収入減少影響緩和対策に改称され、担い手の面積規模要件に関する特認(規模要件によらない)が追加された。

担い手以外の生産調整実施者(かつ集荷円滑化事業抛出者)を対象とする稲作構造改革促進交付金(07～09年度)は、それまでと異なり、面積単価が各地域の定める一定額^(注21)であり、生産者は抛出の必要が無い。そのうえ、産地作り交付金に転用可能であり、07年度には国の予算の57%が転用された。

(注18) 以下、米価・収入変動補てんについてはおもに服部(2010: 34-50)および小針(2008)による。

(注19) ただし差額が300円/60kg未満の場合は全額政府負担による固定額300円を給付。300円を

上回る部分は基金による。

(注20) 07年末の見直しにより、07年産米で10%を超える価格下落があれば政府が補てんし、2008年産米以降については10%を超える価格下落を補てんするための拠出措置を県ごとに選択できるようになった。

(注21) ただし収入減少影響緩和対策の補てん額を超えてはならない。

(2) 米戸別所得補償

2010年度に実施中の米戸別所得補償のモデル事業は、米価変動補てん(変動部分)に加えて恒常的な赤字分(定額部分)も補てんする。補てん単価の算出が全国一律である点や、生産者による拠出、経営規模要件、品目間の収益相殺がいずれもなくなった点もこれまでとは異なる。変動部分は、米の販売価格が標準的な販売価格(過去3年平均)を下回った場合の補てんである。定額部分は、10a当たり1万5千円であり、標準的な生産に要する費用(過去7年間のうち最大値と最小値を除く5年の平均値)と標準的な販売価格(過去3年平均)の差に相当する。

2011年度の本格実施においては、変動部分は「米価変動補てん交付金」、定額部分は「所得補償交付金」と改称される。米価変動補てん交付金の算出に用いる標準的な販売価格は過去5年間のうち最大値と最小値を除く3年間の平均から流通経費等を除いたものとなる。戸別所得補償交付金は2010年度の定額部分と同じ10a当たり1万5千円である。

本来、戸別所得補償は販売価格が生産費を下回る場合にその差額を補てんする制度として構想された。^(注22) それまでの米価・収入

変動補てんは短期的な価格下落しか補てんできなかったため、戸別所得補償では生産費を基準とすることで傾向的な米価の下落による経営収支の赤字を補てんしようとしたのである。米戸別所得補償モデル事業の検討段階では、米価の下落に応じて補てんが拡大する不足払い型の直接支払いが想定^(注23)されていたと考えられる。しかし実施に際して、モデル事業の定額部分(および本格実施初年度の所得補償交付金)は10a当たり1万5千円に固定され、本格実施の初年度も同額となる方向である。^(注24) また、変動部分は従来どおり、おおむね過去2年間(本格実施では3年間)の下落を補てんするのみである。これは従来から麦・大豆で用いられていたナラシと固定ゲタの組み合わせと同じである。無論、たとえ固定ゲタであっても定額部分が導入されたことの意義は大きい。しかしもし傾向的な価格下落が今後も続く場合には、十分な補てんができず、販売価格と生産費の差額を補てんするという制度導入時の趣旨から外れることになる。その場合は定額部分の拡大が中期的な課題となろう。

(注22) 民主党の農業者戸別所得補償法案(2007年)は、交付金額を「標準的な販売価格と標準的な生産費との差額を基本として」定める(第3条の2)とした。

(注23) 服部(2010)を参照。また2009年10月「農林水産予算概算要求の概要」における定額部分は「標準的な生産に要する費用(過去数年分の平均)と標準的な販売価格(過去数年分の平均)との差額」であった。

(注24) 2010年1月6日付(3月3日付も同様)の農林水産省「戸別所得補償制度モデル対策に関する実務担当者向けQ&A」は、「米のモデル事業は単年度事業であり、本格実施に向けた検証を行

うものであることから、現時点で定額部分の単価を固定するかどうかの方針は決まっていない」としていた。一方、2010年8月31日付農林水産省「農業者戸別所得補償制度概算要求の骨子」によれば、米の所得補償交付金については「生産を抑制し、麦、大豆等への転作を進める観点から、標準的な生産費を『経営費+家族労働費の8割』として計算」とされている一方で、具体的な単価については「生産現場の混乱を避ける観点からも、モデル対策で設定した交付単価を用いる」とある。

3 日本と欧米の比較

以上みてきた欧米及び日本の現行制度について、以下では戸別所得補償の特徴を明らかにする観点から比較を行う。とくに、土地資源賦存を背景とする各国・地域の競争力を考慮しながら制度導入時の文脈や価格・需給調整機能を検討することで、戸別所得補償の性格と課題を示したい。

(1) 所得支持機能と導入目的

米国やEUの直接支払いは日本と異なり、農業収入を維持する方針がはるかに明確である（前掲第2, 3図）。いずれも輸出にかかわる問題に対処するため農産物価格を引き下げ、農家の収入を直接支払いで補てんしてきた。しかも、その際に価格支持制度を維持していた。

米国は1963年から、輸出競争力を強化するために支持価格を引き下げ、直接支払い^(注25)で補てんした。74年には所定の目標価格（支持価格より高い）と、各年における農家販売価格の差額を補てんする不足払い制度へ移行し、その後の一時的な中断を経て、基本的な枠組みは今も維持されている。やが

て、この支持価格引下げと直接支払いによる補てんという組み合わせがEUでも採用されることになった。

^(注26) EUは対米農業通商摩擦の原因となった輸出補助金を削減するため、92年以降の共通農政（CAP）改革において、支持価格を引き下げ、引下げ分を直接支払い（直接所得補償）で補てんした。米国と同様の組み合わせであるが、米国の不足払いと異なり、直接支払いの単価は固定されていた。

この制度改革には複数の要因が絡み合っていた。まず、支持価格を引き下げて域内価格を低下させ、内外価格差を縮小することで輸出補助金を削減した。EUの輸出補助金削減はガット・ウルグアイラウンド農業交渉のおもな焦点の一つであった。^(注27) 同時に、米国との妥協により直接支払いを当面削減不要の青の政策とすることで、ガット農業協定で要求される域内農業支持の制限を解決した。結局、EUは先行する米国から直接支払いという制度を輸入し、それを米国との間でお互いに認めることで、米国とともに国際ルールにおける直接支払いの路線を敷いたのである。一方、EU域内で当時最大の課題であった生産過剰に対処するため、市場による需給調整機能の強化（価格決定を市場にゆだねる範囲を拡大することで市場に対する生産の反応を促進）と、価格引下げによる域内需要の喚起も意図されていた。実際、この改革後は域内の飼料向け需要が増加して輸出が頭打ちとなり、供給過剰は大幅に改善した（平澤（2009b）：8頁）。

なお、その後03年CAP改革以降における

品目横断的な単一支払い制度への移行に際しては、各農場の受給額を作物別の直接所得補償から引き継いだ。^(注28)

それに対して、日本は1998年に米の価格支持を廃止して米価の下落を容認する一方、十分な補てんをしなかつた。^(注29) 価格支持(食管制度)の廃止は、ガット・ウルグアイラウンド合意に含まれる国内農業支持の削減を履行するためであった。導入された直接支払い(稲作経営安定対策と一連の後継策)は価格ないし売上の短期変動を吸収する米価・収入変動補てんであり、その後発生した傾向的な価格下落に対してはその影響をせいぜい3年程度遅らせる効果しか持たない(前掲第4図)。^(注30)

実は、米国で2009年から導入されたACRE支払いは、過去数年間の収入水準を基準として減収を補てんする点で、基本的な性格は日本の米価変動補てんと同じである。^(注31) しかし、その導入のタイミングと設計は、農業収入の最大化を指向する点で全く異なっている。ACRE支払いは基準収入を算出する際に過去2年間の平均価格を用いる。また、保証収入水準の変化は年間10%以内に制限されている。その結果、07/08~08/09年の歴史的な穀物価格高騰によって実現した農業収入の水準を、2008年農業法の期限内(2012年まで)において最大限維持する内容となっているのである。傾向的な米価下落の不十分な補てんであった日本の例とは対照的である。ただし、現実には2008年農業法の成立後数か月で穀物価格が急落したため、ACREプログラムの魅力は相当程

度低下した。また、制度の複雑さや、他の補助金が減額されること、綿花・米など南部の作物には有利でないことなどから、この制度を選択する農家は少なく、これまでのところ従来の不足払い型直接支払い(価格変動対応型支払い)への参加が大部分を占めている。

日本は価格支持を廃止したため、米の販売収入を本格的に補てんする直接支払い(戸別所得補償)を導入するにあたり、支持価格の引下げ幅に応じて補てん額を決めることができない。したがって何らか別の基準が必要となった。廃止以前の支持価格を基準とするのは財政的に高くつくだけでなく、この間に生産費も低下しているのそれだけの補てんは必要とされない。低くなった生産費を補てんの基準としたことは合理的であると思われる。

戸別所得補償による生産費の補償という独自の論理を通じて、価格支持廃止から12年を経てようやく日本でも米国・EUに近い安定的かつ大きな率の補てんが実現するといえる。

(注25) 「価格支持支払い」。農産物による現物給付であった(ERS(1984:p.25))。パリティに基づく価格支持が義務付けられていたため、融資単価(市場価格の下限)にこの価格支持支払を加えたものが価格支持であるとした。その後、不足払いの導入によって価格支持(融資単価)と所得支持(目標価格による直接支払い)が分離した(手塚(2004:14-15頁))。

(注26) 当時はEC。以下同じ。

(注27) 特に主要輸出品目であった小麦が問題となった。

(注28) 主要な方式(履歴方式)の場合、地域方式の場合は、地域内で面積比例の配分。

(注29) スイスでは価格支持を廃止する一方で、全体として農業付加価値縮小の約半分を直接支払

いで補てんした。穀物などの生産量は縮小して食料の輸入依存が進んだが、農家の減少に伴う経営規模の拡大もあって、農業従事者当たりの所得は微増となった。

(注30) 基準価格・収入が過去5年間(最大・最小値を除く)の平均値である場合。それは3年前の時点における(外れ値を除いた)移動平均値とみることができる。

(注31) 戸別所得補償は短期的な変動補てん(変動部分)と固定支払(定額部分)の組み合わせであり、米国におけるACRE支払い、直接固定支払い、販売支援融資の組み合わせから販売支援融資を除いたものに近い。

(2) 価格支持と輸出競争力

しかし、価格支持と輸出競争力の両方が欠けていることは、引き続き米欧との大きな相違点である。米国・EUの直接支払いは、支持価格の引き下げによる、少なくともある程度は国際競争力のある水準への価格下落と組み合わせられており、日本とは状況が違う。この相違がどのような影響をもたらすか、十分に吟味する必要がある。

米国・EUでは、そもそも支持価格を前提として主要な直接支払いが導入されたため、支持価格の引下げ幅として価格の下落幅を予め定めることができた。しかも、価格引下げにより相当の国際競争力が得られるため、それ以上の価格下落圧力が比較的生じ難い。実際、米国の現行制度では価格支持の機能は弱まっているものの、輸出を通じた国際価格による下支えが常に働いている。EUでも、近年の国際価格上昇により、穀物の介入買い入れを実施する必要はなくなった。穀物価格の低下は、飼料向け需要の拡大と畜産物の輸出にもつながっている。さらに、米国がバイオ燃料振興策によって新たな大規模需要を作り出すことがで

きたのは、米国のトウモロコシ価格が安いからである。

また、不足払いはもともと英国の制度である。植民地等からの安価な輸入食料に依存しながら、1846年以来の自由貿易で疲弊(注32)した国内農業を支援するため1931年に導入された(平澤(2007))。輸入国における支持価格なしの直接支払いという点では日本と共通している。だが、英国の例では国内価格は不足払いの導入以前から国際価格なみの水準であった。それに対して日本では内外価格差が大きくなままで、価格支持なしに不足払いを指向した制度が構想されたのである。

日本は支持価格を廃止したために価格の下落幅をあまり精確にコントロールできず、しかも価格下落によって需要の顕著な増大につながるような需要の拡大も想定され(注33)ない。輸出するにはなお価格が高すぎるうえ、EUの穀物の場合とは異なり、飼料として用いるには安価な輸入飼料作物との競合があるからである。食用需要の増加余地は元より限られている。

このように価格の市場調整機能は輸出国と輸入国で異なる。米国やEUのような輸出国(地域)であれば、国(地域)内価格の下落は直ちに輸出の増加につながり、需給を引き締めて価格を下支えする。しかし、農地資源が乏しくかつ高所得の先進国である日本は農業の競争力が低く、米の輸出が困難であるため、よほど米価が低下しない限り輸出による価格の安定は期待できない。

そのうえ価格支持もない現状では、国内要因による価格低下が起こりやすい。実際、これまでの米価下落は国内需要の縮小が大きな要因の一つである。そして大きな内外価格差は、値下がりの余地が大きいことを意味している。

日本の米は支持価格がないため大きく値下がりする可能性があり、EUのような固定単価の支払いによる補てんでは、販売収入を安定化できない。したがって、米の販売収入を安定化するには、値下がりに応じて補てんを拡大する不足払い型の直接支払いが必要である。しかし、今のところ戸別所得補償はそうした不足払いの機能を十分に備えておらず（前述2（2）を参照）、短期的な価格・収入変動にしか対応できない。

また、直接支払いによる補てんに伴い、農家の収入源はその一部が財政に直接依存するようになるため、財政負担は拡大する^(注34)。そのうえ、米価が大きく下落した場合、生産費との差額を補てんしようとするれば財政負担はさらに増大する。値下がり時の補てん財源について国民的な合意を得ておくべきであろうと思われる。逆に、在庫の隔離など市場介入のコストは少なくとも短期的には、直接支払いによる補てんよりも安い^(注35)であろう。もし大幅な値下がり時に財源上の問題から直接支払いによる補てんが難しくなるなら、市場介入も選択肢として持つべき^(注36)であろう。

(注32) たとえば、小麦と大麦の作付面積は半減した。

(注33) 本号掲載の藤野論文を参照。この内容からみて、日本の相対的な所得水準の低下、円安といった事態が大幅に進行しない限り、輸出の余

地は限られていると考えられる。

(注34) 日本の場合、今までのところ他の農政予算を削減して充当している。

(注35) 農産物の需要は硬直的であるため、わずかな供給の変化により価格が大きく変動する。

(注36) 減反不参加者も価格下支えの便益を享受することになる点は、問題となるかもしれない。しかし、減反参加者には直接支払いによる直接的な便益が保証されている。また、減反を条件とする直接支払いと価格支持の組み合わせは、米国・EUでも用いられてきた。とはいえ、減反参加メリットの縮小をできる限り防ぐ配慮は必要であろう。例えば介入対象を参加者の過剰在庫に限ることが考えられる。

(3) 生産調整の重要性と特徴

日本の米は価格が高く輸出の余地が限られる（上記）ため、需給調整の政策手段がおおむね国内向けに限られる点も、補助金つき輸出や対外援助を生産過剰のはけ口としてきた米国・EUと異なる。国内でも、価格が高いため飼料やバイオ燃料といった需要拡大の余地は限られている。そのため日本の米にとっては供給管理、なかでも生産調整の重要性が高い。しかも価格支持を行っていないため、生産調整は米価の下落と戸別所得補償の支払い額（財政負担）を抑制する主要な手段^(注37)でもある。一方、日本の生産調整は以下のとおり米国・EUのそれとは異なる性格を有している。

戸別所得補償と同様、米国・EUでもかつては日本と同様、減反への参加が直接支払いの受給条件であった。ただし、米国は96年、EUは09年に減反そのものを廃止した。農産物の値上がり、輸出やバイオ燃料向けの需要見込みから、むしろ生産を自由化すべきだと判断したのである。過剰生産力の解消と相当の価格競争力が前提であ

り、いずれも日本の米には該当しない。

米国・EUにおける減反は原則として不作付けであり、その配分は全農家一律（所定の面積割合）であった。転作は他の作物の生産過剰につながるため例外であった。一方、日本は耕地が少なく大豆や麦の輸入依存度が高い（つまり品質等の要件を別にすれば生産過剰が発生していない）ため、転作を奨励してきた。

また、日本の減反は集団的な取組みがなされてきた。水田、転作、零細経営、耕地の分散といった条件から、農家間・地域間の調整が必要なためである。個々の農家を対象とする「戸別」所得補償制度においてこうした調整をどう位置づけるかは重要な問題である。

さらに、日本の米は米国・EUと比べて減反の割合が^(注38)高く、農家の参加を妨げていると考えられる。食生活の変化と人口の減少による需要の縮小が続く環境の下で、長期的には過剰水田生産力の本格的な削減が必要とされよう。^(注39)農地の潰廃を避けながらこれを^(注40)実現するには、農業環境政策による生産の抑制や、他の農業用途への転換が求められよう。

(注37) 生産調整は1年単位なので短期的な価格変動には対処し難い（アナウンス効果はある）。そうした目的には備蓄の利用など、何らかの市場介入手段が必要となる。

(注38) 米国は80年代20%程度、90年代10%程度（服部）。EUは当初15%（その後毎年変更）、99年改革で10%に固定。日本は参加者にとって3～4割の減反が必要。

(注39) ただし気候変動などの不測要因を十分考慮する必要がある。

(注40) たとえば米国では、保全留保地プログラムの下で侵食されやすい1割程度の耕地が休耕さ

れており、農産物需給に対しては生産調整と同様の効果を果たしている。またEUでは、単一支払いの受給要件（クロスコンプライアンス）に環境要件が含まれているほか、直接支払いは環境など公共財供給への対価としての性格をさらに強める議論が有力である。

(4) 土地資源賦存の国際格差と直接支払い

上にみてきた輸入国としての日本の特徴は、日本農業における土地資源の制約という文脈から理解することができる。

より一般的に、農業保護の水準を決める基本的な要因は、①経済発展の程度（ないしは所得水準）と、②農地として利用できる土地資源の豊富さ、の二つである（平澤(2006)）。先進国同士で比較する場合は、経済発展の程度についてはおおむね同質とみなせば、土地資源の豊富さが農業保護水準のおもな決定要因となる。土地資源の乏しい国ほど農業の競争力が低く、高水準の農業保護が適用されている。

さらに、土地資源は支配的な決定要因であるため、農業保護の水準だけでなく、その内容にも影響を及ぼしているはずである。したがって、直接支払いの制度についても土地資源の制約を考慮する必要がある。ここでは、土地資源の特に豊富なオーストラリアを加えて各国・地域の直接支払いを比較してみたい。

土地資源の豊富さ（人口一人当たり耕地面積）は、そのまま農業経営面積の大きさに直結しており（平澤(2005)）、日本を1とするとEUは10、アメリカは100、オーストラリアは1,000というけた違いの規模格差が

ある。スイスは日本とEUの間に位置する。

経営規模の特に大きなオーストラリアは農業保護を殆ど撤廃している。土地が豊富で農業に比較優位があるため、恒常的な生産費の補てんを必要とせず輸出市場で競争していけるのである。次いで土地資源の豊富なアメリカは、既に1960年代という早い時期に国際競争力のある水準まで支持価格を引き下げ、かつ年毎の不足額を補てんするという柔軟な直接支払い（不足払い）を導入することができた。それに対して土地資源の面で不利にあるEUは、90年代以降2段階に分けて穀物の支持価格を引き下げ、国際価格の上昇によりようやく内外価格差が解消した。しかも、値下げを補てんするために導入した直接支払いのあり方（個別農家の過去実績に基づく受給権）に対しては批判が続いてきた。また、日本で98年に米国・EUのような価格支持の引き下げと直接支払いによる補てんがなされなかった大きな理由のひとつは、日本の米価が高く国際競争力が低かったことであると思われる。

このように見てくると、EUよりさらに土地資源に乏しく競争力の低い日本^(注41)で、直接支払いによる生産費の十分な補てんを財政的に維持すること、あるいは納税者の支持を得ることは重要な課題であると考えられる。参考となるのはスイスの例である。土地資源の制約が日本にやや近いスイスでは、自然保護団体の提案により、農業の多面的機能に対する直接支払いを農業政策の基本施策とし、それによって農業経営を支

えることを、国民投票で決定した。その結果、高水準の直接支払いが国民の高い支持を得たのである。

(注41) ただし、米の主要輸出国にはタイ、ヴェトナムあるいは含まれており、必ずしも米国ほど土地資源が豊富ではない（ジャボニカ米の生産国である中国も同様）。それらの国と日本との競争力格差には、土地資源に加えて所得水準の差も大きく寄与している。

(5) 値下がり促進の可能性

直接支払いは必ずしも農家の所得増加につながらず、農産物価格の低下および地代に配分される可能性がある。米国やEUでは直接支払いは当初農産物価格の引下げとともに導入された結果、安価な農産物の供給によって流通や食品産業を潤しているとの見方がある。また、直接支払いは地代を通じて地主に移転される傾向にある。直接支払いは公的財政によるため、納税者だけでなく、他の市場参加者にとっても内容を把握しやすく、農家との交渉や農地価格に織り込まれるのである。戸別所得補償は農家の所得安定を目的としているが、直接支払いの増加と所得の安定自体がそうした他部門への流出を引き起こす可能性がある。とくに、日本の米のように生産過剰による値下がり圧力が強い状況下では、価格低下につながりやすいと考えられる。

(6) 輸入障壁引下げの代替には ならない

WTOの多国間貿易自由化交渉や、FTA/EPAといった二国間の自由貿易協定締結によって、農産物に対する日本の輸入関税を

引き下げの場合、価格の低下を直接支払いで補てんすればよいという指摘がある。

しかし、もし将来そのような形で輸入との競争に晒された場合、内外価格差が大きい限り、たとえそれを直接支払いで補てんしたとしても日本の農業の縮小は避けられないであろう。なぜなら国内市場では輸入との競争により次第に国産品のシェアが下がる一方、内外価格差のため輸出は殆どできない状況が続くと考えられるからである。国境障壁の削減は、輸出と輸入の両方が同程度に増加しなければバランスが取れないのである。基本的な構図は、これまで他の様々な農産物が辿ってきたのと同じである。つまり、輸出競争力がない限り、輸入障壁の縮小・撤廃は国内生産の縮小につながるであろう。

また、輸出を可能とするため米国のように価格を輸出競争力のある水準まで引き下げ、直接支払いで補てんすることは、財政負担の大きさとWTO対応の両面から難しいと考えられる。

(注42) 関税が低下して本格的な参入が可能となれば、少なくとも中長期的には輸入品がある程度のシェアを獲得する蓋然性が高い。

(注43) あるいは輸出補助金により輸入と同規模の輸出を行う。

(7) その他の制度上の特色

a 柔軟性と全国一律の基準

米戸別所得補償は、以下にみるとおり米国・EUと比べて時系列的な変化ないし当年の状況への対処については柔軟である一方、地域差への対応が欠けている(第1表)。

米戸別所得補償における補てんの基準に

生産費を用いることは、農業の実態に即して必要とされる補てんの根拠として理解しやすく、また補てんの水準に客観的な裏づけを与えている^(注44)。支持価格の引下げを補てんしたEUや米国の直接支払いには、米戸別所得補償のように直接的な生産費との対応関係はない^(注45)。

また、支払額の算定に際して単収、作付面積とも当年の値を用いる点も、米戸別所得補償の特色である。これは米国の新しいACREプログラムと共通の特徴であり、当年において発生した損失をより正確に補てんすることで、収入変動リスクへの適切な対処を可能としている。従来型の米国・EUの直接支払いは、単収と生産面積が過去の一定時期におけるそれに固定されており、当年の生産から切り離されている(デカップルされている)一方、補てんの水準はそれだけ柔軟性を欠いている。

しかも、戸別所得補償は生産費の補てんであるため、もし今後定額部分の単価が見直される場合は、生産費の低下を反映して補てん基準が引き下げられるはずである。このように生産性の向上を織り込む柔軟性を備えている点は出色と思われる。一方で、資源価格の上昇による肥料や燃料などの費用増加も加算される。米国・EUの直接支払いは支持価格の一定額の引き下げに由来するため、その目標価格や支払単価はより固定的である。

これらの特徴は、必要に応じた補てんを給付するという点で優れた柔軟性を与えている。厳しい経営状況におかれた稲作への

第1表 EU, 米国と日本の

国		EU		米国		
				(1階部分A)	(1階部分B)	(2階部分)
名称		直接所得補償／単 一支払い(履歴方式)	介入買入れ	販売支援融資	融資不足払い	直接固定支払い
性格		定額支払い	価格支持	価格支持&つなぎ 融資	不足払い	定額支払い
単 価	可変性	固定	固定	変動(返済免除)	変動	固定
	単位	重量	重量	重量	重量	重量
	算出	過去の特定期間に おける単収×支持 価格の引き下げ幅	固定	農産物を担保に固 定単価で融資, 価 格下落時は返済せ ず質流し(あるいは 市価のみ返済)	農場価格が融資単 価を下回る場合の 補てん	固定
単 収	可変性	固定	—	—	—	固定
	地域差	地域別	農場別	農場別	農場別	農場別
価 格	指標となる価格	—	介入価格	融資単価	融資単価	—
	可変性	—	固定	固定	固定	—
	地域差	—	一律	一律	一律	—
	販売価格	—	—	郡別	郡別	—
そ の 他	対象面積	過去の特定期間に おける作付面積	無制限	無制限	無制限	過去の特定期間に おける作付面積の 83.3%
	品目別	品目横断(移行中, 方式は国により多様)	品目別	品目別	品目別	品目別
	財源	EU	EU	国	国	国
	支払制限	農村振興政策への 財源移転(高額受給 部分は高率)	(介入数量と予算の 制約あり)	所得制限	所得制限	所得制限, 支払額 制限

資料 筆者作成

支援としては適切であろう。

その一方で、支払い単価およびその算出基礎となる単収と価格がすべて全国一律であることは今ひとつの特色である。米国・EUの直接支払いはいずれも農家ないし地域毎の単収によっており、日本の従来の価格・収入変動補てんは価格も地域別であった。戸別所得補償は全国一律の基準を設定

することで簡潔な制度となったが、地域差に対応する柔軟性を失った。

このように米国・EUの従来の直接支払いは過去の単収・面積に拘束される一方で単収の地域差を考慮しているのに対して、戸別所得補償は当年の単収・面積を前提に生産費を補てんする一方で地域差は考慮されない。両者は経営収支の実態に即した補

直接支払い・価格支持制度

		日本(コメ)			
(3階部分:既存)	(3階部分:新型)				
価格変動対応型支払い(CCP)	ACRE支払い	水田・畑作経営所得安定対策(収入変動緩和)	戸別所得補償(当初案)	戸別所得補償(定額部分)	戸別所得補償(変動部分)
不足払い	変動補てん	変動補てん	不足払い	定額支払	変動補てん
変動	変動	変動	変動	固定	変動
重量	面積	面積	面積	面積	面積
農場価格が目標価格を下回る場合の補てん	収入(農場価格×単収)が低下した場合の補てん。ただし州平均以外に各農場の収入減少も支給要件。補てんの上限は25%	都道府県別(*)収入が低下した場合の補てん。ただし農家段階では全品目相殺後の低下分が補てん対象	販売価格が生産費を下回る場合の補てん。標準販売価格(過去数年平均)との差は定額部分、それ以上の低下の補てんは変動部分	導入時における生産費の補てん	販売価格が低下した場合の補てん
固定	変動	変動	変動	固定	変動
農場別	州別	都道府県別(*)	一律	一律	一律
目標価格	収入保証	収入	生産費	(生産費)	販売価格
固定	直近の平均(価格は2年,単収は5中3年),年間の変化は10%以内	直近の平均(5中3年)	直近の平均(数年)	固定(導入時は直近の平均(7中5年))	直近の平均(3年)
一律	州別(価格は一律)	都道府県別(*)	一律	一律	一律
一律	一律	都道府県別(*)	一律	一律	一律
過去の特定期間における作付面積の83.3%	当年の作付面積の83.3%(上限あり)	当年の収穫面積(販売証明)(上限あり)。最低経営規模要件あり(後に緩和)	当年の作付面積(上限あり)	当年の作付面積(上限あり)	当年の作付面積(上限あり)
品目別	品目別(参加は全品目一括だが,品目間相殺なし)	品目横断	品目別	品目別	品目別
国	国	国と生産者	国	国	国
所得制限,支払額制限	所得制限,支払額制限	(基金による財政制約あり)	-	-	-

(*一部は地域別)

てんという観点からみれば、力点の置き方が対照的である。

b 生産者拠出, 品目間相殺, 規模要件

これまでの価格・収入変動補てんにおける生産者による拠出, 経営規模要件, 品目間の収入増減相殺, はいずれも米国・EUの直接支払いにない独自の特徴であったが,

米戸別所得補償では採用されなかった。

生産者による拠出と, 収入の補てん(2004年から), そして品目間の収入増減相殺(07年のみ)は, この制度が農業収入保険に近い性格のものであったことを示していると考えられる。米国における作物収入保険の拡大とも通じるものがある。短期的な収入リスクに対応する性格は, 上述のとおり戸

別所得補償の変動部分に引き継がれた。

他方、経営規模要件は日本の特殊な状況に対応したものである。米戸別所得補償がその対象を大規模経営に限定せず、小規模経営までを含めたことは、これまでの制度からの大きな変更点である。日本では農業経営規模の零細性が特に問題とされており、経営規模の拡大が進まないことから、04年以降は次第に大規模経営へ施策を集中していた。それに対して欧米では大規模生産者に対象を限定する例はもともと見当たらない^(注47)。それでも経営規模の拡大は進んでいる。むしろ欧米では大規模経営・地主への補助金受給額の集中が問題視され、小規模家族経営への補助金給付は望ましいと考えられている。

欧米では大規模経営への補助金を抑制するため、所得制限や受給限度額（米国、スイス）、高額受給者の補助金単価引下げ（EU、スイス）といった対策が採られている。日本でも将来、土地利用型農業の経営規模拡大が進んだ場合、あるいは畜産など他の品目へ戸別所得補償の適用を拡大する際には、こうした問題が出てくる可能性があるだろう。

EUやスイスでは、現役世代の退出は雇用問題につながるため、経営規模の拡大はおもに世代交代により進むとの考え方が強いようである。EUには高齢者の退職奨励補助金がある。また、スイスの直接支払いは、高水準（日本と比べて）にある年金との重複受給を避けるため、65歳以上の高齢者を対象外としている。直接支払いが手厚

いだけに世代交代や農地の流動化を促進する効果があると考えられる。

(注44) 算定方法による恣意性は残るものの、政治による決定と比べれば明らかに客観性が高いと考える。

(注45) ただし米国では76～77年および79～81年に、各年における不足払いの目標価格を改訂する際、生産費の変化を反映して調整することが定められていた。

(注46) 支持価格引下げの補てんという導入時の性格から、重量単価は一律で単収の地域差を認める形になったのであろうと思われる。戸別所得補償はそうした制約から自由であった。なお、EUで中東欧新規加盟国が採用している単一面積支払の面積単価は各国内で一律。

(注47) 米国・EUでも行政コスト削減等の観点から、自給的農家などごく零細な生産者を直接支払いの対象外とする動きはある。戸別所得補償も販売農家が対象となっている。

4 まとめ

——競争力の観点から——

戸別所得補償によって、日本の米でもようやく安定的な補てんが実現した。しかし値下がりが続いた場合の十分な補てんは保証されておらず、財源の面でも不安が残る。こうした状況の背景には、土地資源賦存の希少さとそれによる国際競争力の低さ（内外価格差の大きさ）がある。

米国・EUは穀物の支持価格を国際競争力のある水準へと引き下げて直接支払いで補てんしたのに対して、日本の米の場合は内外価格差が大きく、価格支持を廃止したうえ、傾向的な値下がりの補てんをしなかった。

米の支持価格を廃止したため、本格的な補てんを開始するに際して支持価格以外の基準（生産費）が必要となった。また、支

持価格がないことは価格のコントロールがあまり精確にできないことを意味しており、内外価格差の大きさと、国内の供給過剰および需要減退を考慮すれば、今後の値下がりとは十分な補てんの可否に関する懸念がある。

今のところ戸別所得補償は定額部分を固定し、変動部分を短期的な値下がりの補てんに限ることで、傾向的な値下がりがあっても財政負担は拡大しない仕組みである。しかし値下がりが続いて農家収入の補てんが必要とされれば、財政負担が問題となる。

また、米国・EUのような輸出国と異なり、輸出競争力を欠く日本の米は、価格がある程度低下しても、輸出向けや、ましてより安価な他の輸入飼料と競合する国内飼料向け、さらにはバイオ燃料向けの大規模な需要拡大と、それによる価格の下支えを見込み難い。

そのため需給の調整手段として生産調整の役割が大きい。生産調整はまた、支持価格がないため、米価下支え（および補てんにかかる財政支出の抑制）の間接的な手段としても重要である。また、日本における生産調整は水田農業や土地資源賦存を背景とする集団的取り組みによっており、個々の経営を対象とする戸別所得補償との政策上のすり合わせが必要である。

日本の競争力の低さはさらに広範に影響を及ぼす。生産過剰による値下がり圧力の下で需要拡大余地が限られている現状では、戸別所得補償の導入が値下がり促進する可能性もある。また、自由貿易協定等

により輸入関税を引き下げた場合、戸別所得補償の拡大により米価を補てんしても、輸出競争力が無い限り国内生産は縮小するであろう。従来、日本では大規模経営へ施策が集中されてきたが、これも土地資源の乏しさによる零細経営と競争力の低さに対応するものである。

以上からみて、支持価格の引き下げと直接支払いによる補てんという方法は、支持価格の水準が正当化ないし維持できる程度の低さにある（あるいは国際価格並みの国内価格を許容できる）ことと、価格引下げによる輸出（や国内飼料需要）の拡大が見込めるだけの競争力を前提として適切な需給調整機能を発揮するようである。バイオ燃料振興政策についてもほぼ同じことが言えよう。こうした条件は日本には当てはまらない。

ガット・ウルグアイラウンドの農業合意における直接支払いの位置づけは、既往の農業所得・価格支持水準をできる限り維持しながら貿易紛争を解決しようとする米国とEUの妥協により形成された。米国とEUはともに日本に比べて土地資源の豊富な輸出国・地域であり、その条件に合わせた形でルールが設定された。土地資源の乏しい日本が適応していくことは困難を伴うのである。

このように日本には、とくに土地資源の較差や水田農業を背景として米国・EUとの間に様々な条件の違いがある。戸別所得補償の設計と運用に際してもその点を十分に考慮する必要がある。

<引用文献>

- ・ Economic Research Service/EUSDA (ERS) (1984) "History of Agricultural Price Support and Adjustment Programs, 1933-1984," December.
- ・ 服部信司 (2010) 『米政策の転換』農林統計協会1月
- ・ ——— (2005) 『アメリカ2002年農業法』農林統計協会6月
- ・ 平澤明彦 (2010) 「欧米の直接支払いと戸別所得補償(上)」『協同』6月 15-16頁, 兵庫県農業協同組合中央会
- ・ ——— (2009a) 「アメリカ: バイオ燃料による政策の転換」『変貌する世界の穀物市場』10-42頁, 家の光協会10月
- ・ ——— (2009b) 「CAP改革の施策と要因の変遷—1992年改革からヘルスチェックまで—」『農林金融』62 (10) 2-19頁 5月 (<http://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n0905re1.pdf>)
- ・ ——— (2007) 「イギリスにおける食料安全保障の確立—自由貿易から農業保護への転換—」『農業と経済』73 (8), 113-118頁, 8月臨時増刊号.
- ・ ——— (2007) 「スイス農業政策の対外適応と国内調整—農政改革にかかる国民合意と96年の憲法

- 改正—」『農林金融』60 (6), 14~26頁, 6月 (<http://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n0706re2.pdf>)
- ・ ——— (2006) 「穀物自給率と農業保護の関係—27か国における基礎的要因と日本—」『農林金融』59 (1), 30-44頁, 1月 (<http://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n0601re3.pdf>)
- ・ ——— (2005) 「世界各国における穀物自給率の構成要素と基礎的要因: 耕地, 所得, 人口に基づく157か国の比較と日本」『農林金融』58 (2), 2-29頁, 2月 (<http://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n0502re1.pdf>)
- ・ 小針美和 (2008) 「米政策改革の動向—米価下落等影響緩和対策を中心に—」『農林金融』61 (7), 2~13頁, 7月 (<http://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n0807re1.pdf>)
- ・ 手塚真 (2004) 「米国農業政策と『償還請求権のない融資』」『東京経大会誌』(239), 3-29頁

(ひらさわ あきひこ)



TPPと戦略的経済連携

—「開国」幻想と決別し整合性ある貿易政策へ—

理事研究員 石田信隆

〔要 旨〕

- 1 TPP（環太平洋経済連携協定）は4か国のFTAとしてスタートしたが、アメリカ、オーストラリア等も参加を表明して交渉が開始されている。わが国では、2010年10月に菅直人首相が参加検討を表明して以来、その是非をめぐる議論がわきあがっている。アジアにおいては、従来からASEANを核として、ASEAN+3（EAFTA）、ASEAN+6（CEPT）等の連携構想が検討されており、TPPはそれらとの整合性が問題となる。
- 2 TPPにわが国が参加することには、日本農業に壊滅的な影響があり、その結果食料自給率が14%に低下すると予測されること、関連産業・地域経済への多大な影響、農業の多面的機能の喪失、世界の食料需給への影響などの問題があり、不可能である。「国を開く」とする論拠は誤りであり、TPPの影響を農業構造改革によって乗り越えられるかのような安易な議論にも根拠がない。また、直接支払いで農業への影響を防ごうとするなら、2%の消費税率引上げが必要である。さらに、TPP交渉で農産物市場開放を議論するのは、政権公約と一致しない。
- 3 わが国の経済連携は、「遅れをとるな」というような場当たりの対応ではなく、アジアに軸足を置いた戦略的な対応を進めるべきである。
- 4 農業を、たんなるモノを作る産業としてではなく、生態系や自然資源、環境の持続性につながる営みとしてとらえ、その持続可能性を基本に置いて、貿易政策や農業政策を体系的に構築するべきである。

目次

- | | |
|----------------------------|---------------------------|
| 1 TPPとは | (9) 直接支払いと財源問題 |
| (1) TPPの登場とわが国における議論 | (10) 政権公約との不一致 |
| (2) アジアにおける経済連携構想の推移 | 3 経済連携はいかにあるべきか |
| 2 TPP参加はなぜ問題か | (1) 日本としてとるべきFTA戦略 |
| (1) TPP締結の影響試算 | (2) 東アジア共同体構想の推進 |
| (2) 壊滅的な日本農業への影響 | (3) 日本は出遅れているのか |
| (3) 食料自給率14%の異常 | 4 整合性ある貿易政策と農業政策を |
| (4) 関連産業・地域経済への影響 | (1) 農業と自然資源経済論プロジェクト |
| (5) 農業の多面的機能の喪失 | (2) 自然資源経済論プロジェクトから得られる示唆 |
| (6) 世界の食料需給への影響 | (3) 体系的な農産物貿易政策を |
| (7) 「平成の開国」ではなく「不平等条約の改正」を | おわりに |
| (8) 安易な「農業構造改革」論議 | —政治への要望と期待— |

1 TPPとは

(1) TPPの登場とわが国における議論

政府は11月9日、「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定した。この方針は、主要貿易国間において高いレベルのEPA/FTA網が拡大している中で、わが国の取組みは遅れており、「国を開き」「未来を拓く」ための固い決意を固め、世界の潮流から見て遜色のない高いレベルの経済連携をすすめると同時に、高いレベルの経済連携に必要な競争力強化等の抜本的な国内改革を先行的に推進するとしたものである。そして、環太平洋パートナーシップ協定（注1）（TPP）については、国内の環境整備を早急にすすめるとともに、関係国との協議を開始するとした。

このTPPの元となった協定は、ブルネ

イ、チリ、ニュージーランド、シンガポールの4か国が参加して、2006年3月に発効したFTA（自由貿易協定）^(注2)である。原則として関税の完全撤廃を目指すなど自由度の高い協定であり、その対象範囲は、物品の貿易、サービス貿易、政府調達、知的財産権など、幅広いものとなっている。なお、投資および金融サービスについては、今後合意を得られた場合には追加するとされている^(注3)。

上記4か国によって締結されたTPP協定は、第1表のような構成になっている。この協定は特定の個別国間で締結された協定であるが、協定1.1.3に「締約国は、APECの、自由で開かれた貿易・投資というその目的と調和した広範な自由化プロセスを支持する」としているように^(注4)、APEC諸国にこの協定を拡大していく方向性が打ち出されている。そして、09年11月にアメリカのオバ

マ大統領が日本における演説の中で参加を表明し、10年3月に、アメリカ、オーストラリア、ペルー、ベトナムを加えた8か国の協定を目指す環太平洋パートナーシップ(TPP)協定の交渉が開始され、同年10月にはマレーシアが交渉に参入した。また、コロンビアとカナダも参加の意向を表明しているといわれる。^(注5)

このような動きの中で、2010年10月1日、菅直人首相は国会所信表明演説において、「環太平洋パートナーシップ協定交渉等への参加を検討し、アジア太平洋自由貿易圏の構築を目指します。東アジア共同体構想の実現を見据え、国を開き、具体的な交渉を一步でも進めたいと思います」との表明を行った。これは、それまでのわが国のFTAへの取組姿勢から突然大きく外れるものであり、この協定に参加した場合のわが国への影響があまりにも甚大であると予想されることから、世論を二分する議論がわきあがることとなった。

第1表 TPP協定の条文構成

前文		第12章	サービス貿易
第1章	設立条項	第13章	一時的入国
第2章	定義	第14章	透明性
第3章	物品の貿易	第15章	紛争解決
第4章	原産地規則	第16章	戦略的連携
第5章	税関手続き	第17章	行政および制度条項
第6章	貿易救済措置	第18章	一般条項
第7章	衛生植物検疫措置	第19章	一般例外
第8章	貿易の技術的障害	第20章	最終規定
第9章	競争政策		環境協力協定
第10章	知的財産		労働協力に関する覚書
第11章	政府調達		その他

資料 石川(2010)P.65

(注1) TPP : Trans-Pacific Partnership Agreement. 「環太平洋連携協定」。

(注2) TPP : Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement. 「環太平洋戦略的経済連携協定」。

(注3) シンガポール貿易産業省 (2005)

(注4) Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement, 1.1.3.

(注5) 石川 (2010) p.64

(2) アジアにおける経済連携構想の推移

アジアにおける地域構想の形成に大きな役割を果たしてきたのは、1997年以降年に1回開催されてきたASEAN+3 (日本・中国・韓国) 首脳会議である。99年11月の第3回会議では、「東アジアにおける協力に関する共同声明」が採択され、ASEAN+3諸国が政治・安全保障・経済・文化等幅広い分野で地域協力を強化することとされた。

2001年11月の第5回ASEAN+3首脳会議では、金大中韓国大統領から「東アジアサミット」および「東アジア自由貿易地域」の検討の提案があり、02年1月には、小泉

首相がシンガポールで演説を行い「東アジアコミュニティ」構想を提案、ASEAN+3に加えオーストラリア、ニュージーランドの参加、さらにはインド等との連携も重要であるとされた。さらに03年1月の日中首脳会談においては、朱鎔基中国首相から、中日韓FTA検討の提案が行われた。

このような中で、中国や韓国が考えるASEAN+3の連携か、日本が「開かれた地域主義」と表現するオ

オーストラリア、ニュージーランド、インドを含むより広い範囲の連携か、という違いが明らかになってきた。そして、05年以降は、ASEAN+3首脳会議と同時にオーストラリア、ニュージーランド、インドも含む東アジア首脳会議（EAS）が開催されるようになった。

こうした流れを受けて、ASEAN+3のFTA（EAFTA）に関しては、04年9月のASEAN+3経済相会議で中国が民間レベルでの研究開始を提案し、04年11月のASEAN+3首脳会議で研究開始に合意、ASEAN+6のFTA（CEPTA）に関しては、06年8月の日本・ASEAN経済相会議で日本が民間レベルでの研究開始を提案し、07年1月のASEAN+6首脳会合で民間レベルでの研究開始に合意が行われ、以後、それぞれの研究がすすめられてきている。

また、09年10月の東アジア首脳会議で鳩山首相は、東アジア共同体構想について提起し、この枠組みにどの国が入るかという議論は今のところ意味がないが、ASEANも重要な役割を果たすとした。

このような経緯を振り返ってわかることは、今回登場したTPPをめぐる議論がいかにも唐突であり、従来の国際的な取組経緯を無視したものであるかということである。

2 TPP参加はなぜ問題か

(1) TPP締結の影響試算

まず、内閣官房が発表したTPP参加等による影響試算をみることにする（第2表）。

モデルを用いたマクロ経済効果分析によれば、TPPに参加した場合、日本は競争力の弱い分野でマイナスの影響が発生する一方、他の分野でそれを上回るプラスの影響が出て、総合すると実質GDPは2.4兆円～3.2兆円（0.48%～0.65%）増加する。

農林水産省の試算による農業への影響は、主要19品目について関税を撤廃し何らの対策も講じない場合、農業生産は4兆1千億円減少し、関連産業も含めるとGDPは7兆9千億円減少する。食料自給率（供給熱量ベース）は14%に低下、農業の多面的機能の喪失額は3兆7千億円に達する。

第2表 TPP参加等の影響試算

マクロ経済効果分析 (試算:川崎研一氏)	農業への影響試算 (試算:農林水産省)	基幹産業への影響試算 (試算:経済産業省)
<ul style="list-style-type: none"> ●FTAAP参加 実質GDP+1.36% (+6.7兆円) ●TPP参加 実質GDP+0.48%～0.65% (+2.4兆円～3.2兆円増) (その他の連携ケースの試算もあるが省略) 	<ul style="list-style-type: none"> ●農業生産減 △4.1兆円程度 ●食料自給率の減少 40%→14%程度 ●農業の多面的機能の喪失額 △3.7兆円 —農業及び関連産業への影響— ●GDPの減少額 △7.9兆円 (実質GDPの1.6%) ●就業機会の減少 △340万人程度 	<ul style="list-style-type: none"> (ア)日本がTPP,日EU EPA,日中EPAに不参加 (イ)韓国が米韓FTA,中韓FTA,EU韓FTA締結 (ウ)自動車,電気電子,機械産業の3業種で (エ)2020年に日本産品が米国・EU・中国で市場シェアを失うことによる関連産業を含めた影響 ●実質GDP △1.53%相当の減(10.5兆円) ●雇用 △81.2万人減少

資料 内閣官房(2010)8頁から抜粋

(注) 単年度に生ずる影響である。FTAAPはアジア太平洋自由貿易圏(ASEAN+6, TPPを包含)。

経済産業省の試算は、上記試算の前提と異なることに注意が必要であるが、韓国が競争力の強い自動車、電気電子、機械産業の3業種で、TPPに参加しない場合2020年に日本が被るとみられる損失額を10兆5千億円と試算している。

これらの試算は、それぞれの試算方法や前提、表している数値の性格が異なるので、単純な比較はできない。それを前提に、指摘できることを挙げると、第一に、農業および関連産業への影響が甚大で、自給率14%にみられるように日本農業が壊滅的打撃を受ける割には、GDP全体へのプラス効果は年間0.5%程度と、大きくないことである。第二に、経済産業省の試算は、前提が異なり比較には耐えない数値である。この試算は、アメリカ、オーストラリアを含むTPPにEU、中国が加わり日本のみが外れるという極端な前提を置いて、2020年のアメリカ、EU、中国に対する自動車、電気電子、機械産業の輸出額を推計した。その上でこの数値と、現状延長で推計した2020年の輸出額の差を、TPPに参加しないことによる影響とした。このような恣意的な試算に意味があるとは思われない。ここには、後でとりあげるが、「韓国に遅れをとるな」というTPP推進論の姿勢を読み取ることができ、客観的な影響試算とは言えないことに注意が必要である。

以下、これらの試算結果も参照しつつ、TPPへの参加はなぜ問題かについて具体的に検討する。

(2) 壊滅的な日本農業への影響

農林水産省の試算結果は、TPPが日本農業に壊滅的な打撃を与えることを明らかにした。この試算は、主要農産品19品目について、内外価格差の実績を基に、輸入品と競合する品目は輸入品に置き換わり、輸入と競合しない品目（国産品嗜好の高い高級品等）は輸入の影響で価格が下がると前提して積み上げたもので、精度の高い試算である。それによれば、米は新潟産コシヒカリなどを除いて9割が輸入品に置き換わる。甘味資源作物はすべてが、牛肉は4等級と5等級を除くものが、豚肉は銘柄豚を除くものが輸入品に置き換わり、日本人の食生活は一変する。また、農業は関連産業のすそ野の広い産業であり、産業連関分析により試算した関連産業への打撃も、確度の高い試算である。

(3) 食料自給率14%の異常

TPP参加によって食料自給率（供給熱量ベース）が14%に低下するというのは、もはや独立国とはいえない事態を迎えることに等しい。本年（2010）3月に決定された新しい「食料・農業・農村基本計画」は、「四方を海に囲まれた島々から構成される狭い国土条件の下で、1億2千万人を超える国民を養う必要がある我が国においては、国民に対する国家の最も基本的な責務として、食料の安定供給を将来にわたって確保していかなければならない。このため、今後の農政においては、特にひっ迫が予想される穀物を中心として、食料自給率を最大限向

上させていくことが必要である」としている。そして、2020年の供給熱量ベースの食料自給率目標を、それまでの目標から5%引き上げ、50%とした。これは一省庁としての農林水産省が策定した計画ではなく、閣議決定された政府の計画である。「国家の最も基本的な責務」と謳って掲げた50%の目標が、なぜ1年もたたぬうちに14%にまで引き下げてよいということになるのであろうか。

(4) 関連産業・地域経済への影響

農業生産がこれだけ大幅に縮小すると、その影響は農産物の加工・流通業やその周辺の産業、地域経済に波及する。農林水産省の統計によれば、日本人が飲食費として支出した金額のうち食用農水産物に帰属するのは13.8%にすぎず、食品工業に34.0%、飲食店に19.0%、関連流通産業に33.2%が帰属していた(2000年)。農業はこれだけの巨大な関連産業や周辺の経済と一体になっているのである。農産物の自給率が大幅に低下すると、食品関連産業の産業連関の姿も大きく変貌することになるが、いずれにしても、国内の関連産業とそれに依拠する地域経済に大きな打撃を与える。それが、前掲第2表の農林水産省試算に表れているのである。

このような影響は、北海道のような、農業のウェイトが大きい地域では、地域の存続問題に発展する。北海道庁が2010年11月4日に発表したTPPによる北海道への影響試算によれば、農業産出額5,563億円、関連

産業5,215億円、地域経済9,859億円など合計2兆1,254億円の影響があり、雇用を17万3千人、農家戸数を3万3千人減少させる。このため北海道では、農業団体のみならず経済団体(道経連)、消費者団体などが共同して、TPPに対する懸念を表明している。^(注7)

また、このような懸念は他の地方にも広がっており、11月13日現在8つの道県議会が、TPPへの参加協議開始に反対ないし慎重対応を求める意見書を可決している。

(注6) 農林水産省「農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表」

(注7) 北海道農業・農村確立連絡会議「EPA基本方針の策定等に関する緊急要請行動」(平成22年10月25日)

(5) 農業の多面的機能の喪失

前掲第2表でみたとおり、農林水産省は、TPPによる洪水防止、水源涵養、土壌侵食防止、土砂崩壊防止などの農業の多面的機能の喪失を3兆7千億円と試算している。しかし筆者は、多面的機能の喪失の表し方として、これだけでは決定的に不十分であり、誤解を招く表現であることを指摘したい。

農業の多面的機能の評価に関する代表的な成果としては、2001年11月に日本学術会議会長から農林水産大臣に対して行われた答申「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」があり、以後の農林水産省が発表する農業の多面的機能の貨幣評価は、この方式によって算出したものである。今回の、TPPによる多面的機能喪失額試算も、農業生産が縮小するのに伴って、この多面的機能の評

価額も減少するとの考え方で算出されたものと思われる。

農業の多面的機能を貨幣評価する方法としては、この答申による方法が適当であると思われるが、一方では、この数値はあくまで、計算上の前提を置いた架空の数値であることを忘れてはならない。

この評価では、洪水防止機能は治水ダムの建設費を、水源涵養機能は利水ダムの建設費を、土壌侵食防止機能は砂防ダムの建設費を用いて、それぞれの機能を貨幣評価している。また土砂崩壊防止機能は、水田の耕作により抑止されている土砂崩壊の推定発生件数を、平均被害額により評価している。

このような貨幣評価は、ごく狭い地域の水田の洪水防止機能を、水田の代わりにダム建設で補うというような、極めて限定された場面では意味があるかもしれない。しかし今回のTPP影響試算では、米の国内生産量が9割も減少するという極めて大きな変化を予想しており、これだけの水田の利用が放棄される場合に、単に掛け算で多面的機能喪失額を算出しても、それは意味のない数字になってしまう。水田の9割を放棄し、その代わりにダムを建設して国土保全機能を代替させるなどということは、壮大な虚構であり、そのようなことができるはずがない。そのような国土は、必ず自然から手痛い報復を受けるであろう。

前掲第2表によると、マクロ経済効果分析ではTPP参加によるGDP増加効果が2兆4千億円～3兆2千億円であり、農林水産

省試算では農業の多面的効果喪失が3兆7千億円であるから、両者を合わせるとTPP参加による経済効果はマイナスということになるが、それ以前の問題として、農業の多面的機能はこのような比較にはなじまないのである。

国土が急峻で河川が急こう配で流れるという条件の下で、長年にわたって水田利用をとおして確立されてきた日本の国土の安全性は、水田が一気に9割も放棄される事態になれば、急速に崩壊せざるをえないであろう。

水田の多面的機能は水田稲作と分離することができない形で結合しており、単に貨幣評価することでダムなど他の手段に代替させることができないのである。このことは、いかにして多面的機能を守るかという政策のあり方に強く影響する問題なので、特に強調しておきたい。

(6) 世界の食料需給への影響

近年に生じた穀物価格の急騰は、多くの人に今後の世界の食料確保への懸念と飢餓克服の困難さを思い出させた。世界の飢餓人口は90-92年時点で8億4,200万人であり、96年の食料サミットはこれを2015年までに半減する目標を掲げたが、09年の飢餓人口は10億2,000万人とむしろ増加している。今後発展途上国の人口が増加し、また途上国における経済発展に伴う肉類消費の増加もあって、これからの世界の食料に対する需要は大きく増加し、この中で先進国から途上国への穀物輸出がますます増加す

第3表 穀物需給実績と見通し

		需要量				生産量	純貿易量	自給率
		1人当たり(kg)		総需要量(百万トン)				
		食用	全用途	食用	全用途	(百万トン)	(%)	
全世界	69/71年	149	303	547	1,114	1,118	3	100
	79/81	160	325	708	1,436	1,442	3	100
	89/91	171	329	897	1,727	1,732	4	100
	99/01	165	309	1,000	1,865	1,884	3	101
	2030	165	331	1,334	2,667	2,680	3	100
開発途上国	69/71年	146	192	381	499	483	△ 20	97
	79/81	162	219	526	711	649	△ 66	91
	89/91	174	238	693	951	868	△ 89	91
	99/01	166	238	784	1,125	1,026	△112	91
	2030	166	268	1,112	1,799	1,567	△232	87
先進国	69/71年	132	531	96	386	409	21	106
	79/81	139	542	110	427	551	111	129
	89/91	154	543	130	459	581	130	127
	99/01	162	592	147	536	647	114	121
	2030	159	641	160	643	845	203	132

資料 FAO (2006) *World agriculture : towards 2030/2050 Interim report*
 (注) 上記地域区分の他に市場経済移行国があるので、合計は一致しない。

ると見込まれている (第3表)。

このような中で、わが国が農業の大幅な縮小に踏み切り、世界の農産物市場の中に従来よりも更に巨大な購買者として出ていくことは、発展途上国の食料確保にとって大きな不安定要因をもたらす、情勢によっては国際的な指弾を浴びることにもなりかねない。

このような世界の食料需給をみれば、わが国がその食料のほとんどを国際市場に依存するという選択肢はないはずである。

(7) 「平成の開国」ではなく「不平等条約の改正」を

菅直人総理は、TPP交渉への参加意向を表明して以降、繰り返し「国を開く」との表現で自由貿易推進への決意を語っている。はたしてわが国は、そのように閉ざされた国なのであろうか。

第4表は、実行関税率 (単純平均) を国

際比較したものである。日本は、全品目ベースではアメリカ、EUと並ぶ低い水準にある。農産品は21%とアメリカよりも16.3%

第4表 平均実行関税率(2009年)

	全品目	農産品	非農産品
日本	4.9	21.0	2.5
アメリカ	3.5	4.7	3.3
EU	5.3	13.5	4.0
韓国	12.1	48.6	6.6

資料 WTO, *Trade profiles* (WTOホームページ)

第5表 日本の高関税品目の例

品目	関税率
米	341円/kg (778%) (精米)
小麦	55円/kg (252%)
大麦	39円/kg (256%)
脱脂粉乳	21.3%+396円/kg (218%)
バター	29.8%+985円/kg (360%)
でん粉	119円/kg (583%) (タピオカでん粉)
雑豆	354円/kg (403%) (小豆)
粗糖	71.8円/kg (328%)

資料 農林水産省 (平成21年11月) 「WTO農業交渉の現状」

ポイント高いが、EUもアメリカと比較すると8.8%ポイント高い。日本の農産物の高関税品目は第5表に示すように、農用地面積が少ないという自然条件のもとで、基本的な食料の自給維持や北海道、沖縄などの地域社会の維持にどうしても必要な品目である。他方、非農産品の関税率は、先進各国とも、すでに低い水準にあり、その引下げによって期待できるメリットは限定的である。

このような現状をみれば、日本が鎖国状態にあるかのように「開国」を叫ぶことが間違っていることは明らかである。すでに40%という低い食料自給率にある日本がさらに農業の壊滅につながるような市場開放を行い、農業の多面的機能や地域経済の計測困難なほどの破壊を行って、それに見合うメリットを確保できると思うのは幻想である。さらに、それによって日本の貿易黒字が拡大すれば、為替調整によってそのメリットが減殺されることも十分に考えられる。

現状はむしろ、日本の低すぎる食料自給率こそが問題なのであり、「開国」を言うならばむしろ、食料自給率を引き上げるために、市場の行き過ぎを是正する「不平等条約の改正」をこそ求めるべきである。

(8) 安易な「農業構造改革」論議

政府が11月9日に閣議決定した「包括的経済連携に関する基本方針」は、「高いレベルの経済連携の推進と我が国の食料自給率の向上や国内農業・農村の振興とを両立

させ、持続可能な力強い農業を育てるための対策を講じるため、…平成23年6月をめどに基本方針を決定する」としている。そして、「農業改革待ったなし」というような、ガット・ウルグアイ・ラウンド以降何度も聞かされた言葉が世間を飛び交うようになった。わが国では、いったいつまでこのような幼稚な議論が繰り返されるのであろうか。

ウルグアイ・ラウンド合意後、農林水産省は「新しい食料・農業・農村政策の方向」（いわゆる「新政策」）を発表し、1999年には食料・農業・農村基本法が制定されて、効率的かつ安定的な農業経営を目指す「農業構造の展望」に向けて、構造改革をすすめてきた。しかしその歩みは、想定したような単純なものではなく、2010年3月に閣議決定された新しい「食料・農業・農村基本計画」では、「一部の農業者に施策を集中し、規模拡大を図ろうとするだけでは、農業所得の確保につながらなかっただけでなく、生産現場において意欲ある多様な農業者を幅広く確保することもできず、地域農業の担い手を育成するという目的も十分に達成することができなかった」と総括している。このような経緯と農業・農村の現実を踏まえないで、軽々しく「農業改革すればTPPを乗りこえられる」かのようなことを主張するのは、あまりにも無責任な素人の議論である。

報道によれば、仙石由人官房長官は9月28日の関係閣僚会合で、鹿野道彦農水相に「APEC首脳会議まで時間がない。TPPと

両立する農業対策を検討してくれ」と迫ったとされる^(注8)。このような発言は、上に挙げたわが国の農政の取組経緯を踏まえてのものなのであろうか。

また、前原誠司外相は10月19日の講演で、TPPへの参加を検討する意向を表明するとともに、「韓国はEPAをする前提で徹底した国内農業の支援策もやっている」と述べ、国内農業の支援策が必要との認識を明らかにしたとされる^(注9)。この点に関しては、韓国農政の貿易自由化対策は、過去に大きな傷を負い、それがいまだに尾を引いていることを指摘しなければならない。韓国は90年代に、ウルグアイ・ラウンド対策として42兆ウォンという巨額の資金を投入し、施設型農業への転換や農業機械の導入を積極的にすすめ、輸出戦略品目の専門団地育成を図ったが、その結果は農家負債の累増、過剰生産、非適格者の事業認定、中小農業者の疎外化などの問題を引き起こした^(注10)。2000年代に入り、農家負債対策は韓国農政の最も重要な課題の一つになっている

のである。その背景には、経営規模が零細で資本力が弱く、コスト削減に限界のある韓国農業の特性があった。

その後韓国は、03年に同時多発的なFTAを推進する「FTAロードマップ」を定め、積極的なFTAをすすめてきている。これは、世界市場においてFTAの先行者利益を獲得しようとする政策であるといえるが、特に韓米FTA（合意済、

両国議会の批准未了）では、米以外の品目は、関税撤廃に長期間を設定する品目はあるものの大幅な市場開放を行う内容になっており、農業の大幅縮小の懸念がある。韓国の貿易自由化に対応する農政は第6表にみるとおり、継続して実施されてきた。施策の主な内容は、組織・企業経営の育成、直接支払い、輸出農業の育成、食品・農産物クラスターの育成、緑色成長、短期的な被害補償等となっている。しかし一方で、韓国の農業経営規模は日本以上に零細で、農業部門の縮小が続いており、農家の

第6表 韓国における自由化対応農政

	事業名	金額
92～98年	農漁村構造改善対策 (金泳三政権)	42兆ウォン
94～03	農漁村特別税 (金泳三～金大中政権)	15兆ウォン
98～03	農業・農村発展計画 (金大中政権)	45兆ウォン
04～	長期等融資計画 (盧武鉉～李明博政権)	119兆ウォン
08～17	韓米FTA支援事業	20.4兆ウォン (真水10.3兆ウォン)

資料 筆者作成

第7表 韓国の農家と農地

		80年	90	2000	08	日本 (08)
農家戸数	(千戸)	2,155	1,767	1,383	1,212	2,521
農家比率	(%)	27.0	15.6	9.7	7.3	4.8
専業農家率	(%)	76.2	59.6	65.2	58.3	23.4
1戸当たり世帯員数	(人)	5.0	3.8	2.9	2.6	4.2
耕地面積	(千ha)	2,196	2,109	1,889	1,759	4,628
同水田割合	(%)	59.5	63.8	60.8	59.5	54.4
1戸当たり耕地面積	(ha/戸)	1.0	1.2	1.4	1.5	1.8
65歳以上農家人口比率	(%)	10.5	17.8	33.1	39.3	38.0

資料 韓国農林水産食品部「農林水産食品主要統計」、農林水産省「ポケット農林水産統計」から作成

(注) 日本の「専業農家率」「農家人口」「農家人口比率」「1戸当たり世帯員数」は販売農家の人口・世帯員数。65歳以上農家人口比率は日韓とも05年。

第8表 韓国の農家経済

(単位 千ウォン, 千円, %)

	80年	90	2000	08	日本(07)
農家所得 a	2,693	11,026	23,072	30,523	4,840
農業所得 b	1,755	6,264	10,897	9,654	1,200
農外所得	938	2,841	7,432	11,353	1,940
移転所得	-	1,921	4,743	9,516	1,700
b/a	65.2	56.8	47.2	31.6	24.8
農家負債 c	339	4,734	20,207	25,786	2,246
c/a	12.6	42.9	87.6	84.5	46.4

資料 韓国農林水産食品部「農林水産食品主要統計」、農林水産省「農業経営統計調査報告」

(注) 日本は販売農家。

高齢化と減少は止まることがなく、農家所得は停滞し、農家負債も依然として高水準である(第7, 8表)。企業的農業の育成も掛け声・理念先行で、これから本格化するFTA締結による農業生産への影響を乗りこえられるかどうかには疑問が多い。日本に先行して実施されている直接支払いは一定の効果はあるとみられるが、FTAに対応だけの農業構造改革ができるのかどうかは、過去の経緯を勘案すると極めて疑問が大きいのが実情である。それではなぜFTAを推進するのか、それは、韓国経済が世界経済において一定の地位を占めるため、率先してFTAに取り組み、その先行者利益を得ることを最優先し、そのためには農業を犠牲にしてもやむをえないとする判断があると筆者は考えている。

わが国においても、活力のある農業経営を育て、条件が不利な地域では集落営農を育成する等によって、持続可能な農業構造の実現に向けて努力する必要があることは言うまでもないが、国土が狭小で傾斜度が大きい等の自然条件を踏まえないと、理念だけの「構造改革」は掛け声だけで終わる

可能性が高い。このような実態をよく踏まえて、わが国の農政を構築する必要がある。

(注8) 2010年11月12日付日本経済新聞(夕刊)

(注9) 2010年10月20日付日本経済新聞

(注10) 石田(2004a), 石田(2004b) 参照。

(9) 直接支払いと財源問題

TPPに参加した場合、直ちにそ

れを吸収できるだけの「構造改革」ができないのであれば、食料自給率を維持し国土の荒廃を防止するには農業生産の減少分を補う必要がある。

仮に、農家への直接支払いを実施することで農業生産を減少させない場合、農林水産省の試算によれば年間4兆1千億円の支払いが必要である(前掲第2表)。その財源を消費税増税により賄うとすれば、現在の消費税収は国税9兆6千億円、地方税2兆5千億円、合計12兆1千億円であるので(平成22年度予算・地方財政計画額)、2%近い消費税増税が必要になる。これは、国の財政再建にはまったく貢献しない増税であるが、これに対する国民の同意が得られる見通しがないのであれば、TPPへの安易な参加は、国家財政の一層の悪化に導く可能性がある。

なお、そもそも農産物関税を引き下げる代わりに直接支払いをすればよいというような考えがあるとするれば、極めて安易な対応であり、本来はWTOにおける議論との整合性を図りつつわが国としての体系的な政策を構築する中に位置づけるべきもので

ある。

(10) 政権公約との不一致

TPPへの参加は、アメリカ、オーストラリアを含むFTAへの参加であり、これは以前問題になった日米FTAよりさらに自由度の高いFTAに参加することを意味する。そしてここでは、09年の衆議院選挙に向けて問題となった民主党のマニフェスト決定をめぐる経緯を思い出す必要がある。

民主党は、「政権交代」を前面に出して09年の衆議院選挙に臨み、「民主党 政権政策 Manifesto」を公約として掲げた。当初このマニフェストでは、日米FTAを締結するとしたが、それは国内における激しい反対を生み、「交渉を促進し、貿易・投資の自由化を進める」との表現に修正され、また「食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興などを損なうことは行わない」とする文言が追加された。09年8月7日、菅直人代表代行(当時)はこの修正を発表する臨時記者会見で、米などの主要農産物については「関税の引き下^(注11)げ・撤廃等を行わない」と語った。

このような経緯を踏まえば、TPPへの参加検討にあたっては、主要農産物の関税引下げ・撤廃を行わないことが大前提であり、現政権がそれを超えるような交渉について国民からの付託を受けていないことは明白である。農産物関税の大幅引下げ・撤廃を議論するTPP交渉への参加は、政権公約と一致しない。

(注11) 2009年8月8日付asahi.com (朝日新聞社)

3 経済連携はいかにあるべきか

(1) 日本としてとるべきFTA戦略

1(2)で述べたとおり、これまでのアジアにおける経済連携は、ASEANに加えて、+3(日中韓)とするか、あるいは+6(日中韓豪NZ印)とするか、という構想を軸に検討がすすめられてきた。そして現実の経済連携も、ASEAN-日本、ASEAN-中国、ASEAN-韓国というように、ASEANが軸となって具体化されてきた。一方、ASEAN+6のようにさらに広域の連携は、わが国にとっては、2007年に開始された日豪FTA交渉が平行線のままに推移していることからわかるように、実現性に欠けるものであったし、いわんや日米FTAなどは、一部にそれを求める声はあったにせよ、具体的な検討に入るには至っていない。

経済連携について東アジアを中心に考えるということは、現実はこの地域での経済のつながりが飛躍的に強まっていることから合理的であるし(第9表)、21世紀においてこの地域が世界経済の成長をけん引する地域であることを考えれば、戦略的にも実態に適合する連携の形である。

そこに、TTPがいつの間にか存在感を示すようになったのには、世界貿易においても中国が大きな存在となるなかで、アジアをいかに取り込むかという、アメリカの戦略が色濃く反映されているといえよう。しかし、この地域の経済連携を、中国かアメ

第9表 世界の貿易の伸び(2007/2000年)

(単位 %))

		輸 出 先							
		世界	日本 e	中国 f	韓国 g	ASEAN4 h	e+f+g+h	アメリカ	EU
輸 出 元	世界	215.2	163.8	415.9	222.4	204.4	241.1	157.4	221.7
	日本 a	147.9	-	363.2	177.4	129.6	210.0	98.9	128.5
	中国 b	489.5	244.1	-	491.9	529.8	331.9	455.9	603.6
	韓国 c	209.6	121.4	503.9	-	173.2	271.5	118.6	199.7
	ASEAN4 d	195.2	152.3	656.2	199.1	248.4	238.0	127.8	162.7
	a+b+c+d	240.8	182.7	454.7	249.9	205.4	253.2	171.5	249.1
	アメリカ	150.6	97.1	408.7	126.9	112.4	142.8	-	147.6
	EU	220.6	143.0	418.2	226.3	178.9	226.2	163.0	222.4

資料 日本貿易振興機構「世界貿易マトリクス」(<http://www.jetro.go.jp/world/statistics/>)から筆者作成

(注) ASEAN4は、タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン。

リカか、というような主導権争いの場として考えるのは誤りである。わが国は、21世紀において世界の成長をけん引することになるアジアといかに共に発展するかという長期的視野に立って、連携戦略を打ち立てることが望まれる。

そういう意味では、TPPへの性急な参加はアジアにおいて従来から現実適合的に進められてきた連携に混乱を及ぼす懸念があるし、いわんや、最近の中国との政治的緊張を背景に、アメリカにすり寄ろうとするのであれば、それは場当たりの戦略なき経済連携政策であると言わねばならない。

(2) 東アジア共同体構想の推進

民主党の2009年のマニフェストは、外交政策として「東アジア共同体の構築をめざし、アジア外交を強化する」ことを掲げた。これは、上に挙げたようなアジア経済の緊密化という現状からみても、適切な方向性を持つものであった。しかし最近のTPP論議の中で、東アジア共同体構想は隅に追いやられた感がある。日本は、いつの間にか

アジアから目をそむけてしまったのであろうか。

東アジア共同体をめぐることは、大きく分けて二つの問題があるように思える。

第一は、アジアはEUと異なり各国の違いが大きいので、共同体形成は困難だとする見方である。しかしEU自体、第二次大戦までは常に強い緊張関係をはらんだ地域であった。そして将来における戦争を回避する強い意志の下に、1952年の欧州石炭鉄鋼共同体の発足から半世紀近い年月をかけて、EUの発足に至ったのである。確かにアジアにおいては各国の経済に大きな格差があるが、21世紀における世界経済の成長をこの地域がけん引する中で、経済格差は共同体形成の大きな障害ではなくなっていくであろう。またそれに合わせて、民主主義の確立など、政治面での成熟も進むと考えられる。

第二に、文化の違いを指摘する声もある。確かにアジアの文化は多様であるが、一方では東アジアの底流には、欧米諸国とは明確に異なる共通点もある。この地域の自然

条件によって形作られた農耕文化はこの地域の文化を底辺で形作っているし、長い交流の歴史を通して、相互に影響を及ぼしあった結果が、今の東アジアの文化である。

このようなことを考えれば、わが国が一番近いASEAN+3としての連携を一番に重視し、長期的視野で平和で豊かなアジアを構想し、連携に取り組むべきである。そのような構想力と戦略が求められており、経済連携もそれに沿ってすすめるべきである。^(注12)

(注12) この点に関しては石田(2010) PP.109-124 参照。

(3) 日本は出遅れているのか

TPP論議が起こってから、「日本、出遅れは致命傷」「形成挽回に残された時間はわずか」というような論調が聞かれるようになった。^(注13)

FTAが締結されると、当該FTA非締結国と締結国の間の貿易は、FTA締結国同士の貿易より不利になる。このため、「FTAがFTAを呼ぶ」力学が働き、FTAが拡大していく。しかし筆者は、そのような動機だけでFTAに取り組むのは長期的な利益をもたらさないと考える。先に指摘したような、地域における戦略性をもって対応することが重要である。ましてやTPPの場合は、中国、ASEAN、韓国という、アジアにおける主要な主体が参加の意向を示していない状況であり、「出遅れ」などという根拠はまったくない。

(注13) 2010年11月10日付日本経済新聞

4 整合性ある貿易政策と農業政策を

(1) 農業と自然資源経済論プロジェクト

今まで、わが国がTPPに参加することの問題点について検討してきた。なぜこのような問題が生じるのであろうか。それはTPPが、例外なき自由化を原則とすることからわかるように、すべてを市場機能にゆだねればよいとする、市場万能主義の考え方に基づいているからである。

しかし、農業の多面的機能について述べたように、市場に任せるだけではさまざまな問題を招いてしまう。そのような農業をどのようにみればよいかと考えた場合、昨年からはまった「自然資源経済論」プロジェクトの枠組みが有効である。以下、このプロジェクトの概要を紹介しつつ、それに基づけば、農産物貿易政策はどのような方向に向かわなければならないかについて検討する。

農林中央金庫は2009年度から一橋大学大学院経済学研究科に寄附講義を設置し、農林中金総合研究所はその企画・運営のお手伝いをするようになった。このプロジェクトの名称が「自然資源経済論」である。

このプロジェクトは、農林水産業などの自然資源に依存する産業とそれらの産業に依拠する地域社会が衰退化への危機に直面しているとの認識に立って、自然資源依存型産業の意義および位置づけについて見つめなおし、そのあるべき将来方向を明らか

にするとともにそのための政策研究を行おうとするものである。

今日、農林水産業は経済のグローバル化がすすむ中で、わが国においても海外においても、大きな変化が生じつつあり、その持続可能な発展の見地からさまざまな問題を生じている。しかし、そのあるべき姿やそのためにとるべき政策については、TPPをめぐる議論に端的にみられるようにさまざまに意見が分かれ、その傾向は特にわが国で顕著である。食料を供給し環境にも直結する重要な産業についてこのようにコンセンサスが得られていないのは、極めて不幸なことである。そして、このような状況を打破するためには、農林水産業を細かく縦割りにみるのではなく、その自然資源経済としての本質を大きな視野でとらえることによって、手がかりを得られるのではないかと思われる。

このプロジェクトは代表の寺西俊一橋大学教授（環境経済論）を中心に、教員、リサーチアシスタント、大学院生、さらには農林中金総合研究所からも参加して、実施体制が組まれた。それは、通常の寄付講座とは異なり、専門家による講義に加えて研究会の開催や現地調査などの研究活動も実施し、それらを総合することによって教育面でも研究面でも、プロジェクトの目的を達成することを目指している。

昨年度は初年度であり、講義内容は事実を知ること重点が置か

れ、精力的な現地調査と研究会が実施された。詳細については、講義内容と現地調査結果を編集して寺西・石田（2010）として出版されているので、ご参照願いたい。^(注14)この講義は、各界の専門家に講師を依頼し、農林水産業を自然資源経済としての角度から平易にとらえる、興味深いものとなった。

（注14）寺西俊一・石田信隆編著（2010）『自然資源経済論入門1 農林水産業を見つめなおす』中央経済社

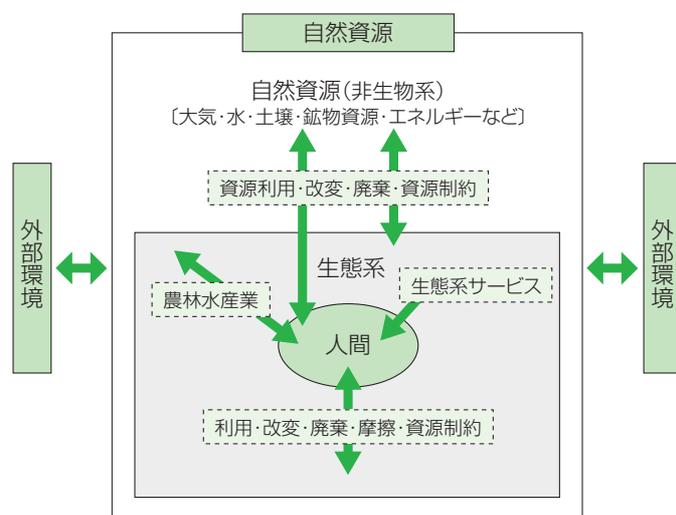
（2）自然資源経済論プロジェクトから得られる示唆

農林水産業をどのようなものとしてとらえるべきか、以下、このプロジェクトから得られる示唆を織り込みながら、筆者なりの整理をすることとしたい。

農林水産業は、上に挙げたとおり、自然資源に依存する産業である。そのことを図示してみると、第1図のように表すことができる。

人間は生態系の一部を構成しており、生

第1図 自然資源・生態系・人間



資料 筆者作成

態系との関係では利用・改変・廃棄・摩擦・資源制約等のことが生じる。農林水産業は、そのような働きかけの一部をなしている。そして人間は、生態系からその豊かな恵み、生態系サービス^(注15)を享受している。また生態系は、大気・水・鉱物資源などの非生物系自然資源との間で、資源利用・改変・廃棄・資源制約などの関係を持っている。そして、これら全体が、外部環境との間でも、相互に作用を及ぼしあう関係にある。

このような全体の関係を頭に入れると、生態系を含む自然資源を破壊してしまうような方法で農林水産業を行うと、結局は農林水産業自体が存続できなくなることがわかる。また重要なことは、ここで言う生態系や非生物系自然資源は、人間の手つかずの一次的自然ばかりではなく、人間の手が加わった二次的自然も含まれるということである。したがって、人間にとって農林水産業が持続的であり、また生態系サービスを持続的に享受するためには、人間・二次的自然を含む自然資源や環境が、持続可能な姿でなければならないのである。

しかし今日、人間とこれら自然資源や環境との関係の持続可能性を危うくするようなことが、たくさん生じている。肥料農薬の過剰な投与と土壌劣化、自給的農業が駆逐される一方で広がる飢餓、森林の過剰伐採、水産資源の過剰捕獲などがそのごく一部の例である。このようにして生物多様性を破壊し、自然の物質循環を偏らせ、資源の枯渇を招くようなことが続けば、結局は人間自体の持続可能性が危うくなる。

ところで、人間の偏った経済活動を調整し、最も効率的な姿に資源再配分を行うのは、市場であるとされている。しかし問題は、上に挙げたような人間と自然資源・環境との間の持続可能性が危うくなる事態になっても、市場がそれを正す機能は限定的であるということである。

そのような問題を経済学では「市場の失敗」と呼んでいる。しかし、農林水産業に関しては、このような「市場の失敗」があまりにも多くみられる。それは、農林水産業自体、第1図でみたように自然資源や環境と複雑な相互作用の網を張り巡らしており、それらの関係に問題が出たとしても、あるいは将来問題が出るとみられる場合にも、現在農林水産業が活動する市場の機能でそれを是正することが困難だからである。

たとえば、将来食料危機が来る可能性があっても、それが現在の食料価格に反映されず、市場競争の中でコストの高い農業が駆逐され、将来増産が必要になっても農業生産が回復できない、というようなケースである。また、アフリカや東南アジアでみられたように、自給自足的な農業が行われていたところで農民が追い出され、輸出用作物の農園が作られるような場合、それによってGDPは増加するが、多くの農民は飢餓にさらされてしまう。

ナタデココの例も挙げてみよう。ナタデココはココナツジュースを加工して作られるが、1993年に日本で急にブームになり、これに合わせてフィリピンの農民はこぞって熱帯林を伐採し、ナタデココ製造工場を

建設した。しかし間もなくブームは終焉し、残ったのは負債農家の困窮と破壊された熱帯雨林であった。これは、ブームは終わるということを農家が知らなかった「情報の非対称性」が原因であろうか。

市場機能にゆだねるだけでは、このような問題を解決することはできず、何度も繰り返されるのである。したがって、農林水産業に関しては、こうした「市場の失敗」が常に起こりうると考え、農林水産業に対する深い理解の下に、適切な政策を講じることがどうしても必要である。

(注15) 生態系サービスについては、Millennium Ecosystem Assessment (2007) 参照。

(3) 体系的な農産物貿易政策を

それでは、どのような農産物貿易政策が求められるのかについて、国際交渉上の課題も含めて私見を述べたい。

a 多面的機能・生態系サービス保全を

前面に出した貿易交渉条件の構築

まず、農業の多面的機能や生態系サービスが損なわれないような貿易を確保するための、国際的に通用する理屈の上に立った主張を構築する必要がある。そのためには、農業を単にモノを生産する産業としてとらえるのではなく、自然資源とのかかわりの中で、その持続可能性に貢献する営みとしてとらえなおすことが必要である。特に日本の場合、狭小で傾斜度が高いという土地条件の下で、水田稲作を行うことにより農業生産と国土保全・水資源涵養が同時に遂行されてきた。欧米諸国では、このよ

うな「農業」と「多面的機能」の結合性が弱いので、農業生産ではなく多面的機能そのものの供給に政策を集中すればよいとする考えが強い^(注16)。しかし、水田の国土保全機能をダム建設で代替するようなことが非現実的であることは、先に触れたとおりである。さらに、究極の農業の多面的機能としての食料安全保障については、わが国のように自給率が極めて低い国にあっては、食料生産そのものがすなわち食料安全保障と分かちがたく結合しているのである。

WTO農業交渉でわが国は、農業の多面的機能を基本的な重要事項として主張しているが、それが具体的な交渉条件提示に結びついていない点に主張の弱さがあり、多面的機能を単なる配慮事項とされてしまう原因になっている。このような理屈上の整理に立って、守るべき農業は守るとの姿勢をあらゆる国際交渉で徹底するとともに、それを支える論理を構築する必要がある。

(注16) 荘林幹太郎「第7章 農業の多面的機能」寺西・石田(2010)所収、参照。

b WTO等の国際ルールの見直し

次に、これらの観点から、農産物貿易に関する国際ルールの見直しを求める必要がある。WTOで採用している「黄・青・緑」の政策区分によって保護を削減する方式は、日本のように農業の多面的機能と農業生産が強く結びついている場合には、生産に対する保護の削減がある程度すすむと、多面的機能の喪失につながってしまう。また、FTAを締結する場合には「実質的にすべての貿易について」自由化すべきである

とするガット24条も、見直すべきである。この条項が定められた時代と異なって、現在はFTAが世界を覆うようになってきているし、実際にはFTAにおいて多くの例外が盛り込まれるようになった。そして、以前は共通のルール化が難しかった農産物貿易の分野も、ガット・ウルグアイ・ラウンド以降は共通の規律の下で運営されるようになった。このような時代に合わせて、ガット24条の規定を緩和する必要がある。

c アジアに重点を置いたFTA戦略

第三に、「3 経済連携はいかにあるべきか」で述べたとおり、これからの成長センターであるアジアに軸足を置き、この地域での協力を発展させることを通して共存共栄を図る戦略で臨むことである。このようなFTA戦略であれば、その中で、農業の取り扱いも、従来のアジア諸国とのFTAでみられたように、自然な落とし所が見いだせるはずである。

d 貿易政策と整合する体系的な農政の構築

以上のような貿易政策の考え方と整合するように、農政全般についても体系的な政策が形作られることが必要である。たとえば現在の農政についていくつかとりあげると、直接所得補償政策、中山間地域直接支払い制度、農地・水・環境保全対策には、農業経営対策、地域政策、多面的機能保全政策などの性格が入り組み、政策目的と手段の関係が不明確であるきらいがある。こ

れらの政策については、大きく分けて①農業経営対策、②社会政策・地域政策、③農業環境政策の三つの柱を立てて、目的と手段が明確になるよう再編成することが望ましい。そして、それぞれの政策が、WTOルール等の国際ルールに適合し、また必要に応じて国際ルールの変更を働きかけていくことが必要である。

おわりに

——政治への要望と期待——

本稿で取り上げたテーマは、現在ホットな話題になっている政治的イシューである。ここでは、筆者は特定の政権や政党を支持したり反対したりする立場から本稿を書いたものではないことを、特に強調しておきたい。

わが国は、二大政党制の時代を迎えたといわれる。これは、政権交代が比較的容易に行われる政治システムと言えようが、本来、食料や農業にかかわる重要政策は、政権が代わったからといって急激に変わるのでは、困るのである。そういう意味では、今回のTPPをめぐる議論の状況を見ると、まだまだ政権や政党においても、また政治家と国民の間においても、議論が不足していると感じさせられる。

また、そのようなことはないと信じるが、仮に、このような重要な政策が、政権や政党のポイント稼ぎの材料になるようなことがあるならば、それはその国の民主主義の未成熟を表す戯画としか言いようがない。

今後、食料・農業・農産物貿易についての建設的な議論が展開され、国民の利益を損なわない正しい政策が形成されていくことを期待したい。

<参考資料>

- ・石川幸一（2010）「環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）の概要と意義」『季刊 国際貿易と投資』Autum2010/No.81
- ・石田信隆（2004a）「韓国農業の現状と日韓FTA」『農林金融』7月号
- ・石田信隆（2004b）「韓国における農業人口高齢化と負債問題」『調査と情報』11月号

- ・石田信隆（2010）『解説・WTO農業交渉－日本人の食は守れるか－』農林統計協会
- ・寺西俊一・石田信隆編著（2010）『自然資源経済論 入門1 農林水産業を見つめなおす』中央経済社
- ・内閣官房（2010）「EPAに関する各種試算 平成22年10月27日」
- ・Millennium Ecosystem Assessment編、横浜国立大学21世紀COE翻訳委員会監訳『生態系サービスと人類の将来』オーム社
- ・シンガポール貿易産業省（2005）7月18日付Media-Info-Note：Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement

（いしだ のぶたか）

発刊予定のお知らせ

農林漁業金融統計2010

A4判、160頁
頒価 2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか、農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

<頒布取扱方法>

編集…株式会社農林中金総合研究所

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 TEL 03(3233)7744

FAX 03(3233)7794

発行…農林中央金庫

〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

頒布取扱…株式会社えいらく営業第一部

〒101-0021 東京都千代田区外神田1-16-8 TEL 03(5295)7580

FAX 03(5295)1916

<発行予定> 2011年1月

談話室

今、なぜ二宮尊徳か —四つの貧困化、その克服を報徳思想で—

縁あって、鹿児島大学「稲盛アカデミー」で『二宮尊徳に学ぶ』を講じている。稲盛アカデミーは、稲盛和夫さんの寄附によるものである。

まず、二宮尊徳をほとんど知らない学生たちにどう語って聞かせるか。テキストに『二宮翁夜話』を選び輪読方式ではじめた。あわせて「今、なぜ二宮尊徳か」を、次の「四つの貧困化」を提起して語ることにした。

- ①わが国の財政が極度に貧困化したこと
- ②人口減少で成長路線が貧困化すること
- ③環境が破壊され資源が貧困化すること
- ④自立と共助する精神が貧困化したこと

さて、これをどう克服していくか。

よく「歴史に学べ」といわれるが、その視野に、幕末の低成長期に活躍した人、二宮尊徳翁の「報徳思想」とその業績が浮かんでくる。

翁の時代が、現代に酷似していることは、今更語るまでもない。徳川時代前期の繁栄が頂点に達したあと、民百姓は苛酷な徴税と度重なる災害で飢餓と貧困に苦しんだ。各藩の財政は破綻して、商家の富豪から借金する有様。薩摩藩などは、貸主の豪商に250年賦の返済を提示したという。

二宮翁の生涯の闘いは「貧困の克服」であった。それは金銭的貧しさの克服と、荒廃した田畑、山林、道路、河川の復興であるが、その前提に翁が強調したのは人々の「心田の開発」であった。(二宮翁夜話六三)

「我が道は、人々の心の荒蕪を開くを本意とす、心の荒蕪一人開く時は、土地の荒蕪は何万町歩あるも憂ふるにたらざるが故なり」とある。

四つの貧困化も、人々の「心田の荒蕪」に起因する。市場至上主義に躍らされて「欲望」のみが肥大し、公に頼って「分度」を忘れたのである。

二宮翁の時代の「貧しさ」とは、時代の背景が異なるので、貧困の様相も違う。だが、翁の「報徳思想」に照らして見れば、四つの貧困化の克服に、次のような処方箋が描けるのではないか。

- ①「尊徳仕法」に基づく財政破綻の建て直し
- ②「分度」を弁える低経済成長下での生き方
- ③「一円観」に基づく環境破壊の回復と保全
- ④「自助と推譲」による住みよい社会の建設

これらを逐一述べる紙幅はないが、翁のいう「心田の開発」に関連していえば、改めて人間の「幸せ」とは何か。それを吟味すべきだと思う。

「足るを知る者は富む」(老子)というが、欲望に限度を設けない限り、足るを知る「幸せ感」を得ることはできない。二宮翁は「分度」を発明された。個人も企業も、また国家も分度がなければ立ち行かない。環境破壊の修復と保全も、負荷の分度を弁えて取り組まねば、出来がたいのである。

報徳の教えは、通常「至誠、勤勉、分度、推譲の4綱領」といわれる。

わが身の暮らしをよくするために、「至誠」をもって「勤勉」に働き、暮らしに「分度」を立てる。儉約を心がけて暮らした余りを「推譲」する。後日や来年のため、また災害に備えて蓄えるのを「自譲」といい、それに止まらず、周りの人々に、そして村落に、さらに国に推譲するのを「他譲」という。他譲の帰するところは自分なので、翁は「わがため人ため」といった。

二宮四郎さん(翁の曾孫)は、推譲を次のように述べる。

「この世には生きる方法が二つあります。一つは『譲る』であり、もう一つは『奪う』です。天道すなわち自然の世界では、譲るという方法はありません。他から奪う方法でしか生きられないのです。人は社会というものを作らないと生活できません。その社会を作る基礎が譲道なのです」と。

夜話には「天道は自然、人道は作為」として、「人の身であれば、欲があるのは天理で、田畑に草が生じるのと同じことだ。そこで人道は私欲を制するのを道とし、田畑の草をとるのを道とする。…中略…天理は万古変らないが、人道は、一日怠ればたちまちすたれる」とある。(夜話五二)

学生たちに「天道は自然、人道は作為」を説くうちに、思いは半生をきた「作為の農協運動」に及ぶ。そして、翁を敬慕する農協人として、「貧困化の克服を報徳思想で」と思うことしきりである。

**(鹿児島大学稲盛アカデミー講師・元鹿児島県信用農業協同組合連合会常務理事
八幡正則・はちまんまさのり)**

米輸出の動向と展望

主席研究員 藤野信之

〔要 旨〕

- 1 日本は農産物輸入大国だが、その技術力を生かした高品質な農産物の輸出にも取り組んでいる。日本の農産物輸出額は2009年で2,637億円であり、近年増加傾向にある。金額ベースではリンゴ（54億円）、牛肉（38億円）が大きく、次いでナシ（7億円）、米（援助米を除き5億4,500万円、1,312トン）となっている。
- 2 農林水産物全体の輸出先国・地域別分布額の割合は、アジアが70.6%を占め、次いで北米（17.5%）、欧州（7.1%）の順で、アジアが圧倒的に大きい。アジアのなかでは、香港（22.2%）、台湾（13.1%）、中国（10.4%）、韓国（10.3%）となっており、東アジアとその内の中華圏が大宗を占めている。
- 3 日本米の需要要因としては、①アジアの経済成長と高所得層の拡大、②世界的に増加する日本食レストランの展開、③日本米への高評価といった点が挙げられる。
- 4 商業用米輸出の推移をみると、輸出数量は近年アジアの経済成長につれて増加基調にある。金額ベースでも、世界的な穀物価格の高騰を受けた08年をピークに09年は低下したが、全体としては増加基調にある。国別には香港、台湾が圧倒的で過半を占め、ことに香港の増加が著しい。なお、輸出米を「新規需要米」として取り扱う（株）神明の取組みが注目される。
- 5 最大の有力潜在市場である中国の輸入はそのほとんどがタイからのものとなっており、日本産米の小売販売価格は約1,400～1,500円/kgと、現地産日本品種約140～200円/kgの約10倍、現地産在来種50～100円/kgと比してはその約15～30倍と高価である。これは、高品質銘柄米が輸出されているのと、日本産米の中国国内小売価格が輸出入費用や卸売・小売マージンによって日本保税庫納入価の2.2倍となることによる。
- 6 SBS米における中国輸入精米の輸入価格が1万円/60kg（玄米ベースでは9,300円弱）程度に上昇してきたことをとらえて、生産調整を廃止して9,500円/60kg程度の米価水準が実現されれば対中米輸出を行えるとの議論もあるが、輸出入費用等を上乗せすれば、中国国内小売価格は2.2倍の2万3千円/60kg（381円/kg）に達し、中国産米との価格差は大きい。2010年の中国産ジャポニカ米卸価格は急上昇したが、その水準は4元（52.8円）/kgにとどまる。また、SBS輸入米価格が高いのは、それらが東北3省で生産された対日輸出用の高品質銘柄米であることによる。
- 7 アジアの富裕層は今後確実に増加し、ジャポニカ米需要も一定程度増加するものと考えられる。それに伴って、中国を中心とするジャポニカ米や日本品種の生産量も増加しようが、日本産米の品質の優位性は維持される一方で、その相対的高価格性も持続されるものと思われ、限定的輸出が容易に本流へ移行するとは考えにくい。輸出価格の対現地産品比較劣位は、稲作の持続性、再生産性を保障した上での生産調整廃止が万一実現したとしても変わることはないだろう。

目次

はじめに

1 日本米輸出の位置

2 日本米の需要要因

- (1) アジアの経済成長と高所得層の拡大
- (2) 日本食レストランの展開
- (3) 日本米への高評価

3 日本米輸出の動向

- (1) 商業用米輸出の推移
- (2) 各輸出市場の概要
- (3) 日本国内産地における取組み

4 中国向け市場の動向

- (1) 中国における輸入米の推移
- (2) 中国における日本産米の評価
- (3) 中国における流通実態と小売動向
- (4) 中国向け輸出米の価格構成と日本の輸出価格
- (5) 中国におけるジャポニカ米の生産動向

5 今後の展望

おわりに

はじめに

日本は世界に冠たる農産物純輸入国だが、一方で、その技術力を生かした高品質な農産物の輸出にも取り組んでいる。国を挙げての取組みは、地方から起こった2003年5月の「農林水産ニッポンブランド輸出促進都道府県協議会」を嚆矢として、05年4月に「農林水産物等輸出促進全国協議会」が設立されることにより、本格的に始まった。全国協議会は農林水産団体、食品産業・流通関係団体、外食・観光関係団体、経済団体、47都道府県知事、関係省庁で構成されている。また、07年を中心に農林水産省の地方農政局（沖縄は総合事務所）ごとに、輸出促進地域協議会等が設立されており、全国段階、地域段階双方からの支援体制が整い、一定の成果も上がりつつある。

もちろん、ニッポンブランドを意識させ、その輸出を促進させたのは、主として

アジア諸国の経済成長に伴う高所得層、富裕層の台頭にある。ことに米は、アジアの伝統食でもあり、高品質米へのニーズは所得の上昇が前提となる。

一方で、近年、日本のミニマム・アクセス米のうち主食用のSBS米における中国輸入精米の輸入価格が1万円/60kg（玄米ベースでは9,300円弱）程度に上昇してきたことをとらえて、生産調整を廃止して9,500円/60kg程度の米価水準が実現されれば対中米輸出を行えるとの議論もある。

そこで、本稿では、主としてアジア諸国の富裕層向けに限定的に発生しつつある日本の高品質米輸出の動向と、主に中国を対象として数量的にも本流となりうる米輸出の発展可能性を、それを成立させる要因とともに検討することとしたい。

1 日本米輸出の位置

日本の農産物輸出額は09年で2,637億円

であり、近年増加傾向にある。加工品を除いて品目別にみると、金額ベースではリンゴ（54億円）、牛肉（38億円）が大きく、次いでナシ（7億円）、米（援助米を除き5億4,500万円、1,312トン）となっている。加工品では、アルコール飲料（154億円）、粉乳（124億円）、緑茶（34億円）が大きい。

農林水産物全体の輸出先国・地域別分布額の割合は、アジアが70.6%を占め、次いで北米（17.5%）、欧州（7.1%）の順で、アジアが圧倒的に大きい。アジアのなかでは、香港（22.2%）、台湾（13.1%）、中国（10.4%）、韓国（10.3%）となっており、東アジアとその内の中華圏が大宗を占めている（農林水産省（2010））。

米に関しては、対台湾、香港が圧倒的に大きく過半を占め、対中国も09年では30トンと僅少なながら増加傾向にある。

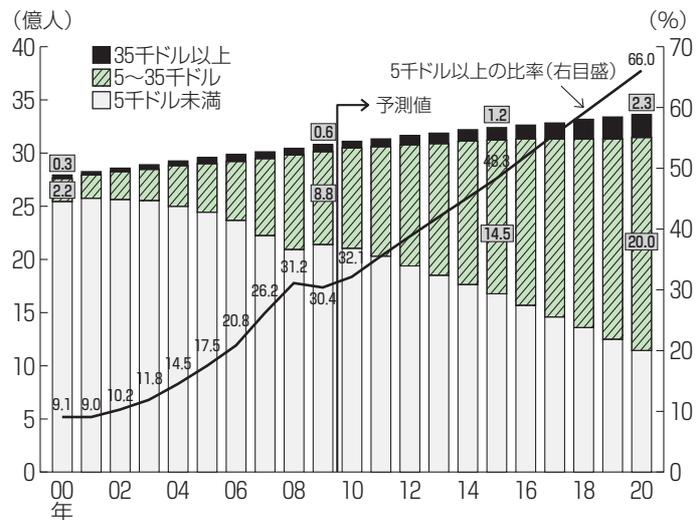
2 日本米の需要要因

(1) アジアの経済成長と高所得層の拡大

1980年に約2兆ドルの経済規模（名目GDP）であったアジアは、2009年には約15兆ドル^(注1)に達し、15年には約24.4兆ドルと、NAFTA、EUを超える経済圏になるものと予想されている（経済産業省(2010)）。また、08年の世界金融危機からの回復ペースも先進国をしのいでいる。

こうした経済成長のなかで、アジアにお

第1図 アジア新興国における所得階層別人口の推移



資料 Euromonitor international2010
 出典 経済産業省「通商白書2010」
 (注) 1 世帯可処分所得の家計人口。
 2 2009年までが実績値で、それ以降は予測値。

ける中間所得層（世帯可処分所得5千～3万5千ドル）や富裕層（同3万5千ドル以上）が増加しつつあり、09年ではそれぞれ8億8千万人、6千万人で、2020年には各20億人、2億3千万人に達するものと予想されている（第1図）。

富裕層のなかで中国の占める割合は09年で約3分の1、20年では約2分の1となり、国別には中国が重要性を持っていることが分かる（同図）。

(注1) ここでのアジアとは、ASEAN+3（日中韓）+3（インド、オーストラリア、ニュージーランド）。

(注2) ここでのアジアとは、中国、香港、台湾、インド、インドネシア、タイ、ベトナム、シンガポール、マレーシア、フィリピン。

(2) 日本食レストランの展開

07年に試行的にスタートした対中米輸出では贈答品需要が過半を占めたとされるが、日本米の需要要因としては、外食産業、

ことに日本食レストランによる需要も大きな位置を占める。

農林水産省の推計では、世界には2万1千～2万4千の日本食レストランがあり、そのうち、6千～9千がアジアに分布している。日本食レストランの海外普及に関しては、07年に設立されたNPO法人日本食レストラン海外普及推進機構（JRO）が中心となって各種の活動を行っており、14都市（東アジアでは、台北、上海、ソウル、香港）に支部を設けて農産物の輸出促進にも貢献している。

(3) 日本米への高評価

こうした下地の上に、決定的に重要なのが、アジア富裕層による日本米への高評価がある。その内容は、①安全、②高品質、③美味ということになるが、それらは単に生産工程だけではなく、収穫後の乾燥・調製や保管の品質も影響している。

同じアジアの先進国である韓国においても、04年ごろまでの一般普及米は白濁米を含むものが主流で、白濁米を含まない米を完全米（パーフェクトライス）として付加

価値米として扱っていたが、現在では完全米の割合が高まっている。

07年の北京におけるアンケート結果では、日本産米を購入した理由（複数回答）のトップは、「美味しいから（41.2%）」が他の要因を圧倒的に引き離している（農林水産省（2008a））。

3 日本米輸出の動向

(1) 商業用米輸出の推移

援助用と推察されるものを除いた商業用米輸出の推移をみると、輸出数量は近年アジアの経済成長につれて増加基調にある。金額ベースでも、世界的な穀物価格の高騰を受けた08年をピークに09年は低下したが、全体としては増加基調にある。とはいえ、日本全体では1,312トン、5億4,500万円にとどまっている。国別には香港、台湾が圧倒的で過半を占め、ことに香港の増加が著しい（第1表）。

香港では米は備蓄商品として輸出入管理の対象となっているが、輸入量の制限はない（JETRO（2009））。香港の主要輸入先はタ

第1表 商業用の米輸出数量等の推移

(単位 トン, 百万円)

	05年		06		07		08		09	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
輸出合計	634	320	967	427	940	527	1,294	641	1,312	545
うち台湾	413	169	593	161	450	175	453	168	333	115
香港	99	57	155	74	218	119	341	172	481	206
シンガポール	63	35	63	40	92	48	173	81	185	79
中国	-	-	2	7	72	43	90	52	30	14
米国	16	25	128	99	41	71	26	49	17	28

資料 財務省貿易統計(ただし、援助用と推察される数量を除く)
出典 農林水産省(2008a)をアップデート

イが輸入量割合79.6% (09年) と圧倒的に多く、次いでベトナム (6.2%), 日本は増加基調にあるとはいえ7位の輸入国 (0.2%) にとどまっている (UN comtrade)。

中国に対しては、07年4月の大臣級会談で植物検疫条件 (精米工場の指定, 燻蒸処理の実施) について基本合意がなされ, 第1便として全農が24トン (新潟県産コシヒカリ, 宮城県産ひとめぼれ) を輸出して北京, 上海で完売した。その際の小売価格はコシヒカリ約1,600円/kg, ひとめぼれ約1,500円/kg, 販売チャネルは北京では日系スーパーと百貨店, 上海では百貨店とスーパー等, 需要 (顧客標的) は中国人富裕層の贈答・自家消費, 企業贈答用, 在留邦人用等であった。また, 12月の同会談で暫定的に150トンの輸出が可能となり, 全農が12月と1月に合計100トン を輸出し, 販売網を沿海部等13都市に拡大して販売した (農林水産省2008b)。

しかし, 関係者によると追加輸出分は, 2月の春節 (旧正月) 後に販売が落ち込み, 08年6月末までに約30トンが売れ残り, 農林水産省の担当者は「日本のコメは当初, 中国メディアも報道し話題となった。春節前後まで企業などが贈答用として購入したが, 一般の家庭にまで浸透しなかった」と分析している (08年7月17日付「共同通信」)。貿易統計上では, 08年の日本の対中国精米輸出は90トンとなっている。暫定輸出は, 全農とCOFCO (中糧集团有限公司) 間のものに限られたが, 08年5月には二国間協議がまとまって恒常的な輸出条件が確

立された (農林水産省 (2008a), JETRO (2009))。植物検疫条件の主なものは, ①中国側の認可した指定精米工場で精米されていることと, ②輸出前に登録燻蒸倉庫で精米に燻蒸処理を実施することである (農林水産省ホームページ)。

(2) 各輸出市場の概要

現在の日本米の主要市場の概要は, 第2表のとおりであり, 小売価格帯は1,000円~1,200円/kg (6万~7万2千円/60kg) と極めて高く, 日本品種等の現地産米価格の2~7倍となっている。

短粒種消費は, 台湾で高い (8~9割) ほか, 中国北方 (中国全体では2~3割) と米国西海岸地域で大きい。今後は, 米消費量が都市部でも約78kg/年・人と多く, 富裕層の増大が予想される中国が有力潜在市場になるものと考えられる。

とはいえ, 09年のアジアの富裕層6千万人の米需要は, 1人平均年間消費量60kgとして360万トン, うち短粒種の需要はその5割としても総量で180万トンに過ぎない。2020年に至っても, 富裕層2億3千万人の米消費量は, 中国人 (米78kg消費・短粒種消費3割) の割合が3分の1から2分の1に上昇して1人平均65kg程度となり, 米需要全体で1,500万トン程度に増加するが, 短粒種割合は4.5割に低下して, 日本米輸出の対象となる潜在市場である短粒種需要は総量で670万トン程度にとどまろう。^(注3)

(注3) ジャポニカ米の主要需要国を, 台湾 (米消費量50kg, 短粒種割合0.9), 香港 (40kg, 0.2), シンガポール (80kg, 0.1), 中国 (78kg, 0.3)

第2表 主要輸出国における日本産米の販売状況

	輸出量 (2007年)	小売価格 (参考：現地産米価格) (日本品種)	日本産米の販売状況	米の消費動向
台湾	450トン	約600～1,300円/kg (現地産日本品種 約300～400円/kg 米国産加州米 約300円/kg)	・日本産米の銘柄が浸透しており、「新潟コシヒカリ」が人気。 ・10種類以上の産地銘柄の日本産米が日系百貨店を中心に販売されるなど、産地間での競合が激化。	・1人当たり米消費量は約50kg。 ・消費量の8～9割が短粒種。 ・自国産米に対する誇りも強く、ブランド米も存在。
香港	218トン	約800～1,500円/kg (中国産日本品種 約160円/kg 米国産日本品種 約800円/kg)	・高級日本食レストランからの需要が徐々に増加。 ・産地間の競合が顕在化。	・1人当たり消費量は約40kg。 ・消費量の8～9割が長粒種。 ・中国産、ベトナム産・短粒種は日本産米の1/10、加州産米は1/5程度の価格
シンガポール	92トン	約750～1,000円/kg (中国産短粒種 約50～200円/kg 米国産日本品種 約400～500円/kg)	・市場に浸透しつつあり、売上は拡大傾向。 ・購買層は、華僑や欧米人を中心とした富裕層。	・1人当たりの消費量は約80kg。 ・米は全てを輸入に頼り、タイ産の長粒種が大きなシェアを占めるが、近年は中国産の輸入が増加。
米国	41トン	約800～1,000円/kg (現地産短粒種 約150～170円/kg 現地産日本品種 約200～400円/kg)	・日系スーパーでの販売及び通信販売が中心。 ・販売はやや苦戦しており、かなりの在庫を抱えている業者も存在。	・1人当たりの消費量は約10kg。 ・消費の多くは、国内産長粒種。 ・西海岸地域は中・短粒種の需要が大きく、米消費が浸透。
中国	74トン	約1,400～1,500円/kg (現地産日本品種 約140～200円/kg 米国産短粒種 約1,000円/kg)	・イベントや広報活動を通じた話題性や希少性が評価。 ・購買層は、富裕層が中心であり、贈答用需要が相当程度を占めている模様。	・1人当たり消費量は約100kg。 ・消費量の2～3割が短粒種。 ・南方は長粒種、北方は短粒種の消費が大きい。

出典 農林水産省(2008a)

とし、米消費量・短粒種割合について、前3国は各年の人口比で加重平均し、09年は前3国対中国の比率を2対1、2020年は1対1として加重平均して求め、各年の富裕層人口を乗じて求めた筆者による概算試算。

(3) 日本国内産地における取組み

農林水産省の「農産物等の輸取出組事例22年度版」によれば、全130件中、米輸出を行っているのは12件で、内訳は直接の産地から遠い全農、秋田県貿易促進協会を除くと農協6件と福井県経済連、農家1、農業生産法人1、米卸1となっている。

輸出先は、ほとんどが台湾で8件、次いで香港3件、中国(全農)、マレーシア(JA西びわこ)、ポーランド(JAたいせつ)で、

このうち台湾、香港双方に輸出しているのが2件(秋田県貿易促進協会、福井県経済連)ある。

販売先では、現地の高級スーパー、百貨店への輸出が5件、バイヤーや輸入業者への輸出が3件、業務用にも仕向けているのが2件(宮城県の農業生産法人(有)PFTサービス=バイヤー経由、北海道の丸ヨ住吉商店)である。また米の品種では、いずれもコシヒカリ等の高級品種を輸出品目としており、低農薬栽培等の安全・安心を前面に出したのも3件ある。

輸出数量では、全農の122トンを除くと丸ヨ住吉商店(JAたきかわ分を含む)が53トンでトップに立ち、次いで(有)PFT

サービスが約44トンとなるほかは、いずれも2～4トン程度にとどまる（数量未詳のものを除く。福井県経済連は約6.3トン。09年度＜全農は07年度＞）。

これらよりも大きく扱っているのが米卸の(株)神明で、2010年度に日本産米輸出を09年度の4倍の1,200トンに拡大するとしており、内訳は、秋田県産あきたこまち800トン、新潟県産コシヒカリ220トン、富山県産同180トンで、すしなど日本食の人気の高い欧米、東アジア、豪州の需要増に対応し、現地の食品問屋を通じて和食レストランや量販店などに売り込むとしている。

この取組みは、輸出用米が「新規需要米」（生産調整にカウント）として扱えるのを活用し、秋田県A農協、新潟県B～D農協、富山県E農協と供給契約を結んで対応するもので、転作助成（2万円/10a）後の加工用米水準程度の価格が目途となっている（E農協では、転作助成後の米粉、加工用米と共同計算される）。

A農協では、08年産から取組みを開始し、10年産では84経営体の133.6haで作付けされた。輸出の選択は、①販売力の強化や加工用米対比での価格向上を志向した取組みのなかから（A農協）、②実需との結びつきが求められる米粉、加工用米の作付面積に限度があるなかでその代替として（B、C、E農協）、また③米粉用米の販売価格の低さを回避するために（B、C農協）行われた。輸出数量実績が多いのは香港で、現地の高級スーパーの日本食品売場で販売されており、09年産あきたこまちの現地小売価格は、

109HK \$ / 2kg (567円/kg) となっている。(株)神明では、12年に3千トンとする計画^(注4)をもっている。

(注4) 筆者2010年10月、(株)神明、A～C、E農協ヒアリング、10年6月24日付日本経済新聞記事ほか。

4 中国向け市場の動向

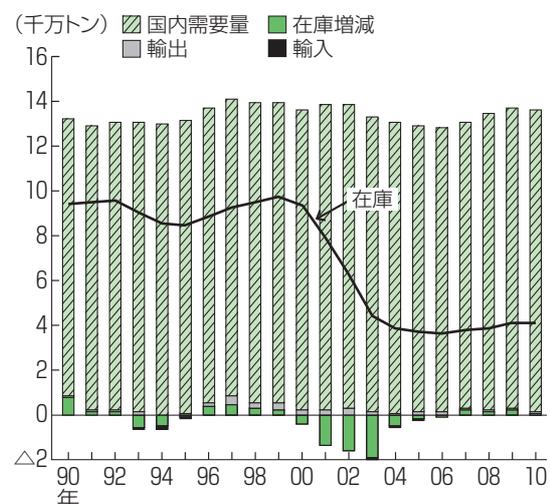
それでは、最大の有力潜在市場である中国市場の動向を、より詳しく見てみよう。

上記のような、現在展開されている限定的な米輸出ではなく、数量的にも本流となるような日本米輸出への発展可能性があるのかどうか検討してみたい。

(1) 中国における輸入米の推移

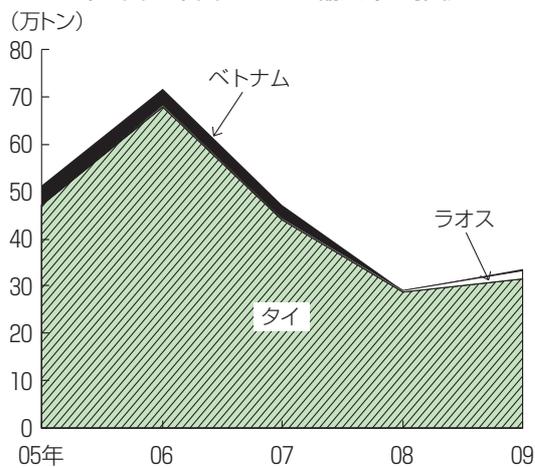
まず始めに、中国における米の全体需給が長期的にどのようなになっているかを確認しておこう。中国は1997年に食糧自給を達成したが、米に関してはそれ以降も国内需

第2図 中国の米需給状況推移



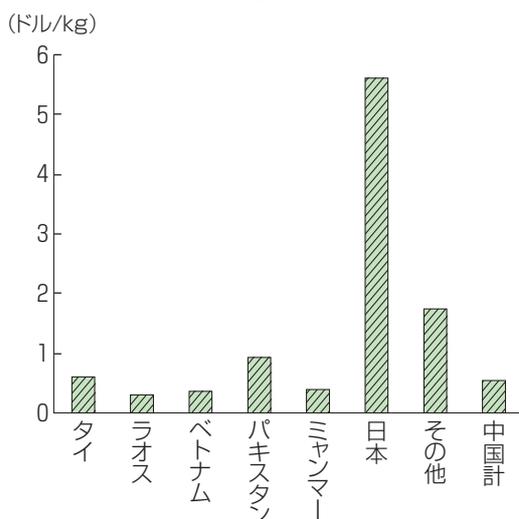
資料 USDA PSD onlineから作成
(注) 棒グラフの正の値(長さ)から在庫減・輸入を控除したものが国内生産量となる。

第3図 中国における輸入米の推移



資料 UN comtradeから作成

第4図 中国の国別米輸入単価(09年)



資料 第3図に同じ

要量約1億3千万トンに比すると僅少なが、およそ年間30万トンの輸入を継続してきた(第2図)。

近年における輸入動向を、輸入先国と輸入単価で見ると、輸入はそのほとんどがタイからのものとなっている(第3図)。輸入単価は、中国全体で0.53ドル/kg、タイ米0.61ドル、その他主要4か国米がすべて1.00ドル/kg未満のなかで、日本米は5.60

ドル/kgと突出している(第4図)。日本が高品質、高価格米を輸出していることが貿易統計上でも確認でき、価格が中国全体の輸入単価の10倍近いことが分かる。

また、精米輸入が77%と最も多いが、碎米18%(タイ米)、もみ4%(ラオス)、玄米1%(94%がラオス米)も含まれている(UN comtrade)。

なお、米は中国における関税割当対象品目で、関税割当数量は年間532万トン(短粒種266万トン、長粒種266万トン)、枠内関税率は1%であり、そのほかに輸入増徴税(いわゆる付加価値税)が13%かかる(合計納税率14.1%)(農林水産省(2008a)、(2009a))。

(2) 中国における日本産米の評価

農林水産省が(株)富士経済に委託して調査したところによると、日本産米購入経験者における日本産米購入前の日本米の喫食経験は「レストラン(日本食レストラン等)で食べた経験があった」とする回答(複数回答)がトップで89.0%、次いでほぼ50%の回答率で、「①日本旅行時、②知人・友人宅、③店舗サンプル、④知人・友人等から贈答」が並ぶ。「購入前に食べた経験なし」は1.0%であり、日本米の実食経験がその後の購入に結びついている可能性が高い。日本米輸出においてサンプル試食等の販売促進活動が重要であることが分かる。

米を購入する際に重視する点は、①「味覚、おいしさ」95.0%、②「香り・風味の良さ」83.0%、③「健康面での良さ」78.0%、④「安全性、安心さ」74.0%と続き、

「産地、ブランド」は50.0%にとどまった。中国における米の購入選好では、品種銘柄ではなく、「五常米（黒龍江省）」などの産地によるブランド米が一般的とされるが（農林水産省（2008a））、日本産米購入経験者間では「味覚、おいしさ」を重視する回答率が高いことに留意する必要がある。とはいえ、日本産米購入前の日本産米に対するイメージは、①「香り・風味がよさそう」83.0%、②「安全で安心して食べられそう」71.0%、③「おいしそう」61.0%と続くことから、回答者が日本の産地・ブランドに詳しくないことが、購入時点の重視点で「産地、ブランド」の回答率が50.0%にとどまった要因とも考えられる。

日本産米を食べた後の味覚に関する評価では、「非常においしいと思う」が65.7%、「おいしいと思う」が29.3%（単数回答）と、極めて高い評価となっている。また、同様の総合的な評価に関する回答でも、「非常に良いと思う」52.5%、「良いと思う」38.4%（同）との高評価を得ている。一方で、日本産米の価格に対する評価は、「非常に高いと思う」21.2%、「高いと思う」23.2%（同）と、おいしさや総合的な高評価の反面、それと対比した価格面に関する納得感の低さも際立っている。日本産米の購入許容価格は第3表のとおり、「50元未満/2kg（1元=13.5円で、338円/kg）」が65.8%、「50～100元/2kg（338～675円/kg）」が23.4%（単数回答）と、実際の小売価格である約1,500円/kgの4分の1～2分の1の水準が求められている。

第3表 日本産米の購入許容価格

(単位 人, %)

	該当人数全体	構成比
50元未満/2kg	104	65.8
50～100元/2kg	37	23.4
100～150元/2kg	9	5.7
150～200元/2kg	5	3.2
200～250元/2kg	3	1.9
250元以上/2kg	-	-
合計	158	100.0

出典 農林水産省(2009a)

(注) 日本産米が高価格で購入を断念した者の日本産米の購入許容価格。

日本産米の購入目的は、「自宅で食べるため」99.0%、「贈答用のため」67.0%（複数回答）と、贈答需要が主であるとする一般的な見方とやや異なる結果となっている。日本産米の贈答相手は、「友人・知人」85.1%、「（別居の）親・親戚」（複数回答）となっており、「ビジネス上の関係者」31.3%を大きく上回った。

また、日本産米の購入契機となった情報源は、①「インターネット」61.0%、②「テレビCM」41.0%、③「新聞・雑誌記事」35.0%（複数回答）となっている点が注目される。

なお、日本産米購入経験者の属性は、性別は女性が64.0%、職業は会社員が88.0%、居住区域は①「上海市内及び近郊」69.0%、②「北京市内及び近郊」30.0%、同居人数は「3名」70.0%、世帯収入（月収）は①「1万5千元～2万元」46.0%、②「1万元～1万5千元」24.0%、③「2万元以上」23.0%となっている（中国都市部の平均月収は約2,435元（中国国家统计局2008年））。

(注5) 2009年3月に行われたインターネットによ

るWEB調査であり、調査対象者は20～60歳の男女で、過去2年以内に日本産米の購入経験のある100名、および、日本産米の購入経験はないが、短粒種の購入経験のある545名。

(3) 中国における流通実態と小売動向

前掲第2表のとおり、中国における日本産米の小売販売価格は約1,400～1,500円/kg（8万4千～9万円/60kg）と、現地産日本品種約140～200円/kgの約10倍、現地在来種50～100円/kg（3千～6千円/60kg）と比してはその約15～30倍と高価であり、高価格品を扱う店舗に限定して販売されている（農林水産省（2009a））。もっとも、筆者が09年10月に調査したブランド米産地である黒龍江省五常市の米集荷・精米企業（米ブローカー）では、北京での小売価格を40～116元（524～1,520円）/kgとしており、中国の一部高級ブランド産地の高品質米の小売価格は日本産米に近いものもある。なお、前述のSBSにおける中国からの輸入米価格が高いのは、それらが東北3省（黒龍江、吉林、遼寧）で生産された対日輸出用の高品質銘柄米であることによるものである（佐伯（2003））。

農林水産省が（株）富士経済に委託して

^(注6) 調査したところでは、日本産米の販売は上海エリアを中心とした売上が好調な店舗と、北京エリアを中心とした売上が不調な店舗に大別された。上海エリアの在住者は北京エリア等の他の地域に比べて日本滞在経験者も多いことが要因として考えられている。

調査対象5店舗の取扱品種は、新潟コシヒカリと2店舗で宮城ひとめぼれが加わる。商品単価は、新潟コシヒカリ198元/2kg（1,337円/kg）、宮城ひとめぼれ188元/2kg（1,269円/kg）であり、前記の全農による第1便輸出24トンの販売単価と考えられる。各店舗の月商は、1,980元（10袋）～約39,600元（200袋）となっている。

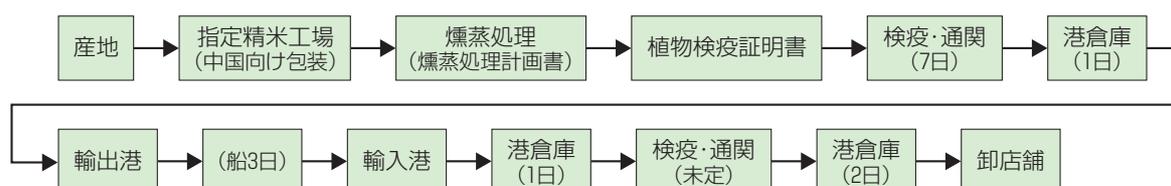
^(注6) 2009年8月に行われた小売企業5店舗に対するインタビュー調査で、日本産米の取扱状況についてヒアリングしたものの。

(4) 中国向け輸出米の価格構成と日本の輸出価格

対中日本米輸出の輸出入手続きフローの概要は第5図のとおりであり、輸出入に係るコストもこれに沿って発生する。

農林水産省（2009b）が行った中国向け輸出米の価格構成試算は第6図のとおりで

第5図 対中日本米輸出の輸出入手続き



出典 農林水産省(2009b)

(注) 日数は、現地小売店・飲食店までの所要日数(祝祭日は除く)の目安。

ちなみに、前掲第3表が示す日本産米購入許容価格は「338円/kg未満」が最も多いが、これは高品質銘柄米に対するものであり、平均的品質米に対するものではないことに留意する必要がある。

(5) 中国におけるジャポニカ米の生産動向

最後に、日本産米に対して品質・価格競争力のあるジャポニカ米の生産可能性があるか、または逆に、一般的な中国産ジャポニカ米価格が同質の日本産米価格まで上昇していくかどうかの観点から、中国におけるジャポニカ米の生産動向を、主に河原(2010)を参考に見ておこう。

ジャポニカ米の生産量等は、近年「中国食糧発展報告」等の政府系刊行物で示されるようになった。07年の生産量は5,296万トン（精米ベースでは3,707万トン）であり、これは米総生産量の実に28.4%を占める。ジャポニカ米生産量の内訳は、東北3省（黒龍江、吉林、遼寧）で45.8%、南方産地の江蘇省が29.2%、これら4省で74.9%とほとんどを占め、黒龍江と江蘇省で傾向的に増加している。

ジャポニカ米の中国国内平均卸売価格の推移は第7図のとおり、05年初めには2,600元/トンであったが、06年には2,900元に上昇し、08年以降には小幅の上下を繰り返した後、10年に入ってからは急激に上昇したが、それでもその水準は4,000元/トン（52.8円/kg）にとどまる。この要因は、09年の大幅減産によるものと考えられる。

第7図 中国国内産ジャポニカ米卸売価格推移



資料 中華糧網数据中心ホームページから作成
(注) 晩生ジャポニカ米の中国国内平均卸売価格。

ジャポニカ米の粗収益は、価格と単収の上昇によって、過去10年程度の間傾向的に向上してきた。07年では916.4元/ムー（1,374.6元/10a）で、01年の631.3元/ムー（947.0元/10a）の1.45（価格は1.35）倍となっている。なお、生産費統計上の価格（農家庭先出荷価格）を求めると1,783.2元/トン＝27.6円/kgと極めて低い。実際、筆者が09年10月に調査したブランド米産地である吉林省德恵市の米ブローカーでは、農家からの買取価格を2.04元（27.5円/kg）としていた。ジャポニカ米生産の収益性はインディカ米よりも高く、これは価格と単収がともに上回っていることによる。しかし、ジャポニカ米の所得は500.7元/ムー（751.1元/10a, 07年）だが、所得率はインディカ米よりも劣る。これは、生産費が化学肥料費、農業機械費等において高いためである。また、ジャポニカ米の生産費は07年では671.8元/ムー（1,007.7元/10a）となり、01年の464.1元/ムー（696.2元/10a）の1.45倍となっている。この間に生産費率は73.5%（01年）から、価格上昇による粗収益の増加に伴い

06年(66.2%)に向けて低下したが、生産資材価格の上昇により、07年には73.3%に戻った。

米生産に対する国家の支援は、①04年から全国的に実施されるようになり、年々増加している「農家補助金」と、②「最低買付価格制度」で構成される。最低買付価格制度は、食糧流通の自由化と価格下落で農家が生産意欲を低下させ、03年に食糧生産が落ち込んだことから講じられた施策であり、米の市場価格が一定の基準価格を下回ったら国家が基準価格で市場買支えを実施するものである。10年2月に引き上げられたジャポニカ米(国標3等モミ米)の基準価格水準は、2.1元/kg(精米に換算すると3.0元/kg=39.6円/kg)と低いが、07年には235万トンの買付実績がある。

5 今後の展望

現在の日本米輸出は、政府の支援も受けつつ限定的に行われている。主要海外市場の小売価格帯は1,000円~1,200円/kg(6万~7万2千円/60kg)と極めて高く、日本品種等の現地産米価格の2~7倍となっている。こうしたなかで、輸出用米を「新規需要米」として扱い高品質銘柄米を安価に仕入れる(株)神明と5農協の取組みは注目されるが、価格の目途となる転作助成後の加工用米価格による所得は、主要な転作物のなかで最も低く(23万円/10a, 農林水産省試算)、転作問題の救世主とはなり難い。

いずれにしろ、日本米輸出が今後本流と

なるような発展を遂げるか否かの問題は、①この価格帯程度で日本産米を恒常的に購入する富裕層が、その国の経済発展等によって今後どのように増加するかということ、②主要海外市場の現地産ジャポニカ米や日本品種米の価格が、その国の経済成長等によって、品質を伴いながら今後どのように上昇するかということ、および③日本産米の価格が今後どのように推移するかということの複合要因の帰趨にかかっている。

②のアジアを中心とする主要海外需要国の現地産ジャポニカ米や日本品種米の価格と品質の上昇・向上の見通しに関しては、日本のポストハーベストの処理・対応力を含む農業技術力の高さ、安全・安心に関する信頼度の優位性は、引き続き高く維持されるものと考えられる。価格は、その国の経済成長にあわせて上昇するとも考えられるが、大規模なジャポニカ米の国内生産のある中国でも、少なくともこれまではジャポニカ米価格は中国国内需給要因による上下はあったが、経済成長に連動した上昇はなかった。中国の新5か年計画(2011~15年)案では、経済発展と歩調があった家計収入の増加がうたわれているが、農業部門では農家補助金(面積当たりの作付け直接補助金や生産資材補助金等)と最低買付価格制度等の複合政策によるものと思われ、直ちに価格の大幅上昇に結びつくものとは考えられない。価格を大幅上昇させれば、中国の米の枠内関税率は1%と低いことから、輸入米の大量流入を惹起し、食糧自給をおびやかすからである。

③の日本産米価格の今後の趨勢は、本稿の検討対象とはしておらず、別途の研究にゆだねることとなるが、もし稲作の持続性、再生産性を保障した上で生産調整の廃止が可能であって平均価格9,500円/60kg程度の米価水準が実現されたとしても、前記4(4)のとおり、中国国内小売価格はその日本保税庫納入価である10,450円の1.9～2.2倍の20,169円(336.1/kg)～22,886円(381.4円/kg)となり、中国産日本品種価格である約140～200円/kgとの乖離幅は依然として大きいものといえよう。

(注7) 政府の支援は、輸出環境の整備や販路開拓、新規需要米として取り組む場合の生産調整カウント等の間接的なものが中心となっている。

(注8) 河原(2010) p.49-53。

(注9) 2010年10月28日付日本経済新聞記事。

おわりに

以上、現行の限定的な日本米輸出の動向と、今後の発展可能性について特に大きな潜在市場である中国を中心に検討してきた。アジアの富裕層は今後確実に増加し、ジャポニカ米需要も一定程度増加するものと考えられる。それに伴って、中国を中心とするジャポニカ米や日本品種の生産量も

増加しようが、日本産米の品質の優位性は維持される一方で、その相対的高価格性も持続されるものと思われ、限定的輸出が容易に本流へ移行するとは考えにくい。そして、輸出価格の対現地産品比較劣位は、稲作の持続性、再生産性を保障した上での生産調整廃止が万一実現したとしても変わることはないだろう。

<参考文献>

- ・ 経済産業省「通商白書2010」
- ・ 農林水産省(2010)「農林水産物・食品の輸出促進対策の概要」大臣官房国際部9月
- ・ 農林水産省(2008a)「日本産精米の輸出について」総合食料局6月
- ・ 農林水産省(2008b)「日本産米の輸出状況について」1月
- ・ JETRO(2009)『アグロトレードハンドブック2009』
- ・ 阮蔚(2005)「日本の農産物輸出促進の動き」『農林金融』6月号
- ・ 阮蔚(2010)「中国・インドの穀物需給動向」『農林金融』3月号
- ・ 農林水産省(2009a)「中国における主要な米輸入企業の実態及び日本産米の販売動向調査報告書」3月
- ・ 農林水産省(2009b)「日本産米輸出ハンドブック」
- ・ 河原昌一郎(2010)『平成21年度カントリーレポート、中国』農林水産政策研究所3月
- ・ 佐伯尚美(2003)「米輸入問題の総点検」『農業研究』第16号、日本農業研究所研究報告
- ・ 陳錫文(2010)「中国農業・農村改革の到達点と課題(講演録)」『農林金融』8月号

(ふじの のぶゆき)



発刊のお知らせ



自然資源経済論入門1 農林水産業を見つめなおす

寺西俊一・石田信隆編著

A5判372頁 定価3,780円(税込) (株)中央経済社

農林中央金庫は2009年度から一橋大学に資金を提供し、寄付講義「自然資源経済論」プロジェクトが開始された。

本書は2009年度の各界の専門家による講義内容を編集したものであるが、自然資源経済としての農林水産業の本質を大きく捉えて現状を解き明かすものとなっている。農林水産業を今日的な視角から理解するための格好の図書としてお薦めする。

目 次

第Ⅰ部 食と農業の現状と将来

(世界の食と農業、日本の食と農業、世界の食料需給をどう考えるか)

第Ⅱ部 農林水産業における資源の利用と管理

(農業における資源利用とその問題点、林業における資源利用とその問題点、水産資源の順応的管理とリスク分析)

第Ⅲ部 自然資源経済と地域の持続可能な発展とは

(農業の多面的機能、中山間地域の現状と将来展望、農林水産業と野生生物問題、コモンズとしての地域資源管理、発展途上国と農林水産業、自然資源経済論研究の課題)

購入申込先……………(株)中央経済社 TEL 03-3293-3381 (営業部)
お問い合わせ……………(株)農林中金総合研究所 TEL 03-3233-7700 (代表)



2008年度の農協経営の動向

主事研究員 福田竜一

はじめに

本稿では農林水産省『平成20事業年度総合農協統計表』に基づき、2008事業年度の農協経営の動向を概観する。周知のように08年9月の米国リーマン・ブラザーズ破綻を引き金とし、世界全体に波及した金融危機によって、農協経営とりわけ信用事業では総利益の前年度比減少などの影響を受けた。

また08年度の農業情勢は稲作と酪農が前年度よりも比較的良好であった。しかし金融危機に伴う所得減少や雇用不安が肉類の価格低迷を招き、生産資材価格高騰と生産物価格低迷が両面から養豚や肉用牛経営を圧迫した。農産物価格指数（総合）を農業生産資材価格指数で除した08年の農業交易条件指数（05年=100）は86.0となり、07年から6.9%も低下した。

このような経済環境と農業生産環境の急激な悪化を受け、08年度の農協経営には一段の厳しさが浮き彫りにされた。

第1表 集計組合数と組合員数、役職員数の推移

(単位 組合、団体、人、%)

	08年度		前年度比増減率				
	実数	1組合 当たり	04	05	06	07	08
集計組合数	770	-	△3.6	△3.0	△4.7	△3.1	△5.9
組合員	9,494,334	12,330	0.5	0.5	1.5	1.2	0.7
正組合員	4,828,192	6,270	△1.0	△1.1	△1.1	△1.1	△1.2
うち女性	872,402	1,133	△0.2	2.3	1.0	5.0	2.2
団体	11,622	15	4.3	3.1	5.9	7.1	4.8
准組合員	4,666,142	6,060	2.5	2.4	4.5	3.7	2.7
役員数	20,074	26	△4.2	△4.0	△3.4	△3.2	△5.9
うち常勤理事	2,772	4	△1.3	△2.7	△3.3	△1.9	△4.4
職員数	224,063	291	△3.1	△3.1	△2.3	△0.8	△0.9
信用	58,742	76	△2.8	△2.8	△2.6	△0.9	△0.7
共済	39,270	51	3.1	0.1	0.7	0.1	0.8
購買	51,398	67	△6.7	△7.1	△5.4	△3.8	△3.5
販売	16,248	21	△2.0	△1.8	△3.1	0.9	0.7
指導	16,011	21	△4.6	△1.4	△0.5	3.8	△0.5
うち営農指導員	14,324	19	△1.6	△1.2	△1.6	1.2	0.0
その他	42,394	55	△3.6	△2.0	0.3	△0.2	0.0
臨時・パート職員	40,113	52	2.2	△3.0	2.1	2.5	△0.4

資料 農林水産省『総合農協統計表』、以下特に断りのない場合同じ。

1 組合員数と職員数の動向

08年度の集計組合数は770で、前年度比増減率は△5.9%となった（第1表）。

08年度の組合員数は949万4千人、前年度比増減率は0.7%となった。うち正組合員数は482万8千人であった。正組合員数の同増減率は△1.2%で、最近5年間ではほぼ同じ割合で正組合員の減少が進んでいる。

一方、女性の正組合員数の同増減率は2.2%、団体は4.8%となっており、女性は最近4年間で、団体は最近5年間でそれぞれ連続して増加している。准組合員数は466万6千人、同増減率は2.7%とやはり最近5年間で一貫して増加しているが、06年度以降、増加ペースは徐々に鈍化している。

農協の職員数は全体で22万4千人、前年度比増減率は△0.9%となった。職員数の減少は依然続いているが、07年度以降はほぼ横ばいであり、全体として職員数のこれ以上の削減が困難なところに近づいていると思われる。職員数の同増減率を部門別にみると指導部門は△0.5%で前年度の増加から減少に転じたが、販売部門は0.7%で2年連続の増加であった。購買部門は△3.5%で減少が続いている。信用部門は△0.7%でやや減少だったが、共済部門は0.8%で増加傾向が続いている。臨時・パート職員数は前年度までは2年連続の2%超であったが、08年度は△0.4%となった。

2 主要事業量の動向

第2表によれば、貯金の年度末残高は83兆5千億円、前年度比増減率は1.6%で前年度の同増減率2.3%を下回った。その要因としては、所得等の減少、貯金から農協共済へのシフトの増加、相続による貯金流失の

第2表 主要事業量の推移

(単位 億円, %)

	08年度		前年度比増減率				
	実数	1組合当たり	04	05	06	07	08
貯金残高(年度末)	835,418	1,085	2.2	1.5	1.6	2.3	1.6
貸出金残高(年度末)	232,382	302	△0.8	0.0	2.5	2.3	4.4
預金残高(年度末)	565,875	735	2.9	1.3	1.6	2.8	△0.5
有価証券残高(年度末)	47,951	62	6.3	9.7	△1.6	△5.3	10.5
長期共済期末保有契約高	3,301,902	4,288	△2.0	△2.1	△2.4	△3.1	△3.2
購買事業当期供給・取扱高	33,003	43	△2.9	△2.0	△4.2	△0.9	0.7
生産資材	23,650	31	△0.9	△0.2	△3.7	0.0	2.9
生活資材	9,353	12	△6.9	△5.8	△5.3	△3.1	△4.5
販売事業当期販売・取扱高	43,786	57	△1.9	△1.9	△0.3	△3.4	0.7

増加、生活資金のための取り崩しの増加などがあげられる。また貸出金の年度末残高は23兆2千億円、同増減率は4.4%と最近4年間では最も高かった。このような貸出金の大幅増加の要因としては、これまで好調であった住宅ローンは伸び悩んでいるものの、「地方向け財政融資資金の繰り上げ償還にかかる補償金免除」の影響で地公体貸付が増加していることと、08年度末にかけての系統増資に伴う金融機関貸付の増加などがあげられる。^(注1)

他方、預金の年度末残高は56兆6千億円で前年度比増減率は△0.5%となった。有価証券の年度末残高は4兆8千億円で、同増減率は10.5%の大幅な増加となった。なお有価証券の年度末残高増加への寄与度が大きかったものは金融債5.5%、地方債2.2%、国債2.1%などである。

長期共済期末保有契約高は330兆円で前年度比増減率は△3.2%であった。長期共済期末保有契約高は減少が続いているが、同増減率は前年度よりも0.1ポイントの低下

にとどまった。

購買事業当期供給・取扱高は3兆3千億円で、前年度比増減率は0.7%と、前年度の減少から増加へと転じた。うち生産資材の同増減率は2.9%、生活資材のそれは△4.5%となっており、購買事業の取扱高増加は生産資材取扱高の増加によるものである。その背景には、農協の農業への取組みの対策が強化されたほか、飼料価格や原油等の資源価格高騰の影響があると推察されるが、その詳細な分析は後ほど行う。

販売事業当期販売・取扱高は最近4年間で減少を続けていたが、08年度は4兆4千億円で、前年度比増減率は0.7%となった。販売事業の分析も後ほど行う。

(注1) 農協の貯金と貸出金の動向と分析についての詳細は小野澤康晴、小田志保、王雷軒「農協信用事業の回顧と展望」本誌2010年1月号を参照。

3 収支の動向

08年度の事業総利益は19.2千億円、前年度比増減率は△1.5%となり、前年度に引き続き減少となった(第3表)。部門別には、信用事業総利益の同増減率は△4.0%となった。ただし信用事業総利益の変化は地域によって大きく異なり、信用事業総利益が大幅に減少した1県を除いた場合、信用事業総利益の同増減率は△1.5%であった。

共済事業総利益の前年度比増減率は△0.7%となった。共済事業総利益は減少が続いているが、前年度よりもマイナス幅は縮小した。購買事業総利益の同増減率は2.0%、販売事業総利益の同増減率も0.6%で、

第3表 収支の推移

(単位 億円, %)

	08年度		前年度比増減率				
	実数	1組合当たり	04	05	06	07	08
事業総利益	19,167	24.9	△2.6	△1.2	△1.2	△1.3	△1.5
うち信用	7,377	9.6	△2.3	2.1	1.8	3.2	△4.0
共済	5,094	6.6	△1.2	△1.5	△1.3	△5.2	△0.7
購買	3,791	4.9	△6.3	△6.6	△6.4	△5.3	2.0
販売	1,324	1.7	△2.0	△1.0	1.6	△1.5	0.6
事業管理費	17,563	22.8	△2.6	△2.5	△1.9	△1.3	△1.2
うち人件費	12,369	16.1	△3.3	△2.5	△1.7	△1.4	△1.4
事業利益	1,605	2.1	△2.8	16.3	7.2	△1.3	△5.1
経常利益	2,159	2.8	3.3	3.7	5.8	△0.9	△4.0
当期剰余金	1,480	1.9	19.7	△4.3	19.0	2.7	1.2

らもマイナスからプラスに転じた。

事業管理費は17.6千億円(うち人件費12.4千億円)で、前年度比増減率は△1.2%となった。事業管理費は最近5年間で連続して減少しているが、同増減率は2年連続で△1%程度にとどまっており、広域合併の進展などでこれまで進んだ事業管理費の削減が、次第に困難となっていることがうかがえる。

08年度の事業利益は1.6千億円で前年度比増減率は△5.1%、経常利益は2.2千億円で同増減率は△4.0%と、いずれも2年連続で減少となった。当期剰余金は1.5千億円、同増減率は1.2%であった。

事業部門別に事業利益の前年度比増減率をみると(第4表)、信用事業は△11.7%となった。共済事業は△0.4%であったが、前年度よりもマイナス幅は縮小した。農業関連事業は25.2%、生活その他事業は11.8%の大幅な増加であった。当期利益の同増減率は、信用事業△9.3%、共済事業1.5%、農業関連事業40.5%、生活その他事業19.5%

第4表 部門別損益の推移

(単位 億円, %)

	08年度		前年度比増減率			
	実数	1組合 当たり	05	06	07	08
事業総利益	19,167	24.9	△1.2	△1.2	△1.3	△1.5
信用	7,377	9.6	2.1	1.8	3.2	△4.0
共済	5,094	6.6	△1.5	△1.3	△5.2	△0.7
農業関連	4,359	5.7	△1.9	△2.4	△1.0	2.6
生活その他	2,508	3.3	△7.0	△7.0	△6.4	△2.2
営農指導	△171	△0.2	△0.9	△4.8	△4.5	△5.6
事業管理費	17,563	22.8	△2.5	△1.9	△1.3	△1.2
信用	5,603	7.3	△1.6	△0.6	△0.8	△1.3
共済	3,447	4.5	0.1	0.0	△1.0	△0.9
農業関連	4,677	6.1	△2.0	△2.7	△0.3	0.1
生活その他	2,852	3.7	△7.1	△6.3	△4.9	△3.4
営農指導	984	1.3	△1.9	1.9	1.4	△1.1
事業利益	1,605	2.1	16.3	7.2	△1.4	△5.1
信用	1,775	2.3	18.8	10.6	16.1	△11.7
共済	1,647	2.1	△4.3	△3.5	△13.1	△0.4
農業関連	△318	△0.4	△3.3	△6.2	6.5	25.2
生活その他	△343	△0.4	△7.4	△0.4	5.8	11.8
営農指導	△1,156	△1.5	△1.8	0.8	0.5	0.2
当期利益	2,189	2.8	△8.5	13.5	0.7	1.5
信用	2,143	2.8	6.9	13.4	15.8	△9.3
共済	1,712	2.2	△7.5	△2.2	△13.1	1.5
農業関連	△223	△0.3	20.9	△13.1	17.0	40.5
生活その他	△297	△0.4	22.8	△3.6	△3.8	19.5
営農指導	△1,146	△1.5	△0.6	0.6	1.2	0.4

となった。

4 経済事業の分析

(1) 生産資材取扱高の増加と価格高騰

先にみたように08年度の購買事業は供給高ならびに利益が増加に転じた。そこで生産資材の当期供給・取扱高の資材別の傾向(第5表)をみると、肥料の前年度比増減率が20.5%と最も大きく、次いで飼料が9.1%であった。しかし原油価格高騰の影響を受け高騰した燃料は△5.7%であった。^(注2)

さらに物価上昇の影響を考慮するため、当期供給・取扱高を農林水産省「農業物価指数」で実質化して算出した「農協当期供

給・取扱高実質増減率」をみると、農薬は△0.5%でわずかな減少にとどまったが、肥料△2.8%、飼料△6.0%、燃料が△21.1%と、実質的な取扱高でみた場合には、農協の供給・取扱高はむしろ減少した可能性が高いとみられる。

(注2) 原油価格高騰下において燃料の取扱高が減少した理由としては、ガソリンスタンドの競争激化に伴うスタンド閉鎖の増加の影響などが推察される。

(2) 品目別の販売事業取扱高

販売事業も全体の取扱高と利益がそれまでの減少基調から08年度は一転して増加に転じた。これも品目別にみた場合、それぞれに差異を伴うものであった。

第1図によれば、販売高が増加したのは米麦と生乳であった。米は長期的には消費減少と価格下落が続いているが、08年度は小麦の国際価格高騰でパンやめん類等が相次いで値上げされた影響などで、米の消費が下支えされたこともあり、米麦の取扱高の08年度の前年度比増減額は314億円(07年度△1,122億円)となった。

生乳は酪農経営が飼料価格高騰等の影響を強く受けたが、乳業メーカーとの交渉を

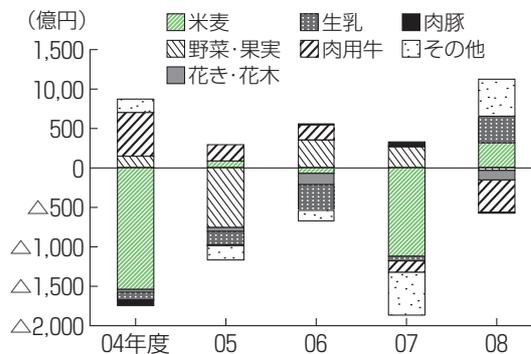
第5表 生産資材別の当期供給・取扱高の推移

(単位 億円, %)

	当期 供給・ 取扱高	前年度比増減率					物価 指数 増減率	【参考】 農協当期 供給実質 増減率 (08年度)
		08年度	04	05	06	07		
肥料	3,672	△1.1	△0.1	△1.8	2.4	20.5	23.9	△2.8
農薬	2,377	△0.9	△2.5	△1.7	△1.5	0.2	0.7	△0.5
飼料	4,384	0.4	△3.7	1.4	13.2	9.1	16.0	△6.0
燃料	5,562	1.5	8.4	△4.4	△3.2	△5.7	19.5	△21.1

(注) 農協販売取扱高実質増減率は当期供給・取扱高を「農業物価統計」で実質化した当期供給・取扱高の増減率。

第1図 販売品目別販売・取扱高の
前年度比増減額の推移



経て、乳価が上昇したことなどを受け、生乳の取扱高の前年度比増減額は336億円(07年度△62億円)となった。

他方、野菜・果実(08年度の前年度比増減額△29億円、以下同じ)、肉豚(△10億円)、肉用牛(△405億円)、花き・花木(△130億円)はいずれも取扱高が前年度よりも減少した。

(注3) 農林水産省「農作物価指数(05年=100)」

によれば07年の生乳の価格指数は97.2だったが08年は102.3と、5.1ポイント上昇した。

5 信用事業の資金運用 収益の変動

(1) 預金・貸出金の動き

すでにみたように08年度の信用事業総利益は前年度比で減少に転じたが、信用事業の資金運用の構造に目を向けると年度後半から年度末にかけて大きな変化があった。

前掲第2表でみたように、08年度末の預金残高は前年度末よりも減少(増減率△0.5%)し、貸出金は増加(同4.4%)していたが、さらに第6表から主要な資金運用先である預金、有価証券、貸出金の年度末残高の合計に対する各資金のシェアをみると、08年度末の預金のシェアは前年度末比

で低下(△1.2ポイント)する一方、貸出金のシェアは上昇(0.8ポイント)した。

月次の農協の貸出金と預金の残高の前年同月比増減率の推移をそれぞれ示した第2図によれば、08年9月を境として、貸出金の前年同月比増減率は09年3月にかけて徐々に上昇しており、逆に預金のそれは徐々に低下していった。09年3月の貸出金の前年同月比増減率は4.9%で、預金のそれは△0.8%であった。

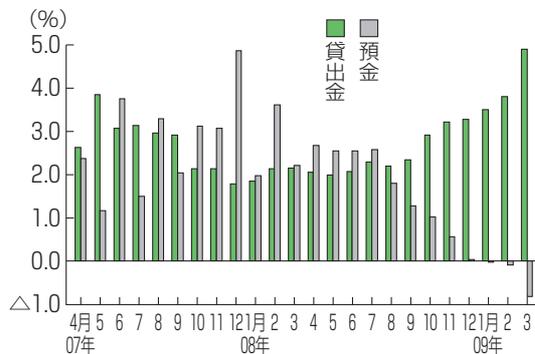
次に同第6表より農協の預金、貸出金、有価証券、および貯金

第6表 利回りと資金運用残高と資金運用収益に占める
各資金のシェア推移

		(単位 %)				
		04年度	05	06	07	08
利回り	預金	0.60	0.60	0.70	0.92	0.98
	有価証券	1.46	1.46	1.43	1.42	1.41
	貸出金	2.25	2.16	2.21	2.28	2.23
	貯金	0.05	0.05	0.11	0.28	0.32
利ざや	貯金・預金利ざや	0.55	0.55	0.59	0.63	0.66
	貯金・貸出金利ざや	2.20	2.11	2.10	2.00	1.91
	資金調達運用利ざや	1.02	0.99	1.02	1.01	1.00
資金運用残高 (年度末) に占めるシェア	預金	67.9	67.8	67.7	68.1	66.9
	有価証券	5.4	5.8	5.6	5.2	5.7
	貸出金	26.8	26.4	26.6	26.7	27.5
	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
資金運用収益 に占めるシェア	預金利息	36.8	38.8	41.5	47.6	49.4
	有価証券利息	7.3	7.4	7.3	6.0	5.9
	貸出金利息	55.9	53.8	51.2	46.4	44.7
	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

- (注) 1 預金利回りは(預金利息+その他受入利息)/(預金月末平均残高)
 2 資金調達運用利ざや=(資金運用収益-資金調達費用)/(預金平均残高+有価証券平均残高+貸出金平均残高)
 3 預金利息=預金利息+その他受け入れ利息
 資金運用収益は預金利息、有価証券利息、貸出金利息の合計。

第2図 農協の貸出金と預金の前年同月比増減率の推移



資料 農林中金『農林漁業金融統計』から筆者作成

の利回りの推移を比較すると、08年度には預金と貯金の利回りが上昇し、貯金・預金利ざやはわずかに上昇した。しかし貸出金の利回りは日銀の金融緩和策の影響を受けて低下しており、貯金・貸出金利ざやもさらに低下している。

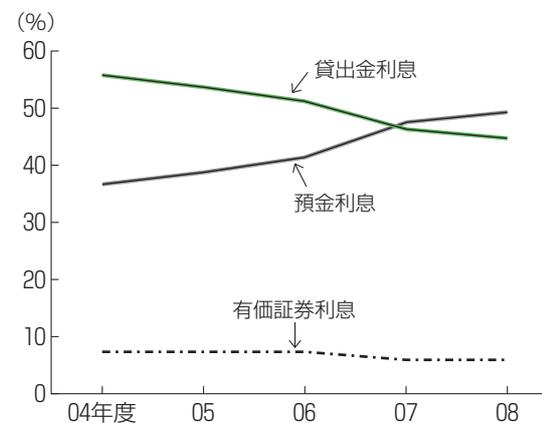
(2) 資金運用収益構造の変動

以上では08年度の金融緩和策に伴う貸出金金利の低下と貸出金の増加について述べたが、他方で預金利回りの上昇と貸出金金利の低下は、それ以前からみられた傾向でもあり、農協の資金運用収益には一定の変化が生じていたとみられる。

第3図より、資金運用収益（預金利息〈預金利息とその他受入利息の合計〉、貸出金利息、有価証券利息の合計額）に占める各資金の利息のシェアをみると、04年度に36.8%であった預金利息のシェアは、07年度に47.6%となり、貸出金利息のシェア（46.4%）を上回った。

08年度には預金残高は前年度末比で減少したが、資金運用収益に占める預金利息の

第3図 資金運用収益に占める各資金利息のシェア



シェアはむしろ上昇したため、資金運用収益の49.4%を占めるに至った。逆に貸出金の08年度末残高は増加していたが、貸出金の利回りは低下していたため、08年度の貸出金利息のシェアは低下し、44.7%となった。

このように近年では、資金運用収益に占める貸出金利息のシェアは年々低下傾向にある一方、預金利息のシェアは上昇基調にあり、両者は07年度には逆転した。資金運用収益に占める預金利息と貸出金利息のシェア逆転の背景には次のようなことがあったと考えられる。

まず農協における近年の貸出金の伸長は、金融機関同士の競争が激しい住宅ローンや、競争入札による調達を中心である地公体貸付が中心であった。しかしこれらは競争が激しく、貸出金としては金利が概して低位にあった。一方、この間に預金利回りは上昇傾向にあったため、預金利息のシェアは徐々に高まっていった。

なおこの間、資金調達運用利ざやは1%前後で安定的に推移（前掲第6表）し、少なくとも資金調達運用利ざやに大きな変動

は起きていなかった。

最後に、資金運用収益に占める貸出金利息の割合を地域別にみる（第4図）と、北海道、東北、九州・沖縄ではその割合は高く、近畿、東海、中国・四国では低いという地域性が存在していることがわかる。しかし近年では、全地域でその割合は低下する傾向にあり、とりわけ東北では04年度の81.9%から08年度は60.2%と、5年間で20ポイント以上も低下した。

また04年度には70%程度であった北海道や九州・沖縄も08年度には50%台にまで低下しており、04年に50%以上であった関東

と北陸は08年までに40%台まで低下した。以上のように北海道、東北、九州・沖縄といった貸出金の割合が比較的高かった地域でも、貸出金利息の資金運用収益に占める低下傾向が例外なくみられている。

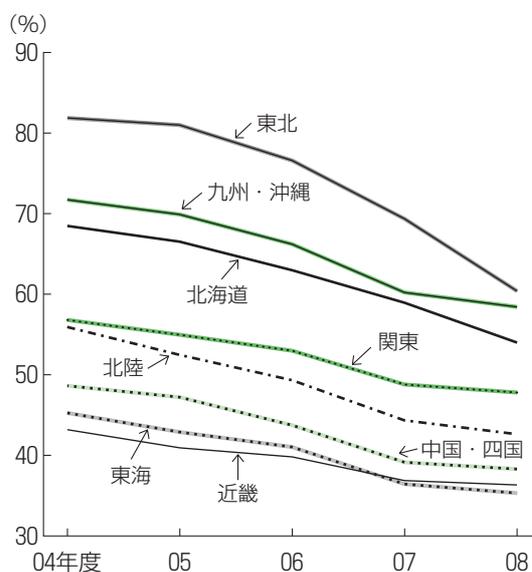
おわりに

08年度の農協経営は2年連続で経常利益が減少するなど、総じて厳しい結果となった。信用事業については、年度後半の金融緩和の影響で貸出金の利回りが低下したこともあり、貸出金は増加傾向にあった。低金利局面が長期間にわたって続くなか、住宅ローンの取組強化や地公体貸付の増加等に伴い、農協の貸出金残高は増加する傾向にあるが、住宅ローンや地公体貸付は、他業態との金利面等での競争も激化しており、資金運用収益に占める割合をみると、貸出金利息のそれはむしろ低下し、預金利息の割合が上昇する傾向にある。

こうした資金運用収益構造の変動が及ぼす影響については、そうした傾向が今後も続くかどうかを含めて、さらに検討する必要があるといえよう。

(ふくだ りゅうじ)

第4図 資金運用収益に占める貸出金利息のシェア(地域別)



(注) 地域区分は「総合農協統計表」のそれに従う。



統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(67)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(67)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(67)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(68)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(68)
6. 農業協同組合 主要勘定	(68)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(70)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(70)
9. 金融機関別預貯金残高	(71)
10. 金融機関別貸出金残高	(72)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部
TEL 03 (3233) 7746
FAX 03 (3233) 7794

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」 単位未満の数字 「-」 皆無または該当数字なし
「…」 数字未詳 「△」 負数または減少
「*」 訂正数字

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預 金	発行債券	その 他	現 金 預 け 金	有価証券	貸 出 金	その 他	貸借共通 合 計
2005. 9	40,693,656	4,671,698	18,989,850	1,203,755	40,218,462	13,849,162	9,083,825	64,355,204
2006. 9	38,753,965	4,667,283	25,443,995	287,332	47,196,487	10,033,684	11,347,740	68,865,243
2007. 9	39,782,801	4,659,654	20,104,942	804,415	41,526,270	11,993,797	10,222,915	64,547,397
2008. 9	38,098,695	5,031,163	13,817,848	2,040,087	32,927,297	8,446,077	13,534,245	56,947,706
2009. 9	37,973,708	5,441,135	24,055,465	1,156,375	43,158,694	11,594,985	11,560,254	67,470,308
2010. 4	39,395,304	5,603,308	22,629,084	776,125	45,260,995	12,627,366	8,963,210	67,627,696
5	39,511,639	5,601,422	22,264,619	1,275,136	44,086,413	12,737,175	9,278,956	67,377,680
6	39,057,853	5,598,980	23,934,260	915,435	46,318,082	12,413,549	8,944,027	68,591,093
7	39,288,746	5,600,945	24,403,686	1,242,430	46,091,540	13,040,874	8,918,533	69,293,377
8	39,331,362	5,590,377	24,351,961	1,102,348	46,834,763	12,312,959	9,023,630	69,273,700
9	39,237,598	5,576,231	25,131,728	817,123	46,042,647	12,142,184	10,943,603	69,945,557

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2010年9月末現在

(単位 百万円)

団 体 別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農 業 団 体	32,297,133	-	399,784	51	122,413	-	32,819,381
水 産 団 体	1,158,520	-	56,329	2	2,382	-	1,217,233
森 林 団 体	4,099	9	6,947	5	85	-	11,146
そ の 他 会 員	1,181	-	3,875	0	-	-	5,057
会 員 計	33,460,933	9	466,935	58	124,880	-	34,052,816
会 員 以 外 の 者 計	451,676	77,658	255,220	111,876	4,275,255	13,097	5,184,782
合 計	33,912,610	77,667	722,156	111,934	4,400,135	13,097	39,237,598

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。
3 海外支店預金計 328,123百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2010年9月末現在

(単位 百万円)

団 体 別	証 書 貸 付	手 形 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計	
系 統 団 体 等	農 業 団 体	60,618	4,625	97,436	-	162,678
	開 拓 団 体	162	18	-	-	180
	水 産 団 体	10,911	2,711	9,185	37	22,844
	森 林 団 体	2,335	6,683	1,667	38	10,724
	そ の 他 会 員	619	207	40	-	866
	会 員 小 計	74,645	14,244	108,328	75	197,292
	その他系統団体等小計	104,929	21,656	36,167	-	162,750
計	179,574	35,900	144,495	75	360,042	
関 連 産 業	1,979,594	36,354	1,121,148	4,950	3,142,045	
そ の 他	8,485,048	4,519	150,477	50	8,640,098	
合 計	10,644,216	76,773	1,416,120	5,075	12,142,185	

(貸 方) 4. 農 林 中 央 金

年月末	預 金			譲渡性預金	発行債券
	当 座 性	定 期 性	計		
2010. 4	5,716,341	33,678,963	39,395,304	-	5,603,308
5	5,752,946	33,758,693	39,511,639	-	5,601,422
6	5,093,145	33,964,708	39,057,853	-	5,598,980
7	5,200,479	34,088,267	39,288,746	-	5,600,945
8	5,312,968	34,018,394	39,331,362	3,000	5,590,377
9	5,316,363	33,921,235	39,237,598	2,500	5,576,231
2009. 9	5,341,999	32,631,709	37,973,708	1,000	5,441,135

(借 方)

年月末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買入手形	手形貸付
			計	うち国債			
2010. 4	71,378	704,747	45,260,995	15,007,995	89	-	81,933
5	114,322	1,160,813	44,086,413	15,366,934	2,102	-	77,998
6	88,071	827,363	46,318,082	18,282,757	2,125	-	76,569
7	60,279	1,182,150	46,091,540	17,834,475	6,191	-	82,525
8	101,683	1,000,664	46,834,763	17,202,779	7,768	-	82,397
9	99,316	717,807	46,042,647	17,294,930	7,807	-	76,772
2009. 9	119,883	1,036,491	43,158,694	14,914,816	2,047	-	89,950

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年月末	貸 金		譲渡性貯金	借 入 金	出 資 金
	計	うち定期性			
2010. 4	51,623,015	50,088,102	800,818	764,926	1,647,119
5	51,821,748	50,323,828	755,733	764,927	1,647,119
6	52,846,306	50,953,440	718,340	764,927	1,660,670
7	52,843,971	51,119,420	861,280	764,928	1,677,703
8	53,073,215	51,236,811	810,745	764,924	1,685,337
9	52,492,593	51,118,458	753,142	764,923	1,686,369
2009. 9	51,213,402	49,617,295	651,201	613,996	1,535,316

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農 業 協 同 組

年月末	貸 金			方 借 入 金	
	当 座 性	定 期 性	計	計	うち信用借入金
2010. 3	25,572,759	58,904,439	84,477,198	536,325	362,370
4	25,793,575	59,010,039	84,803,614	534,027	358,580
5	25,567,311	59,275,836	84,843,147	548,739	371,229
6	25,912,834	60,073,481	85,986,315	525,078	346,693
7	25,449,314	60,394,440	85,843,754	531,306	352,887
8	25,624,335	60,327,033	85,951,368	517,661	339,902
2009. 8	25,147,212	59,586,636	84,733,848	534,856	367,256

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コールマネー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
772,921	5,097,513	3,425,909	13,332,741	67,627,696
855,100	5,271,018	3,425,909	12,712,592	67,377,680
765,300	6,358,902	3,425,909	13,384,149	68,591,093
820,702	6,137,303	3,425,909	14,019,772	69,293,377
686,842	6,230,810	3,425,909	14,005,400	69,273,700
579,867	5,457,886	3,425,909	15,665,566	69,945,557
684,000	4,777,871	3,425,909	15,166,685	67,470,308

貸 出 金				コ ー ル ロ ー ン	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
11,017,025	1,522,372	6,035	12,627,366	1,175,883	7,787,238	67,627,696
11,104,928	1,548,434	5,815	12,737,175	1,181,023	8,095,832	67,377,680
10,822,230	1,508,792	5,956	12,413,549	1,020,128	7,921,775	68,591,093
11,450,510	1,501,606	6,231	13,040,874	1,020,924	7,891,419	69,293,377
10,781,898	1,443,626	5,037	12,312,959	1,002,335	8,013,528	69,273,700
10,644,216	1,416,120	5,075	12,142,184	1,069,831	9,865,965	69,945,557
9,890,537	1,607,635	6,862	11,594,985	1,535,386	10,022,822	67,470,308

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方						貸 出 金	
	預 け 金		コールローン	金銭の信託	有 価 証 券	計	う ち 金 融 機 関 貸 付 金	
	計	う ち 系 統						
71,864	29,668,554	29,570,897	2,000	385,208	16,658,045	7,026,618	1,526,794	
61,328	30,016,864	29,921,883	2,000	396,637	16,562,099	7,045,773	1,515,241	
61,789	31,086,527	30,986,274	12,000	397,089	16,480,567	6,929,170	1,498,824	
63,401	31,062,848	30,963,814	2,000	396,174	16,550,194	6,934,112	1,488,386	
61,293	31,284,443	31,182,886	2,000	402,053	16,556,034	6,934,599	1,488,900	
59,213	30,714,506	30,616,006	4,000	403,902	16,477,597	6,933,061	1,510,123	
62,875	28,736,594	28,619,029	-	409,504	16,743,417	7,041,607	1,523,598	

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借				方		報 告 組 合 数
	預 け 金		有 価 証 券 ・ 金 銭 の 信 託		貸 出 金		
	計	う ち 系 統	計	う ち 国 債	計	う ち 公 庫 (農)貸付金	
373,061	56,597,322	56,368,801	5,021,101	1,681,442	24,016,461	254,756	727
394,641	56,998,711	56,782,807	4,937,102	1,621,155	23,975,001	255,984	722
388,730	56,967,217	56,748,776	4,854,359	1,548,076	24,128,873	256,044	722
390,619	58,145,376	57,930,539	4,790,861	1,505,437	24,114,110	256,149	722
385,525	58,079,310	57,863,915	4,784,333	1,505,159	24,135,452	255,763	722
387,923	58,211,068	57,998,256	4,766,166	1,508,827	24,091,321	255,182	722
391,590	57,105,783	56,863,777	4,865,093	1,538,573	23,882,404	270,914	740

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方					
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 証 券	貸 出 金	
	計	うち定期性				計	うち系統			
2010. 6	2,031,610	1,393,133	3,417	56,422	13,636	1,284,052	1,261,370	158,387	598,025	
7	2,029,222	1,398,172	3,416	56,449	13,556	1,280,472	1,256,935	158,007	599,739	
8	2,021,114	1,394,698	3,416	56,554	14,306	1,275,391	1,251,610	154,771	599,120	
9	2,014,080	1,388,809	3,415	56,571	13,854	1,271,031	1,248,190	156,403	595,747	
2009. 9	2,007,086	1,370,058	3,538	55,390	13,416	1,257,566	1,232,086	160,280	597,902	

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方					借 方						報 告 組 合 数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 証 券	貸 出 金		
	計	うち定期性	計	うち信用 借入金			計	うち系統		計	うち公庫 (農)資金	
2010. 4	878,741	503,151	149,181	116,539	118,575	7,060	833,654	821,304	4,796	221,828	8,471	162
5	878,853	502,884	151,917	118,197	118,619	7,549	828,112	815,824	4,796	223,181	8,452	162
6	883,170	502,538	155,380	119,700	118,669	8,275	829,631	817,550	4,776	224,150	8,556	162
7	880,595	512,056	155,998	120,679	118,622	7,363	827,156	813,014	4,175	224,653	8,529	161
2009. 7	884,701	503,977	158,959	119,183	118,138	7,500	829,732	818,399	4,500	225,597	8,779	163

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
 2 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。(2009年4月より共済借入金を含まない)
 3 貸出金計は信用貸出金・共済貸付金。(2009年4月より共済貸付金を含まない)

9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残 高	2007. 3	801,890	496,044	2,487,565	1,936,818	546,219	1,113,773	160,673
	2008. 3	820,756	509,860	2,525,751	1,956,991	555,619	1,137,275	163,300
	2009. 3	833,096	508,917	2,575,584	2,002,165	560,995	1,154,531	163,634
	2009. 9	841,264	512,134	2,536,077	2,016,367	568,845	1,173,981	166,372
	10	845,741	514,248	2,496,707	2,016,193	568,561	1,175,306	166,267
	11	844,375	512,717	2,545,976	2,023,462	568,507	1,173,422	166,063
	12	853,057	520,050	2,534,595	2,043,112	577,352	1,185,688	168,005
	2010. 1	847,735	515,434	2,541,101	2,028,975	572,000	1,177,279	167,212
	2	850,048	517,091	2,550,103	2,043,890	574,687	1,183,145	168,014
	3	844,772	511,870	2,633,256	2,072,150	567,701	1,173,807	167,336
	4	848,037	516,230	2,615,920	2,073,746	569,910	1,188,482	168,807
	5	848,431	518,217	2,639,017	2,077,071	568,402	1,185,709	168,756
6	859,863	528,463	2,627,392	2,089,368	573,245	1,196,877	170,676	
7	858,437	528,440	2,583,335	2,073,691	569,539	1,192,613	170,448	
8	859,513	530,732	2,591,522	2,072,321	567,893	1,196,705	170,940	
9 P	853,884	524,926	P 2,596,706	P 2,069,772	P 570,610	1,195,743	P 171,607	
前 同 月 比 増 減 率	2007. 3	1.7	1.9	△0.8	2.5	0.9	2.0	0.8
	2008. 3	2.4	2.8	1.5	1.0	1.7	2.1	1.6
	2009. 3	1.5	△0.2	2.0	2.3	1.0	1.5	0.2
	2009. 9	1.6	0.4	1.7	2.9	2.3	1.7	0.7
	10	1.7	0.5	0.7	3.8	3.2	2.3	1.3
	11	1.5	0.2	1.2	3.1	2.5	2.0	1.4
	12	1.7	0.7	1.8	2.8	2.7	1.8	1.6
	2010. 1	1.7	0.5	1.8	3.1	2.7	2.0	1.8
	2	1.5	0.3	1.6	2.9	2.6	1.8	2.1
	3	1.4	0.6	2.2	3.5	1.2	1.7	2.3
	4	1.3	0.9	2.3	3.0	1.0	1.8	2.4
	5	1.3	1.5	3.7	2.9	0.7	1.8	2.5
6	1.4	1.5	2.2	2.6	0.7	1.8	2.9	
7	1.6	1.7	1.8	3.1	0.7	2.0	3.1	
8	1.4	2.0	2.7	2.8	0.1	1.8	3.0	
9 P	1.5	2.5	P 2.4	P 2.6	P 0.3	1.9	P 3.1	

(注) 1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。

2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。

3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）

4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

I 論 調

農業情勢の展望

——新たな農業政策の展開と系統組織の役割——…………… 原 弘平… 1 (2)

2010年度の内外経済金融の展望

——緩やかな景気回復継続するも、デフレや政策など課題残る——

…………… 渡部喜智・南 武志・荒木謙一… 1 (15)

農協信用事業の回顧と展望 …………… 小野澤康晴・小田志保・王 雷軒… 1 (27)

個人リテール金融をめぐる長期的な動向について

——ビッグバン構想から13年を経て—— …………… 重頭ユカリ… 1 (44)

リバース・モーゲージと総合農協

——新たな総合性発揮のために—— …………… 田中久義… 2 (2)

地域銀行における格付取得の状況について

——情報開示の観点からの考察—— …………… 矢島 格… 2 (16)

米国の退職貯蓄の変容と日本への示唆

——自助努力による退職貯蓄の充実と政策的インセンティブ—— …………… 鈴木 博… 2 (30)

ロシア・ウクライナの農業・食料

——ソ連崩壊後の変化と今後の見通し—— …………… 清水徹朗… 3 (2)

中国・インドの穀物需給動向

——中印の輸出入動向に揺さぶられる国際穀物市場—— …………… 阮蔚(Ruan Wei)… 3 (22)

家計のメイン化戦略の現状と課題 …………… 渡部喜智・田口さつき… 4 (2)

大規模農業経営体の経営と金融ニーズ …………… 長谷川晃生… 4 (18)

農地の有効利用と農協の役割 …………… 内田多喜生… 5 (2)

農協農業貸出伸長の今日的意義と課題

——地域社会農業と農協の役割(2)—— …………… 蔦谷栄一… 5 (18)

農地制度改正後の「企業の農業参入」を考える

——重要性が一層高まる企業と地域の関係—— …………… 室屋有宏… 6 (2)

戸別所得補償モデル対策の現場からの課題 …………… 小針美和… 6 (20)

川下産業から見た国産材および森林組合系統 …………… 秋山孝臣… 6 (35)

クロマグロの資源問題とわが国マグロ養殖をめぐる動向 …………… 出村雅晴… 6 (50)

協同組合の独禁法適用除外問題についての一考察		
…………… 農林中央金庫JAバンク統括部主監 明田 作…	7	(2)
米国先物市場と農家のリスク管理		
——穀物価格高騰期における価格リスク管理の変調—— ……	平澤明彦…	7 (16)
海外の主要な酪農・乳業組合の動向		
——ニュージーランド、デンマークの酪農・乳業組合の動向を中心として——		
……………	本田敏裕…	7 (36)
矛盾深まる中国の農地制度		
——経済成長に取り残された農民—— ……	阮蔚(Ruan Wei) …	8 (2)
グローバル・インバランス問題に関する一考察 ……	南 武志…	8 (16)
小麦の国際需給と日本の自給 ……	藤野信之…	8 (34)
自己資本比率規制と地域銀行		
——自己資本比率規制は地域銀行の行動にどのような影響を与えたか?——		
……………	矢島 格…	9 (2)
日本の公的年金制度の現状と今後の方向 ……	鈴木 博…	9 (20)
生物多様性問題の展開と方向性 ……	寺林暁良…	10 (2)
農林水産分野の排出量取引の現状と課題 ……	安藤範親…	10 (15)
水産エコラベル認証の現状と課題		
——水産における環境問題への新たなアプローチ—— ……	鴻巣 正…	10 (32)
JAバンクシステムの構造と機能		
——破綻未然防止システムを中心に—— ……	斉藤由理子…	11 (2)
協同組合内協同の創造からの農協見直し		
——相互扶助の原理から共生の原理へ—— ……	蔦谷栄一…	11 (15)
条件不利地域の買い物難民と協同組合 ……	一瀬裕一郎…	11 (32)
住宅市場の現状と長期展望 ……	渡部喜智…	11 (50)
欧米と対比した戸別所得補償の特徴と課題		
——直接支払い制度と競争力、土地資源—— ……	平澤明彦…	12 (2)
TPPと戦略的経済連携		
——「開国」幻想と決別し整合性ある貿易政策へ—— ……	石田信隆…	12 (23)
米輸出の動向と展望 ……	藤野信之…	12 (44)

Ⅱ 情 勢

日本食農連携機構の紹介	鈴木利徳… 4	(34)
生物多様性の保全で求められる民間参画		
——生物多様性条約と地域における取組み——	寺林暁良… 5	(47)
森林組合の事業・経営動向		
——第22回森林組合アンケート調査結果から——		
..... (財)農村金融研究会 調査研究部長 室 孝明… 6		(62)
漁協経済事業の現状と今後の事業展開		
——第28回漁協系統事業アンケート調査結果から——		
..... (財)農村金融研究会 主任研究員 尾中謙治… 6		(70)
日本の雇用と消費の変化	渡部喜智… 7	(48)
魚粉価格の動向と養殖漁業への影響	出村雅晴…10	(45)
2008年度の農協経営の動向	福田竜一…12	(59)

Ⅲ 外国事情

中国黄土高原に見る退耕還林政策	石田信隆… 3	(39)
大旱魃下におけるオーストラリア米生産の縮小要因		
——マランビジー川流域における灌漑水の割当と水取引——	平澤明彦… 5	(37)
<講演> 中国農業・農村改革の到達点と課題		
講師 中国共産党中央農村工作領導小組副組長・弁公室主任 陳錫文(Chen Xiwen)… 8		(51)
成長が加速し始める中国の西部地域		
——「西部大開発」戦略の実態と展望——	王 雷軒… 8	(64)
パラグアイの金融と協同組合	田中久義… 9	(35)

IV 談話室

オーストラリアNSW州の農業事情 …………… (株)農林中金総合研究所代表取締役社長	佐藤純二… 1	(42)
生き甲斐の農業 …………… 国立西洋美術館館長	青柳正規… 2	(14)
インドにおける農業開発の課題 …………… インド政府農業費用価格委員会前委員長, 社会開発委員会理事	T. ハック(T. Haque)… 3	(20)
栲原町を訪れて思うこと …………… (株)農林中金総合研究所 顧問	小林芳雄… 4	(16)
19世紀が生んだロマンチスト、ライファイゼン …………… 酪農学園大学酪農学部教授, 日本協同組合学会会長	村岡範男… 5	(34)
なぜ食原理主義か …………… 社団法人 経済倶楽部 理事長	浅野純次… 6	(18)
タイ国の騒乱に思う 自動車、米、国王 …………… 信金中央金庫 地域・中小企業研究所 所長	平尾光司… 7	(14)
ゆく夢くる夢 …………… 前えひめ南農業協同組合代表理事組合長<愛媛県農業協同組合中央会会長>	林 正照… 8	(32)
自給率と食料安全保障の混同 …………… 九州大学大学院農学研究院・教授	伊東正一… 9	(18)
熊野古道沿いの高専と地元産業 …………… 国立和歌山工業高等専門学校 校長	堀江振一郎…10	(30)
漁業資源の管理と漁業者 …………… 長崎県信用漁業協同組合連合会 代表理事会長	馬場元朝…11	(30)
今、なぜ二宮尊徳か ——四つの貧困化, その克服を報徳思想で—— …………… 鹿児島大学稲盛アカデミー講師・元鹿児島県信用農業協同組合連合会常務理事	八幡正則…12	(42)

V 本 棚

加島 徹 著 『農協の総合的リスクマネジメント —総合農協の経営革新と実践—』 …………… 農林中央金庫JAバンク統括部 部長代理	加藤 剛… 5	(17)
明田 作 著 『農業協同組合法』…………… 三重大学大学院生物資源学研究科 教授	石田正昭… 6	(48)
薄井 寛 著 JA総研 研究叢書1 『2つの「油」が世界を変える—新たなステージに突入した世界穀物市場』 ……………	原 弘平… 6	(49)
生源寺真一 著 『農業がわかると, 社会のしくみが見えてくる』……………	佐藤純二…11	(49)

農中総研ホームページの全面リニューアルについて（ご案内）

この度、当農林中金総合研究所のホームページ（<http://www.nochuri.co.jp/>）を刷新いたしました。「必要な情報が見つけやすい」「レポートを柔軟に検索できる」そして「提供情報がさらに充実した」ホームページを目指しております。

そのため、使いやすさに配慮してレイアウトやデザインを全面的に見直すとともに、新たな機能を数多く加えました。どうぞご利用ください。

農林中金総合研究所は、農林漁業・環境問題などの中長期的な研究、農林漁業・協同組合の実践的研究、そして国内有数の機関投資家である農林中央金庫や系統組織および取引先への経済金融情報の提供など、幅広い調査研究活動を通じ情報センターとしてグループの事業をサポートしています。



本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2010年12月号第63巻第12号〈通巻778号〉12月1日発行

編集

株式会社 農林中金総合研究所 / 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 代表TEL 03-3233-7700

編集TEL 03-3233-7775 FAX 03-3233-7795

発行

農林中央金庫 / 〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

頒布取扱所

株式会社えいらく / 〒101-0021 東京都千代田区外神田1-16-8 Nツアービル TEL 03-5295-7579 FAX 03-5295-1916

定価

400円(税込み) 1年分4,800円(送料共)

印刷所

永井印刷工業株式会社